

RIPRESS

Working Paper No.62

現代中国研究 — 中国の「都市化」に関する分析と提言 —

金子 伸一

麗澤大学外国語学部 非常勤講師

三瀆 正道

麗澤大学外国語学部 教授

陳 玉雄

麗澤大学経済学部 准教授

平成26年3月24日

はしがき

中国の都市建設問題を考える

急速な経済発展を遂げた中国は、発展途上国から脱皮して、中進国・先進国の道を歩むべく、経済のモデルチェンジとグレードアップに真剣に取り組む段階に達している。急テンポで工業化が進む中で、土地の囲い込みと地上のハコモノに重点を置いた都市化は「人の都市化」の欠落を顕著にし、戸籍制度の改革の遅れが社会保障の不平等に直結し、富の蓄積は庶民の所得向上につながらず、一方で国有企業の寡占・独占を生み、格差が拡大した。その結果はジニ係数を見ても一目瞭然である。

都市と農村の格差を是正しつつ、農村の余剰労働力をいかにスムーズに都市に吸収し、市民を増やし、80 後・90 後世代の生活を安定させて消費を喚起し、それによってラテンアメリカのような中進国の罠に陥ることを避け、内需主導型の健全な成長モデルを実現させるかは、李克強政権の目下最大の課題になっている。

これを実現させるための切り札となっているのが市場化であり、市場の見えざる手によって如何に健全な都市化を進めるか、が議論の的になっている。市場化は民間活力の導入であり、これによって地方政府も含めた財政的基盤の確立が期待できる。しかし、そのプロセスでは、これまでの大きい政府をいかにモデルチェンジし、政府と民間企業と人民という三者の適正な役割分担をどう割り振るかが重要な課題になる。更に、PM2.5 に象徴されるような環境に配慮した都市づくりなどのプランの構築を、誰が主体となって、いかなるプロセスで進めるのかも悩ましい。

21 世紀型都市づくりのコンセプトとして、スマートグリッド、スマートシティという概念がもてはやされ、これに多様な概念が重層的に加えられ、ここ数年で都市づくりのコンセプトは急速な発展を遂げている。その過程で拙速且つ粗放的な都市づくりの失敗例も多数報告されている。

金子論文は、こう言った都市づくり、更にこれを発展させた循環経済への取り組みを中心に分析した。三瀧論文は、特に 2013 年以降急速に白熱した農村の都市化をテーマにした様々な議論を、人民日報を丹念にフォローし読み込むことで、その深化とそこに提示された今後の方策について分析した。陳論文は、夙に話題となっているシャドーバンキング問題を中心に提起し、都市化の財政基盤確立に関する問題点を様々な角度から抉り出した。

都市化問題は、「都市と農村の有機的結合」と「都市群の形成発展」という方向へ進んでいる。3 論文でその間の問題の所在が明白になれば幸いである。

目 次

はしがき

三瀧 正道

サステナビリティ実現に向けた

—環境配慮型都市建設と循環経済試験区建設の現況について— 1

はじめに 1

金子 伸一

一. 環境配慮型都市建設と循環経済試験区建設のおおまかな流れ 2

二. 環境配慮型都市建設の案件ごとの進捗状況 12

三. 環境配慮型都市建設と循環経済実現に向けての技術導入 18

四. 今後の課題 20

主な参考文献 : 21

【添付資料1】 “循环经济试点”（循環経済試験区）一覧 : 22

【添付資料2】 建設承認を得た国家エコ工業モデル園区名称と承認日 2012年5月時点... 24

【添付資料3】 住宅都市農村建設部が指定する国家インテリジェントシティ試験区一覧 :
..... 26

中国の「都市化問題」に関する論議の推移と深化の検証 29

三瀧 正道

まえがき 29

一. 農村の都市化：これまでの動き 32

二. 都市化：これまでの問題点の分析 35

三. 都市化：今後へ向けた提言 43

Ⅰ 総括的な提言 44

Ⅱ 個別分野の提言 48

まとめ 58

人民日報検索記事目録 59

中国の地方政府債務と都市開発

——シャドーバンキングが成長する構造—— 63

陳 玉雄

はじめに 63

一.	地方間競争と地方政府の資金調達	64
1.	地方間競争の形成	64
2.	地方政府による開発資金の調達	66
3.	開発資金調達の行きづまり	68
二.	新たな収入を求めて	70
1.	不動産市場とデベロッパーの資金調達	70
2.	地方政府の新たな収入	72
三.	シャドバンキングと地方政府債務	74
1.	シャドバンキング	74
2.	社会融資総額	76
3.	地方政府の債務問題	78
	終わりに	81
	参考文献	82

サステナビリティ実現に向けた —環境配慮型都市建設と循環経済試験区建設の現況について—

金子 伸一

はじめに

胡錦濤総書記・温家宝首相が政権を担当した 10 年間は、「科学的発展観」（“科学发展观”）や「調和のとれた社会」（“和谐社会”）のスローガンが示すように、それまでの経済成長至上主義からの脱却を目指し、輸出と箱もの投資に偏り過ぎた経済成長方式の転換や第二次産業中心の産業構造の転換・高度化などにより、資源節約型で生態系にやさしい社会・持続可能な社会の構築を目指す諸政策が次々と打ち出された時期であった。

一方で、経済成長至上主義からの脱却を図りつつも、中国社会の活力を維持するためには年率 8%の経済成長を継続する必要がある（“保八”）として色々な政策が採られた。そうした中、重点政策の一つとして内需拡大の効用が大きい都市化の推進が取り上げられるようになるが、従来の粗放型の都市建設を反省する意味もあり、中央政府の各行政機関が競いあって「エコシティ」に代表される環境配慮型の都市建設を推奨するようになった。

また、持続可能な社会の構築をすすめるに当たっては、法整備などの制度設計と同時並行的に試行地域・試験区といったモデル地区や経済開発区に代表される産業パーク・業界を代表する企業等に資源の再利用を含むエネルギー利用の効率化・二酸化炭素排出量削減・環境負荷軽減・リサイクルなどをテーマとした「循環経済」のモデル事業構築を競わせるといった施策が数多く採られてきている。

習近平政権になってからは「生態文明建設」という言葉がよく使われるようになった。2013 年 12 月に党の常務委員メンバーが中心になって行われた「都市化工作会议」（“中央城镇化工作会议”）¹においても、都市化は内需拡大と産業構造高度化に向けての重要な突破口になるという認識や生態文明を守りながら環境にやさしい発展・循環的な発展・二酸化炭素排出量の少ない発展に尽力し都市化を推進しなければならないという認識を確認している。

中国社会全体を見ると、「PM2.5」の問題に顕著なように、大気汚染・水質汚染といった生存を脅かす公害問題そのものが克服されているとは言い難いものの、そうしたことを克服するためにも環境配慮型の都市建設や循環経済試験区の建設を通じて持続可能な社会の

¹ 2013 年 12 月 12 日と 13 日の 2 日間、北京にて開催された。12 月 14 日付「人民日報」

構築をすすめる必要があると考える。本稿では、これらに関連する中国政府の政策を概観したうえで現況を考察する。

一．環境配慮型都市建設と循環経済試験区建設のおおまかな流れ

中国が都市間で環境対策を競わせるような施策を取り始めたのは1996年に環境保護総局（当時）が江蘇省張家港市を“环境保护模范城市”（環境保護モデルシティ）第1号と認定したのが最初であろうと思われる。これは同局が策定し公開した環境基準をクリアした都市に認定を与えるもので、その基準は、水・空気・クリーンエネルギーなど環境そのものに関わるものの他に環境を管理するシステムの水準や1人当たりGDPなど経済水準に関わるものなど幅広い領域にわたる。認定の基準は公開されており現在は、環境保護省が2011年1月18日付で公布（環办[2011]3号）した「国家環境保護モデルシティ審査基準とその実施細則（第6フェーズ）」が最新版となっており、ここには29項目の審査基準が詳しく記載されている。尚、環境保護省のウェブサイトの資料によると同省が認定する環境保護モデルシティの数は2012年4月20日時点で15カ所となっている。

その後、温室効果ガス排出削減・3R活動・エコシティ・都市のスマート化といった世界の潮流の影響もあり、中国は今世紀に入ってから政府や地方自治体を中心に数多くの施策を打ち出し始めた。そのため環境配慮型都市の名称だけでもエコシティ、低炭素シティ、低炭素エコシティ、デジタルエコシティ、インテリジェントシティ等々、様々な呼称があふれる状況が出現した。循環経済モデル事業においても管轄する行政官庁によって呼称が微妙に異なっている。ここでは先ずそうした呼称を確認しながら、時系列的におおまかな流れを整理したい。

“生态城市”・“生态城”（エコシティ）

国際的な場においてエコシティに関する議論が行われたのは1990年米国カリフォルニア州バークレイ市における会議が最初のものであったが、その第5回目の会議が2002年8月に広東省深圳市にて開催された。この会議名「International Eco-City Conference」を中国語で“国际生态城市大会”とした頃より、Eco-Cityに対応する言葉として“生态城市”或いは“生态城”（エコシティ）が広く使われるようになったようである。

International Eco-City Conferenceにおいてもエコシティの明確な定義づけは行われていないが、以下のような基本的要件を満たすものが理想的なエコシティと認識されており、中国国内で中央政府の行政機関や地方自治体が“生态”（エコ）に代表される言葉で表現される環境配慮型都市建設をすすめる際の理念や基準づくりに大きな影響を与えていると考えられる。

- * 自給自足経済をベースに、必要な資源は地場で調達する。
- * 炭素排出量と吸収量をバランスさせ、再生可能エネルギーを使用する。
- * 整然とした都市レイアウトを持ち人の移動は公共交通システム（優先順位は徒歩、自転車、公共交通の順）による。
- * 水とエネルギー資源の効率的利用を最大化し、廃棄物のリサイクル、リユースシステムを構築し、廃棄物ゼロを目指す。
- * 都市部の環境修復を恒常的に行う。
- * 全ての社会階層と民族グループが普通の住宅を得られるようにし、女性、少数派、身体障害者など社会的弱者の就業機会を増やす。
- * 地場の農業生産を支援する。
- * 質素なライフスタイル、物質消費の低減、環境問題・持続可能な社会の啓蒙を推進する。

“循环经济试点”（循環経済試験区）

2005年10月に国家発展改革委員会・環境保護総局（当時）・科学技術省・財政省・商務省・統計局が一次指定分として合計82の試験区（重点7業種における42の企業・重点4分野における17の企業・13の産業園区・3省、7市）を“循环经济试点”（循環経済試験区）に指定し「循環経済モデル」の構築を指示した。

循環経済試験区を設ける作業の必要性等に関し、国家発展改革委員会は関係機関への通知書（「循環経済試験区を展開することに関する通知」発改環資[2005]2199号）において、科学的発展観を貫徹し循環経済の発展を加速して経済成長方式の転換を促すために試験区を設けるとしたうえで、概ね次のように述べている。

「旧来の資源多消費・高排出・低効率という粗放型の経済成長方式を根本的に転換することができておらず、資源の利用効率が低く、環境汚染が酷い状況にあり、今後15年においても工業化・都市化を進める際に直面する資源問題・環境問題は更に厳しいものとなる。そうした中で、循環経済の発展に尽力し、減量化・再利用・資源化の原則にしたがい色々な措置を講じ、資源節約型で環境にやさしい社会をつくらなければならない。循環経済試験区を展開し実践的経験を積むことは、循環経済と経済成長方式の転換を全面的に押し進めるうえでどうしても必要なことである」と。

また、それぞれの分野における総合的な目標は「鉄鋼・非鉄金属・化学工業・建材などの重点業界では、循環経済による成長を追求し循環経済のモデル企業をつくること、また資源を循環的に利用する産業チェーンモデルを提起すること。重点分野においては再生資

源の回収・利用システムの整備と資源循環利用メカニズムを構築すること。開発区・産業園区においては循環経済の考え方にしたいが産業園区を改造する構想を提起し循環経済産業園区モデルを提示すること。省・市においては都市発展のための循環経済構想を探求し循環経済を発展させる模範となる都市を幾つかつくりあげること」と定めた。

重点 7 業種における 42 の企業・重点 4 分野における 17 の企業・13 の産業園区・3 省 7 市のうち、例えば重点業種の 1 つである鉄鋼業においては、鞍本鋼鉄・攀枝花鋼鉄・包頭鋼鉄・済南鋼鉄・萊蕪鋼鉄の 5 企業が試験区に指定されている。また重点分野の 1 つである再生資源回収利用システムの構築においては、北京市朝陽区中興再生資源回収利用公司・石家荘市物資回収公司・吉林市再生資源集散市場・湖南省汨羅再生資源集散市場・広東省清遠再生資源集散市場・深圳報業グループの 6 カ所が試験区に指定されている。

2007 年 12 月にはさらに第 2 次分として計 96 の試験区(重点 12 業種における 50 の企業・重点 3 分野における 9 企業・20 の産業園区・4 省、13 市)が「循環経済試験区」に指定された。前出の鉄鋼業では、宝山鋼鉄・太原鋼鉄・馬鞍山鋼鉄・福建三鋼・重慶鋼鉄の 5 企業が追加指定され、再生資源回収利用システムの構築分野においては、天津市子牙工業園・河南省大周鎮再生金属回収加工区・遼寧省瀋陽市再生資源産業基地・江蘇省吳江市再生資源回収利用有限公司・江蘇中再生投資開発有限公司・安徽省界首市田營業循環経済工業区・湖南省郴州市永興県・陝西省西安市物資回収利用総公司の 6 カ所が追加指定された。第一次指定分である 82 の試験区と第二次指定分である 96 の試験区の一覧表は【添付資料 1】の通り。

“低炭素都市”（低炭素シティ）

世界的な NGO 組織である WWF(World Wide Fund for Nature、世界自然保護基金)が 2008 年 1 月、北京にて「中国低炭素発展プロジェクト」を始動させ、そのモデル都市として上海市、広東省広州市、四川省攀枝花市、黒竜江省伊春市、河北省保定市の 5 都市が選ばれた。上海市はエコ建築のモデル都市、広州市は持続可能な交通システムのモデル都市、攀枝花市はバイオディーゼルオイルの発展モデル、伊春市は生態系に配慮した低エネルギー消費の発展モデル、保定市は新エネルギー製造業のモデル都市というようにテーマ別に選定された。

2008 年 3 月には二酸化炭素の排出量削減と経済発展の両立を図る“低炭素経済”（低炭素経済）の推進が全国人民代表大会で提言された。

“国家生态工业示范园区”（国家エコ工業モデル園区）

エコ工業園区とは、循環経済の理念・生態工業学とクリーン生産の要求にしたがって設計された新しい工業園区と定義されており、普及を図るために開発基準や管理ルールが整備されてきた。環境保護省・商務省・科学技術省が審査を行いモデル園区として認定する。

2008年3月から2012年3月にかけて、政府に認定された「国家エコ工業モデル園區」は蘇州工業園區・蘇州ハイテク産業開發区・天津經濟技術開發区・無錫新区・煙台經濟技術開發区・山東濰坊濱海經濟開發区・上海市莘莊工業区・日照經濟技術開發区・昆山經濟技術開發区・張家港保稅区暨揚子江國際化学工業園區・揚州經濟技術開發区・上海金橋輸出加工区・北京經濟技術開發区・広州開發区・南京經濟技術開發区の15カ所。

これらの15カ所のように認定はされていないが、2004年に環境保護総局（当時）より国家エコ工業モデル園區を建設することに対する承認を取り付けた“大连经济技术开发区国家生态工业示范园区”（大連經濟技術開發区国家生態工業建設モデル園區）のケースでは、日中両政府（日本の經濟産業省と中国の国家發展改革委員会）合意の下、2007年から日中循環型都市協力事業が始まり、日本で最大規模のリサイクル事業を行っている「北九州エコタウン」の関係者がマスタープラン策定・システム構築などの協力を行っている。

この大連經濟技術開發区国家生態工業建設モデル園區のようにモデル認定には至っていないものの建設承認を得ているところは、2001年8月、最初に承認を得た“貴港国家生态工业（制糖）建设示范园区”〔貴港国家生態工業（製糖）建設モデル園區〕を始めとして計44カ所となっている。（【添付資料2】参照）

“循环经济促进法”（循環經濟促進法）

2008年8月、第11期全国人民代表大会常務委員会の第四回會議にて「循環經濟促進法」が成立し、2009年1月1日より施行することを胡錦涛国家主席名で公表した。

同法の第一章総則の第一条に書かれている同法制定の目的は「循環經濟の發展を促進し、資源の利用効率を高め、環境を保護・改善し、持続可能な發展を実現するため」であるとしている。第二条以下では、「循環經濟」とは生産・流通・消費等において行う「減量化」（Reduce）、「再利用」（Reuse）、「資源化」（Recycle）の3つを指していて、經濟・社會の發展のための重点戦略であり、政府が推進・市場が先導し、企業が実行に移し、市民が参加するという方針を守らなければならないと定めている。

COP15

2009年12月、コペンハーゲンで開催された第15回国連氣候變動會議（COP15）の閣僚級会合に出席した温家宝首相（当時）が、2020年までにGDPの1単位当たりの二酸化炭素排出量を2005年比較40～45%削減するという中国の自主目標を公表した。

“城市矿产示范基地”（都市鉱山モデル基地）

国家發展改革委員会と財政省は5年以内に30カ所の都市鉱山モデル基地を建設し電子廃

棄物などの資源回収に注力することを公表した。2010年5月、第1次分として、天津市子牙循環経済産業区、安徽省界首市田宮循環経済工業園区、湖南省汨羅循環経済工業園区、広東省清遠華清循環経済園、四川省西南再生資源産業園区、寧波市金田産業園区、青島市新天地静脈産業園区の7カ所を指定し、2015年までに、この7カ所で再生銅190万トン・再生アルミ80万トン・再生鉛35万トン・廃プラスチック180万トンを加工利用する能力を備えるとしている。

“低炭示范城镇”（低炭素モデルタウン）

APECの枠組みで行う低炭素モデルタウンの第1号案件として天津市滨海新区の于家堡金融区を選定した。これは、2010年6月に開催されたAPEC第9回エネルギー大臣会議において、高効率のエネルギー利用を行い気候変動に対応できる都市をつくりあげるという低炭素モデルタウンの構想を日中両国の代表が提案。日本は、この構想実現のためのAPEC基金として3年間で10億円を拠出するとした。

“低炭示范城市”（低炭素モデルシティ）

国家発展改革委員会が2010年7月、広東省・遼寧省・湖北省・陝西省・雲南省の5省と天津市・重慶市・深圳市・厦門市・杭州市・南昌市・貴陽市・保定市の8市、合計13カ所を低炭素化、即ち温室効果ガスの削減に取り組む試行地域に指定した。

同委員会はこの作業の目的と意義を、「気候変動に積極的に対応することは経済発展方式の転換と経済構造調整を行ううえでも良い機会である。工業化・都市化を加速させている中国にとって経済成長・民政改善と同時に温室効果ガスの排出を如何に効率よくコントロールするかは新しい課題であり、低炭素化を特徴とした産業体系と消費モデルの構築に努力しなければならず、そのために試行地域において色々な経験を積む必要がある」と述べている。²

2012年11月、同委員会は、海南省・北京市・上海市・石家荘市・秦皇島市・晋城市・呼倫貝爾市・吉林市・大興安嶺地域・蘇州市・淮安市・鎮江市・寧波市・温州市・池州市・南平市・景德鎮市・贛州市・青島市・済源市・武漢市・広州市・桂林市・広元市・遵義市・昆明市・延安市・金昌市・烏魯木齊市の計29カ所を第二次指定試行地域として発表した。

低炭素モデルシティに指定された都市が具体的にどのような取組みを行っているのかについての報告・報道はあまり目にしないが、例えば南昌市の取組状況については次のようなものがある。「市内にある経済開発区『南昌ハイテクパーク』では企業誘致を行う際に、

² 2010年7月19日、発改気候[2010]1587号「低炭素省・区と低炭素都市試行地域を展開することに関する通知」

環境への影響がないことを審査の一項目に加えた。マイカー利用を少しでも減らすために市内でレンタルサイクルサービスを始めることとし、既に市内数カ所に計 6,000 台の自転車配置した。節電のために市内の街路灯を LED 街路燈 18,000 個に取り換えた。市内のタクシー会社用に省エネルギー車・新エネルギー車 574 台を導入し、これによりタクシーの燃費は 10km/リットルとなり従来よりも 20~30%改善した³と。

“低炭素生态城市”（低炭素エコシティ）

住宅都市農村建設省が建設を推進する低炭素エコシティ。2011 年 1 月、省内に副大臣を長とする「低炭素エコシティ建設プロジェクト幹部チーム」を組織すると同時にその実働チームである「幹部チーム秘書室」を中国都市科学研究会・エコシティ研究専門委員会内に組織した。（幹部チーム秘書室の長である主任のポストは中国都市科学研究会秘書長が兼務）新組織発足の趣旨は、「中央政府が経済発展方式の転換を速め、資源節約型・環境配慮型社会の戦略的配置を構築し、積極的かつ確実に都市化をすすめる、低炭素エコシティの健全な発展をリードしようとしていることを具体化するため」⁴としている。

低炭素エコシティ建設プロジェクト幹部チームは主に地方自治体に低炭素エコシティ建設を働きかけるというやり方に徹していて、ほかの施策のように中央の行政機関として「モデル都市」を指定するような展開はおこなっていない。新聞報道では、山東省の低炭素エコモデルシティ創建都市である東営市の低炭素エコモデルシティ創建幹部チームが山東省の力諾瑞新エネルギー社と太陽電池・建築一体化戦略提携に調印することになったので東営市の省エネ建築の推進にはずみがつくという一例が紹介されている。⁵

「第 12 次 5 カ年計画」

2011 年 3 月に公表された「第 12 次 5 カ年計画」の第 6 篇「グリーン発展、資源節約型で環境にやさしい社会の建設」の第 23 章に「循環経済の発展強化」の項目が出てくる。この章の構成は、第 1 節「循環型生産方式の推進」、第 2 節「資源循環利用・回収システムの健全化」、第 3 節「グリーン消費モデルの推進」、第 4 節「政策強化と技術的サポート」の 4 節からなる。

“循环经济典型模式”（循環経済モデル）

国家発展改革委員会が循環経済モデルとして地域や企業など 60 件を 2011 年 10 月に指定した。これは、国家発展改革委員会・環境保護総局（当時）・科学技術省・財政省・商務省・統計局が 2005 年 10 月に一次指定分として 82 の試験区を、2007 年 12 月に二次指定分と

³ 「人民中国」2012 年 10 月号、「中部の先進低炭素都市 南昌市」

⁴ 2011 年 1 月 14 日付、建科函[2011]16 号「住宅都市農村建設省低炭素エコシティ建設プロジェクト幹部チーム成立に関する通知」

⁵ 2011 年 9 月 25 日付「大衆日報」

して 96 の試験区を“循环经济试点”（循環経済試験区）に指定したが、先ず、その活動は循環経済構築の実践研究を推進する中で着実な成果を上げることができていると総括したうえで、専門家による篩い分け作業を通じ、それらの中から 60 件を「循環経済モデル」に指定したものである。

2011 年 10 月 18 日付の「国家発展改革委員会の循環経済モデル案件（ダイジェスト版）の配布に関する通知」（発改環資[2011]2232 号）では、経済構造の調整と発展方式の転換を加速し、資源節約型で環境にやさしい社会を構築し、モデルとしての役割を十分に発揮して循環経済を大いに発展させ、循環経済の大規模な形成を促すため、この循環経済モデル案件（ダイジェスト版）を配布するとして、1 件に就き A4 用紙 1 枚分を使った概要説明を 60 件全てに対して行っている。

また、この通知において、「第 12 次 5 年計画の綱要では、循環型生産方式の推進・資源の循環利用と回収システムの健全化・グリーン消費モデルの推進・政策と技術サポートの強化の 4 つの領域で新しい目標を提示しているが、循環経済モデルに学び広めることが、第 12 次 5 年計画の綱要の要求を実行する具体的措置となるので実のある学習活動を行って欲しい」と呼びかけ、循環経済モデルに指定された地域・産業パーク・企業の取り組み方になって循環経済の構築をおこなうように指示を出している。

循環経済モデルとして指定された 60 件は以下の通り。

（地域）

遼寧省阜新市・寧海市・安徽省阜南市・銅陵市・福建省德化市・河南省鶴壁市・湖北省武漢市東西湖・湖南省永興・広東省雲安市・貴州省貴陽市・甘肅省金昌市・青海省柴達木地域

（産業パーク）

天津市子牙・河北省曹妃甸・上海市化工園區・蘇州市工業園區・浙江省嘉化・安徽省界首田營・青島市新天地・湖南省汨羅・広州開發区・広東清遠華清
（炭田） 山西省晋城・山西省煤塔山・山西省潞安・安徽省淮南鉍業・山東省新汶鉍業
（電力） 北京熱電・天津北疆電廠
（鉄鋼） 宝鋼集團・山東省萊鋼
（非鉄金属） 福建省厦門モリブデン・雲南省馳宏鋅銻・甘肅省白銀有色
（化工） 山東省魯北化工・貴州省開燐・新疆天業
（建材） 北京セメント・吉林省亜泰
（軽工業） 福建省鳳竹紡織・山東省泉林紙業・河南省天冠・湖南省泰格林紙・
広西チワン自治区貴糖
（資源循環利用） 上海偉翔・杭州富倫科技・広州万緑達・深圳格林美・深圳嘉達

- (再生) 濟南復強・上汽瑞貝德・青島天盾
- (農林業) 北京德青源・黑竜江朗鄉林業・浙江藍天・黄山多維・
広西チワン自治区東園家酒
- (厨房廃棄物資源化) 寧波開城・青海西寧
- (サービス業) 深圳東部華僑城

上記の 60 件の中には甘肅省の案件が 2 つ入っているが、そのことに関しては、甘肅省の工業情化報委員会が記者会見を行い、省が独自に選定した循環経済モデル 10 件の内、甘肅省金昌市（地域）と甘肅省白銀有色社（非鉄金属）の 2 つが全国の循環経済モデルに選定されたことを伝えるとともに、これにより甘肅省は試験段階から全面推進の段階に入ったと語っている。金昌市の地域モデルは、単一資源に依拠する産業から複数産業の複合化により成長方式の転換を図る資源型都市循環発展モデルだという。また、白銀有色社の非鉄金属産業モデルは、環境負荷低減・資源消費抑制のため資源の循環利用と産業チェーンの構築を図る大型非鉄金属精錬企業循環発展モデルだという。⁶

鉄鋼業界においては、2005 年 10 月に一次分として指定された 82 の試験区の内、鞍本鋼鉄・攀枝花鋼鉄・包頭鋼鉄・濟南鋼鉄・萊蕪鋼鉄の 5 企業、また 2007 年 12 月に二次分として指定された 96 の試験区の内、宝山鋼鉄・太原鋼鉄・馬鞍山鋼鉄・福建三鋼・重慶鋼鉄の 5 企業、合計 10 企業が試験区となったが、循環経済モデルとして選ばれたのは萊蕪鋼鉄と宝山鋼鉄の 2 社となった。例えば、循環経済モデル案件（ダイジェスト版）の概要説明において、宝山鋼鉄に関しては次のように記載されている。

「排煙の脱硫・乾式の粉塵除去といった環境対策を行ったうえで、コークス炉・高炉・転炉などで発生する副生ガスや高温の排熱を回収し、鋼材を加熱する際の燃料ガスとして或いは発電のエネルギーとして利用している。鉄を生産する際に発生するスラグ、ダスト、スラッジは原料として再利用している。排水も再利用している。

2005 年と比較した際の 2010 年の実績は次の通り。

- * 総生産額：67.7%増、 * 資源産出率：36.2%増 * エネルギー産出率：41.1%増
- * 工業生産額の増加 1 単位当たりの水使用量：28.2%減
- * 固体廃棄物の総合利用率は 0.47 ポイント増加して 98.5%に達した
- * 二酸化イオウの排出量は 19.5%減、COD（化学的要求酸素量）は 28.7%減

実績部分の説明が百分率による増減記述のため実態が分かりにくいものの、環境対策や資源の再利用に関する記述は、欧米や日本の鉄鋼メーカーと同じ水準の再利用技術を既に

⁶ 2012 年 12 月 3 日付「蘭州晨報」

有していることを表している。

“智慧城市”（インテリジェントシティ）

住宅都市農村建設省は 2012 年 11 月、インテリジェントシティとは先進科学技術の総合的活用・情報資源の統合・業務システムの統括を通じて都市計画・都市建設・都市管理を強化する新しいモデルであると定義し、インテリジェントシティの建設・運営・管理・サービスなどに関連する科学的アプローチを研究するため試験区を展開することにしたと各省・各自治区等宛てに通知を行った。また、インテリジェントシティの建設は新しいタイプの都市化を推進する重要な活動であるとしたうえで、各地方自治体に試験区の候補に応募するよう呼びかけた。⁷

その後、2013 年 1 月、北京において「国家インテリジェントシティ試験区創立作業会議」を開催し、第一次指定分として 90 カ所をインテリジェントシティ試験区に指定したことを公表するとともに、それらに対して 3～5 年の建設期間を経た後に、評価の高い順から「三つ星」、「二つ星」、「一つ星」の三段階評価を住宅都市農村建設省が行うとした。

この会議において仇保興副大臣は、「インテリジェントシティの建設は共産党中央と国务院がすすめる都市化戦略の具体的な任務であり、内需拡大・投資促進・産業の高度化と産業構造転換を促進するという新しい課題でもある」として、試験区に指定された地域の代表者に効率良く試験区建設を進めるよう呼びかけた。また会議に出席した国家開発銀行は 2013 年～2015 年の 3 年間に住宅都市農村建設部と協同しインテリジェントシティに投資する資金規模は 800 億人民元に達すると発言している。⁸

住宅都市農村建設省は 2013 年 8 月に第二次指定分として 103 カ所の試験区を公表した。第一次指定分の 90 カ所、第二次指定分の 103 カ所の試験区一覧は【添付資料 3】の通り。

インテリジェントシティの建設は具体的にどのように進められているのかを知る手がかりになるメディア紹介がある。一つは第一次指定を受けた山東省済南市西区を訪問した視察レポートで、それによると、西区の総面積は約 400 平方キロメートル、内建設用地面積は約 120 平方キロ。開発を担うのは済南西城投資開発集团有限公司で、主に「西駅区」、「大学科技園区」、「国家（済西）湿地公園」をコアに計画が策定され、西駅区を中心に、重要な交通ターミナル機能、文化・芸術施設、現代サービス業、金融業、商業流通業の中心的サービスエリアとする構想で、12 の主要大学が集結する「大学科技園」には、アニメ、ソ

⁷ 2012 年 11 月 建弁科[2012]42 号 「国家インテリジェントシティ試験区を展開することに関する通知」

⁸ 2013 年 2 月 5 日付 「中華工商時報」

フト開発、アウトソーシングを主としたイノベーションバレーもあり、人材育成にも力を注いでいるという。また、済南西城投資開発集团有限公司の会長は、日本企業の本部機能を誘致し、ビルやまちづくりの省エネ化設計や事業への参画を期待しているとのことである。⁹

また、同じく第一次指定を受けた昆明市五華区の現況を「雲南省最初の国家級インテリジェントシティ試験区 23 日に昆明市にて始動」という題名でインターネット新聞¹⁰が次のようにレポートしている。

この試験区は昆明市の五華区科学技術園にあり、計画面積は約 36 平方キロメートル。五華区には教育・科学技術・インテリジェンス資源が集中しており、雲南大学・昆明理工大学・雲南民族大学など 11 の高等教育機関や昆明物理研究所など 20 余りの研究機関、それと多くの金融機関が存在している。また、聯想グループ、上海緑地グループ、中鉄グループ、中船重工グループ、保利グループ等の大企業が既に投資をおこない事業を始めているという。五華区の李副区长によると、インテリジェントシティ建設のプロジェクトは、科学技術・文化・インテリジェンス・伝統産業などの資源を有効に使い、産業集約・ハイエンド化を推進し、2016 年にはインテリジェントシティでの販売収入を 1000 億元とする計画だとしている。

“生态文明建设”（生態文明建設或いはエコ文明建設）

2012 年 11 月に開催された第 18 回党大会の報告書において、中国の特色ある社会主義事業（経済建設・政治建設・文化建設・社会建設）に「生态文明建设」が加えられ、環境問題に国をあげて取り組むことが表明された。「生态文明建设」が意味するところは、自然を尊重し保護する理念の下、グリーン発展・循環型発展・低炭素発展を促進し、美しい中国を建設するというもの。これにより、「生态文明建设」が習近平政権の政策理念を示す重要なスローガンの一つになったことが確認された。

“绿色生态城区建设示范”（グリーンエコシティ建設モデル）

住宅都市農村建設省は 2012 年年末から 2013 年年初にかけて「グリーンエコシティ建設モデル」として、“中新天津生态城”（天津・中国ーシンガポールエコシティ）、“唐山湾生态城”（唐山湾エコシティ）、“深圳光明新区”（深圳光明新区）、“无锡太湖新区”（無錫太湖新区）、“长沙梅溪湖新城”（長沙梅溪湖ニューシティ）、“重庆悦来生态城”（重慶悦来エコシティ）、“昆明呈贡新区”（昆明呈貢新区）、“贵阳中天未来方舟生态城”（貴陽中天未来方

⁹ 『JC ECONOMIC JOURNAL』2013 年 10 月号、「山東省のビジネス環境改善と日中経済交流への期待」

¹⁰ 2013 年 05 月 23 日付「中国新聞網」

舟エコシティ) の 8 カ所を選定し公表した。

2013 年 4 月になると同省は、グリーン建築普及とグリーンエコシティ建設推進のため第 12 次五カ年計画期間中に、100 カ所の「グリーンエコシティ建設モデル」を選定すること・行政機関が建てる学校、病院、博物館などの建築物や低所得者用住宅及び建築面積が 2 万平方メートルを超える公共建築物は 2014 年から率先してグリーン建築を行うことなどの具体的目標を伝える各省・各自治区・各直轄市宛ての通達を出した。¹¹

“生态文明先行示范区”（エコ文明先行モデル地区）

2013 年 3 月全国人民代表大会の開催時に公表された「国民経済・社会発展計画案」の中の環境対策の一項目としてエコ文明先行モデル地区建設が挙げられた。2013 年 12 月には、発展改革委員会・財政省・国土資源省・水利省・農業省・林業局の 5 つの行政機関は共同で各省・自治区・直轄市の関係機関に「国家エコ文明先行モデル地区建設案（試行）」を送付するとともに 2014 年 2 月までにエコ文明先行モデル地区の候補地 1、2 カ所を提示するよう求めた。最終的には、計 100 カ所のエコ文明先行モデル地区を建設する予定だとしている。¹²

二. 環境配慮型都市建設の案件ごとの進捗状況

「18 のエコシティ」

天津大学が冬休みの社会实践活动の一つとして「都市におけるエコとは何か」を研究するために中国の代表的エコシティを訪問する活動への参加を学生に呼びかけ、具体的にはエコシティ 1 カ所の訪問につき 5 名～15 名の学生を募集した。¹³ 調査・研究の対象として挙げられたのが以下の 18 カ所のエコシティである。多数あるエコシティ建設案件の中から大学側が何を基準に 18 カ所を選定したのかは分からないが、学生が実践活動を行うに値するものが選ばれたと考えるのが自然だと思われる。

メディア等で報じられた情報をもとに天津大学が選定した 18 カ所の概況を整理してみる。1～18 の順番は、学生に対する募集通知書の中で大学側が列挙した順に番号をふっただけのものであり、中国語表記の名称は大学の募集通知書に出てくる原文そのままを記載した。また、この募集通知書では 18 カ所のエコシティの概況などに関する説明は一切されていない。

¹¹ 2013 年 4 月 3 日 建科 [2013] 53 号『『第 12 次五カ年計画』グリーン建築とグリーンエコシティ発展計画に関する住宅都市農村建設省の通達』

¹² 2013 年 12 月 2 日 发改环资[2013]2420 号「国家エコ文明先行モデル地区建設案（試行）に関する通達」

¹³ 2011 年 12 月 20 日付「天津大学 2011－2012 冬休み社会实践活动の通知」

1 “门头沟生态城（北京）”（北京門頭溝エコシティ）

北京市門頭溝区の再開発プロジェクトで、中国ーフィンランド・エコバレープロジェクトと呼ばれている。2010年5月にフィンランドとの協力案件として調印。投資金額10億ユーロ、対象面積は100平方キロ。同区にある254社の小規模炭鉱を強制閉鎖し、その炭鉱跡地を再開発して低山地帯に「低炭素・デジタル管理・エコ」をテーマとする居住区を建設するという計画。完成予定は2015年とされている。調印時には多くの報道があったが、それ以降の進捗状況に関する報道はない。¹⁴

2 “天津中新生态城”（天津・中国ーシンガポールエコシティ）

2007年11月、中国国務院とシンガポール政府が国家エコ工業モデル園区の1つである天津経済技術開発区に隣接する天津市滨海新区にエコシティを共同で建設することに合意、2008年9月に着工。開発対象面積は30平方キロで、35万人が働き、居住できる環境都市空間づくりを目指す。開発・運営の主体は中国側とシンガポール側が50%ずつ出資した中新天津生態城投資開発有限公司が行っており、天津市政府がこれを管理・監督している。

上述の International Eco-City Conference が考えるエコシティの基本的要件に沿った形で環境目標や都市の管理目標を設定し、2020年の完成に向けて着実に建設がすすんでいる中国で最も成功している案件の1つと言える。2013年1月には住宅都市農村建設省が指定する国家インテリジェントシティ試験区第1次指定90カ所の1つに選ばれ、また同じ時期に同省が選定した8カ所の“绿色生态城区建设示范”（グリーンエコシティ建設モデル）の1つに入った。

開発着手から5年が経過し、これまでにシンガポール企業約60社が合計8億5000万米ドルを投資。中国銀行がシンガポール企業を対象に今後3年で総額16億シンガポールドルの融資枠を設けている。¹⁵ 東芝、日立製作所、パナソニック、三井不動産レジデンシャル等の日本企業も省エネ事業協力、ビルエネルギーマネジメントシステム分野での技術協力、ホームエネルギーマネジメントシステム分野での機器受注、マンション分譲事業参画など多方面で関わりを持ち始めている。

3 “万庄生态城（廊坊）”（廊坊万莊エコシティ）

河北省廊坊市の廊坊経済開発区内に建設がすすめられたエコシティ。2008年6月、中国の著名な不動産デベロッパーである上海実業集团公司により着工。設計はこの分野では実績のある英国のARUP社。対象面積は80平方キロ。「持続可能な地域社会」をテーマとし、再生可能エネルギー利用率100%、汚水処理率100%、リサイクル利用

¹⁴ 2010年5月27日付「北京日報」

¹⁵ 2013年6月10日付「ジェットロ通商弘報」

率 100%のように高い目標を掲げた。2020 年完工を目指したが、事業性が見込めないとして上海実業集団会社が撤退を決めたため 2010 年に建設中断を余儀なくされた。¹⁶

4 “河南郑州新田生态城”（河南鄭州新田エコシティ）

河南省鄭州市の洞林湖湖畔ですすめられた 2011 年 6 月着工の不動産開発。開発の対象面積は 7 平方キロ。河南新田置業有限公司がデベロッパーとなり、洞林湖の周りに「田園都市」をイメージした商業施設・レジャー施設等が一体となった高級感のある居住地区を建設した。2013 年 12 月に住宅の売り出しが始まり、2014 年 4 月から入居開始の予定。

5 “西安绿地国际生态城”（西安緑地国際エコシティ）

陝西省西安市にて上海の不動産デベロッパーである上海緑地集団が開発を行った別荘タイプの低層マンション。総戸数 3734 戸、建築面積 2 百万平方メートル、緑化率 42%。2011 年 12 月より居住開始。

6 “沈阳高坎生态城”（瀋陽高坎エコシティ）

瀋陽市高坎鎮の高坎生態経済区に、グリーン建築規定に従い住宅・オフィス・レジャー施設・会議場・展覧会場・行政機関棟等を建設する不動産開発案件。開発対象面積は 21 平方キロ。建築規模は 400 万平方メートル。2010 年 5 月に香港の不動産デベロッパーである世茂集団が 500 億人民元を投資し開発する契約にサインした。しかしその後関連の報道はなく、遼寧省の入札管理ネットを見ると 2011 年 7 月 18 日に瀋陽高坎エコシティの撤去工事の落札者が決定したという通知が公開されており、世茂集団は撤退した模様。

7 “北京长兴生态城”（北京長興エコシティ）

北京市豊台区長辛店鎮到北京万年基業建設投資有限公司 45%、豊台区総合投資公司 45%、長辛店鎮 10%の出資比率で組成された共同事業体が開発した北京長興国際生態城のことで、住居・ホテル・レジャー施設・商業施設が一体となった案件。2012 年 5 月着工。設計・コンサルタントとして英国の ARUP 社 45%を起用。再生エネルギー利用率を 20%、廃水の再利用率を 80%に高めるなどの施策により CO2 の排出量削減を目指す。北京最初のエコシティ。2013 年 12 月に販売開始、2014 年 10 月に入居開始予定。

8 “曹妃甸国际生态城”（曹妃甸国際エコシティ）

河北省唐山市曹妃甸の沿海地域 380 平方キロを埋め立てて造成する曹妃甸工業区の中の生活空間として 80 万人分の居住区をつくるというのが基本構想。（スウェーデン

¹⁶ 2010 年 11 月 25 日付「南方週末」

のコンサルタント会社である SWECO 社がサステナビリティを核とした基本設計を担当) 2013 年 8 月に住宅都市農村建設省が第二次指定分として 103 カ所のインテリジェントシティ試験区を選定したが其の内の 1 つでもある。

巨大港・鉄鋼基地・化学工業・電力基地の 4 つを柱とする曹妃甸工業区は国家発展改革委員会が 2011 年 10 月に指定した循環経済典型モデル 60 カ所の中の 1 つであり、3R 原則にもとづく産業チェーンのモデル構築への期待を集める。曹妃甸工業区の埋め立ては約 230 平方キロ部分が完了したものの、建設資金投入が続かなくなったためにインフラ整備工事自体が停止状態となっており、曹妃甸国際エコシティの建設も全くすすんでいない。¹⁷

2013 年 9 月 3 日付の日本経済新聞は「胡錦濤・温家宝政権から習近平・李克強政権に移行後、誘致企業の拠点建設の動きや資金の投入などの面で失速が顕著」だと報じている。

2013 年 10 月号の「選択」は「開発は進んだものの誰も寄りつかない場所を中国のメディアは“新鬼城”(ニューゴーストタウン)と呼び始めている。既に数十カ所あり、河北省唐山市曹妃甸も“新鬼城”である」と述べている。

9 “南湖生态城(唐山)” (唐山南湖エコシティ)

河北省唐山市の唐山南湖生態城管理委員会が 2006 年より市内の南湖湖畔の景観区域 30 平方キロの整備を始めた。ゴミ集積地の整備や地盤沈下地の改良工事を行ったうえで、上海緑地集団、深圳万科集団、シンガポールの仁恒和美社など国内外の著名な不動産開発会社を呼び込み「環境保全・生態系保護」をテーマに、リゾートホテル・別荘・ショッピングモール・公園・オフィス・歴史文化遺産の展示館・レジャー施設等を建設するという不動産開発案件で現在も続いている。

10 “山东黄河生态城”(山東省黄河エコシティ)

山東省徳州市斉河県において徳州市の観光局が中心となり、観光客を呼び込むために森林・温泉・湿地・歴史遺跡などの資源を有効利用した文化エコリゾート区と称する景観区域を 10 カ所建設し観光リゾートとするもの。開発地域は約 30 平方キロ。2020 年には延べ 500 万人の観光客受け入れを目標としている¹⁸。

11 “苏州西部生态城”(江蘇省蘇州市西部エコシティ)

江蘇省蘇州市の西部地域にある太湖湿地公園を中心にレジャー・住居・オフィス・文化・工芸などのエリアから成る低炭素型ニュータウンの建設プロジェクトで、蘇州西部生態城建設指揮部が 250 億元を投資する予定。再開発の対象地域は 42 平方キロ。

¹⁷ 2013 年 5 月 25 日付「21 世紀経済報道」

¹⁸ 2013 年 1 月 7 日付「齊魯晩報」

2013年6月にはフィンランドの研究機関が省エネ・ゼロエミッションを核とする都市設計や技術開発等に協力するという初歩的合意形成がされたので、「中国ーフィンランド・サステイナブルエコシティ」として建設が推進される可能性がでてきた。¹⁹

12 “东滩生态城（上海）”（上海東灘エコシティ）

長江河口に浮かぶ崇明島、すなわち上海市崇明県の東側地区に上海実業集団会社が主体となり英国 ARUP 社が協力するという中英協力案件として中国初となるエコシティを建設する動きが出たのが今世紀初頭。しかし、資金の出し手が決まらないなどの多くの問題が出てきて着工できない状況が続いた。2010年1月20日の「第一財經日報」は、「本来であれば2008年後半には着工し、2010年の上海万博前までに完成予定だったが依然として着工していない」と報じた。ジェトロはプロジェクトが失敗した要因として、取得した土地の用途変更手続きが完了していないという提携関係の問題・プロジェクトの推進を後押ししていた上海市の元書記陳良宇氏が失脚したという政治的要因・本プロジェクトの運営者である上海実業集団会社がリーマンショック後に事業の見直しを行わざるを得なくなったという経済的要因という4点を指摘した。²⁰

2012年2月20日の「東方早報（上海）」は、「上海実業集団と保険会社の出資により7700戸分の高齢者用住宅をつくり1万人以上の高齢者を受入れるコミュニティ建設から着手することになり、2月18日には現場で杭打ちが始まった」と報じたが、続報を目にすることがないため、現況は分からない。

13 “无锡中端低碳生态城”（無錫・中国ースウェーデン低炭素エコシティ）

江蘇省無錫市とスウェーデン環境省が2010年4月、協力プロジェクト案件に調印。スウェーデンの SWECO 社が都市設計を担当し、中国有数の不動産デベロッパーである万科集団が不動産開発を担当。再開発の対象面積は2.4平方キロ。住宅都市農村建設省の「低炭素エコモデルシティ」にも認定されている。再生エネルギー利用率の目標値が、20%、水資源の循環利用も目指している。2010年7月に着工式典が行われたという報道がされて以降、音沙汰がない状態。2013年3月1日の新華社の報道では、対象地の周囲は植樹された木々が育っているが、その中は荒地のまま手つかずの状態であることを確認したとしている。また、「企業誘致条件の制定作業やエネルギー利用方法・水資源利用方法・廃品回収とその利用方法など技術面での検討を加えているが、できれば2013年年内に着工したい」という関係者の言葉を伝えている。

¹⁹ 2013年6月27日付「蘇州日報」

²⁰ 2011年3月のジェトロ北京センターの報告書「中国のエコシティ構想の現状と日本企業のビジネスチャンス」11ページ

14 “重庆悦来生态城”（重慶悦来エコシティ）

重慶市悦来区の再開発プロジェクトで、対象面積は 3.44 平方キロ。重慶市における最初のエコシティ建設案件。2012 年 10 月に重慶市政府が建設計画を批准。低炭素・環境配慮を理念として、公共交通の整備・高品質住宅・商業施設・オフィス・研究開発施設・レジャー施設等からなる総合コミュニティを建設するとしている。2013 年初めには住宅都市農村建設省が選定した 8 カ所の“绿色生态城区建设示范”（グリーンエコシティ建設モデル）の 1 つに入った。建築総面積は 315 万平方メートルに上るが、その後の報道は重慶市の関係者が語る計画についての内容のみで、建設に着手したかどうかは不明。

15 “云南大理洱海国际生态城”（雲南大理洱海国際エコシティ）

大理洱海金沙旅遊リゾート不動産社が雲南省大理白族自治州において開発したリゾートマンション・別荘・リゾートホテルで、建物にもよるが早いものでは 2009 年 9 月から入居が始まった。再開発された建築総面積は 26 万平方メートル。雲南省の著名な観光地でもある洱海の湖畔に省エネ・環境に配慮した建物と水辺公園を配している。

16 “长沙生态城”（長沙エコシティ）

湖南浅水湾湘雅温泉花園社（中国有数の不動産デベロッパーである上海実業集団の支店にあたる）が湖南省長沙市において開発した総戸数 2268 戸に上るマンション。2010 年 5 月に入居開始。

17 “中芬合作共青数字生态城（江西省共青城）”（中国ーフィンランド・共青城デジタルエコシティ）

中国とフィンランドの協力プロジェクトとして 2009 年 4 月に共青数字生態城市有限公司を合弁で設立、登録資本金 1690 万ユーロ。江西省共青城市にフィンランドのエコシティ建設の理念・環境保護技術・IT 技術による都市管理等を導入し、持続可能な都市を建設する。開発対象面積は 5 平方キロで 10 万人の居住区をつくる。2010 年 5 月に定礎式を行ったが、その後の建設状況については報じられていない。ただ、2013 年 5 月に蘭天使鴻業投資有限公司とフィンランド数字生態城市有限公司（フィンランドの省エネ・排出量削減技術等を広めるために中国に設立したフィンランド政府の窓口と位置付けられている会社で当該プロジェクトや江蘇省丹陽市のデジタルエコシティプロジェクト等を手掛けている）が北京で協力契約を締結したということが報道されているので、或いは協働の枠組みに変化が生じているのかも知れない。²¹

18 “广西北部湾国际生态城”（広西北部湾国際エコシティ）

²¹ 2013 年 5 月 27 日付「中国日報」

広西壮族自治区防城港市上思県の念倫ダムの周辺に 15 億～20 億元を投じ、エコツーリズム用のホテル、別荘、水上レジャー・温泉などのリゾートセンター、国際会議場等を建設する再開発プロジェクトで対象面積は 18 平方キロ。2009 年 9 月に定礎式を行った後、2011 年 7 月に上思祥龍生態城開発有限公司と北京恒生富通投資有限公司が不動産開発に関わる協力契約に調印し建設がすすめられている模様。²²

メディアの報道状況から判断すると、学生たちが訪問したであろう 2012 年初頭において、プロジェクトが進捗して建設状況を見ることができた案件は 2 の天津・中国ーシンガポールエコシティ、4 の河南鄭州新田エコシティ、5 の西安緑地国際エコシティ、9 の唐山南湖エコシティ、15 の雲南大理洱海国際エコシティ、16 の長沙エコシティの 6 件だが、天津・中国ーシンガポールエコシティ以外の 5 案件は「エコシティ」という名称は冠しているものの、「環境配慮」の具体性に乏しく、単なる不動産開発案件と見られても不自然ではない。

その他の 12 の案件の内、当時既に「撤退した」と報じられていた 3 の廊坊万荘エコシティの案件に就いては当然のことながら、他の 11 案件の現地を訪問したとしても、プロジェクトが動いているのかどうかすら定かでない状況にあったと思われる。そしてその基本的状況は現在（2014 年 2 月）でも変わっていない。都市近郊のマンション開発、景勝地でのリゾートマンション・別荘開発のような単純な不動産開発案件は建設が完了し、販売或いは入居が始まっているが、環境配慮型の実験都市としての「エコシティ」を建設しようとした案件は、天津・中国ーシンガポールエコシティを除き、全てが工事の中断や計画の見直しを迫られている。

三. 環境配慮型都市建設と循環経済実現に向けての技術導入

2007 年 9 月、胡錦涛国家主席（当時）が APEC の第 15 回首脳会議において、「低炭素経済の発展に注力」、「低炭素エネルギー技術の研究開発と推進」、「二酸化炭素吸収源の拡大努力」、「二酸化炭素吸収技術開発の促進」の 4 つの提案をしたことに代表されるように、中国政府は環境配慮型都市建設や循環経済実現のために「技術」の側面にも注力してきた。

上述した 18 のエコシティ建設案件にも登場しているが、都市によっては英国 ARUP 社やスウェーデンの SWECO 社などのような設計・施工・管理・技術指導のできる西欧の企業と契約を結び、新しい技術を吸収しようという動きが続いている。

日本企業も、「エコタウン事業」（資源循環型社会づくりのために経済産業省と環境省が

²² 2011 年 7 月 17 日付「広西房地產信息网」

北九州市など 26 地域のリサイクル施設整備事業へ財政支援するもの)・「環境未来都市構想」(環境保護と超高齢化社会に対応する技術・社会経済システム・町づくりの分野で成功事例をつくり普及を図るために内閣府が柏市柏の葉キャンパスなど 11 地域に補助金を支給するもの)・「チャレンジ 25 地域づくり事業」(温室効果ガス削減に効果的と思われる技術を検証し成功モデルを全国展開するために環境省が街路照明のスマート化実証をおこなっている茨城県つくば市等 25 地域に助成をおこなうもの)・「スマートコミュニティ実証 4 地域」(経済産業省と次世代エネルギー社会システム協議会がスマートコミュニティづくりのための実証実験を横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市の 4 都市にて住民の協力を得て行うもの)などを通じて培ったノウハウをもって中国の各都市にアプローチをしてきている。日本の行政機関が推進してきたこれらの事業には「住民、企業、サービス事業者(行政・大学・第三セクターなど)が参加する恒久的・有機的なネットワークをつくる」という理念が共有されており、この理念は 2009 年 1 月 1 日より施行された中国の「循環経済促進法」の理念にも相通ずる。

一方、日本の経済界の代表団が訪中時に温家宝首相(当時)に提案をしたことから始まった「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」は第 1 回目を 2006 年 5 月に東京で開催したのを皮切りに翌 2007 年 9 月には北京で開催するというように開催地を交互に行き来する形で 2012 年 8 月開催の第 7 回まで継続してきた。主催者は日本側が経済産業省、財団法人日中経済協会、中国側が国家発展和改革委員会、中国商務省であり、参加者は第 1 回が約 850 名、その後は官民併せて 1,000 名を超える規模であった。

第 1 回目のフォーラムでは主に 1 省エネ環保政策法規、標準、産品認証、2 省エネサービス企業と融資担保メカニズム 3 鉄鋼、4 ガラス、セメント、新型建築材料 5 再生可能エネルギー、燃料電池、電力、ガス、石炭 6 自動車の 6 つ分科会において技術的な交流が行われた。第 2 回目のフォーラムでは主に 1 電力 2 自動車 3 電機・変圧器 4 鉄鋼 5 環境 6 省エネ政策 7 民生(建築)省エネの 7 つの分科会において技術的な交流が行われた。

第 3 回のフォーラムでは新たに「循環経済分科会」と「化学分科会」が追加され、「水処理分科会」が単独の分科会になった。第 4 回のフォーラムでは「トップランナー制度分科会」が追加された。第 5 回のフォーラムでは「LED 照明・省エネビル分科会」が追加された。第 6 回フォーラムでは「グリーン建築物分科会」が追加された。2012 年開催の第 7 回フォーラムでは「エネルギー管理システム分科会」と「分散型エネルギー分科会」が追加されたというように、主に中国側の環境施策の進展から生まれるニーズに合わせる形で分科会も追加されてきた。

また主に技術協力に関わる官民併せた調印案件数も第 1 回の 5 件から第 2 回は 10 件、第

3回は19件、第4回は42件、第5回は44件、第6回は51件、そして第7回が47件と増えてきている。²³ 調印された案件の内容には、日中の地方自治体同士の「低炭素社会づくりに向けての協力」というものから、「新交通情報システム技術実証事業」といった実証実験を共同で行うもの、「スマートグリッドの研究」といった共同研究、リサイクル事業のような具体的事業案件を合弁で行うことに関する基本合意など様々で、中国の環境配慮型都市建設と循環経済実現に資するものが数多く含まれていると思われる。

四. 今後の課題

これまで見てきたように、主に中国の行政機関が指定・認定などを行っている環境配慮型都市モデルや循環経済試験区或いは循環経済モデルは以下の通り合計553カ所に上る。[環境保護に力点をおく環境保護省の“环境保护模范城市”（環境保護モデルシティ）2012年4月20日時点で15カ所は対象外とした]

- “循环经济试点”（循環経済試験区）1次指定分と2次指定分併せて178カ所
- “低碳城市”（低炭素シティ）5カ所
- “国家生态工业示范园区”（国家エコ工業モデル園区）認定を受けたところと建設承認を取得したところ併せて59カ所
- “城市矿产示范基地”（都市鉱山モデル基地）7カ所
- “低碳示范城镇”（低炭素モデルタウン）1カ所
- “低碳示范城市”（低炭素モデルシティ）1次指定分と2次指定分併せて42カ所
- “循环经济典型模式”（循環経済モデル）60カ所
- “智慧城市”（インテリジェントシティ）1次指定分と2次指定分併せて193カ所
- “绿色生态城区建设示范”（グリーンエコシティ建設モデル）8カ所

実数を把握することが非常に難しいが、この他に地方自治体が独自に行っているものや不動産デベロッパーが行っているものも加えると、この数は更に大きなものになる。モデルの成功例や試験区での成功例を全国各地に普及させたいという中央政府の各行政機関の意図は明瞭で、そうしたことがモデル指定数の増加という状況をつくっていると思われる。

循環経済の発展を促進し資源の利用効率を高め環境を保護・改善し持続可能な発展を実現するために制定し、2009年1月1日より施行された“循环经济促进法”（循環経済促進法）は、政府が推進、市場が先導し、企業が実行に移し、市民が参加するという方針を守らなければならないと定めている。今後、中国においてエコシティや循環経済モデルの建

²³ フォーラムの開催報告とフォーラム毎に調印された案件名は一般財団法人日中経済協会のホームページ <http://www.ic-web.or.jp/>に掲載されている。

設がすすむにつれて直面する課題の一つは「市民がどのように参加するか」ということだと考える。ゴミの分別収集に協力するといった負担度の軽いものから、自家用車をやめて公共交通で移動する・太陽光発電のような再生可能エネルギー発電設備を自家保有する・スマートメーターをつけて省エネに励む・石炭や石油といった化石資源の燃料使用をやめ木質バイオマス資源を燃料とした生活に転換する等々、負担度の重いものまで市民参加のレベルは様々である。そしてこの「負担」を市民が全て負担するのか或いは行政機関などが補助金等を出すことで負担軽減を図るのが必ずや争点になると思われる。モデル都市の建設や試験区の建設と普及を図る際には是非とも多くの市民が主体的に参加するシステムをつくりあげて欲しいと期待する。

主な参考文献：

『中国環境都市』日刊工業新聞社 2010年5月

「中国のエコシティ構想の現状と日本企業のビジネスチャンス」日本貿易振興機構 北京センター 2011年3月

「中国におけるエコシティ建設の現状と課題、日本の関わり」野村総合研究所 2012年7月

「地域循環型経済への挑戦」(労働総研ブックレット)本の泉社 2012年8月

『里山資本主義』角川書店 2013年7月

【添付資料 1】 “循环经济试点”（循環經濟試驗区）一覽：

第一次指定分試驗区 82 力所

一、重点業界

（一）鉄鋼

鞍本钢铁集团、攀枝花钢铁集团有限公司、包头钢铁集团有限公司、济南钢铁集团有限公司、莱芜钢铁集团有限公司

（二）非鉄金属

金川集团有限公司、中国铝业公司中州分公司、江西铜业集团公司、株洲冶炼集团有限责任公司、包头铝业有限责任公司、河南省商电铝业集团公司、云南驰宏锌锗股份有限公司、安徽铜陵有色金属（集团）公司

（三）石炭

淮南矿业集团有限责任公司、河南平顶山煤业集团有限公司、新汶矿业集团公司、抚顺矿业集团、山西焦煤集团西山煤矿总公司

（四）電力 天津北疆发电厂、河北西柏坡发电有限责任公司、重庆发电厂

（五）化学工業

山西焦化集团有限公司、山东鲁北企业集团有限公司、四川宜宾天原化工股份有限公司、河北冀衡集团公司、湖南智成化工有限公司、贵州宏福实业有限公司、贵阳开阳磷化工集团公司、山东海化集团有限公司、新疆天业（集团）有限公司、宁夏金昱元化工集团有限公司、福建三明市环科化工橡胶有限公司、烟台万华合成革集团有限公司

（六）建材

北京水泥厂有限责任公司、内蒙古乌兰水泥厂有限公司、吉林亚泰集团股份有限公司

（七）軽工業

河南天冠企业集团公司、贵州赤天化纸业股份有限公司、山东泉林纸业有限公司、宜宾五粮液集团有限公司、广西贵糖（集团）股份有限公司、广东省江门甘蔗化工（集团）股份有限公司

二、重点分野

（一）再生资源回收利用体系建设

北京市朝阳区中兴再生资源回收利用公司、石家庄市物资回收总公司、吉林省吉林市再生资源集散市场、湖南汨罗再生资源集散市场、广东清远再生资源集散市场、深圳报业集团

（二）废旧金属再生利用

天津大通铜业有限公司、上海新格有色金属有限公司、河南豫光金铅集团有限责任公司、江苏春兴合金集团有限公司、深圳东江环保公司、广东新会双水拆船钢铁有限公司

(三) 废旧家电回收利用 浙江省、青岛市、广东贵屿镇

(四) 再制造 济南复强动力有限公司、北京金运通大型轮胎翻修厂

三、產業園區

天津经济技术开发区、苏州高新技术产业开发区、大连经济技术开发区、烟台经济技术开发区、河北省曹妃甸循环经济示范区、内蒙古蒙西高新技术工业园区、黑龙江省牡丹江经济技术开发区、上海化学工业区、江苏省张家港扬子江冶金工业园、湖北省武汉市东西湖工业园区、四川西部化工城、青海省柴达木循环经济试验区、陕西省杨凌农业高新技术产业示范区

四、省·市

北京市、辽宁省、上海市、江苏省、山东省、重庆市（三峡库区）、宁波市、铜陵市、贵阳市、鹤壁市

第二次指定分試驗区 96 力所

一、重点業界

(一) 鉄鋼

宝山钢铁股份有限公司、太原钢铁（集团）有限公司、马鞍山钢铁股份有限公司、福建三钢（集团）有限责任公司、重庆钢铁（集团）有限责任公司

(二) 非鉄金属

葫芦岛有色金属集团有限公司、广西河池市南方有色冶炼有限责任公司、云南铜业股份有限公司、云南锡业集团（控股）有限责任公司、新疆有色工业(集团)稀有金属有限责任公司

(三) 石炭

山西吕安矿业（集团）有限公司、内蒙古伊东煤炭集团有限责任公司、内蒙古庆华集团有限公司、铁法煤业（集团）有限责任公司、黑龙江龙煤矿业集团有限责任公司（鸡西分公司）、安徽皖北煤电集团有限责任公司

(四) 電力

江苏宜兴协联热电有限公司、深圳南山热电股份有限公司

(五) 化学工業

山西丰喜肥业（集团）股份有限公司、山西安泰集团股份有限公司、浙江巨化集团公司、广东云浮硫铁矿企业集团公司、云天化集团有限责任公司

(六) 建材

江西华春企业集团公司、四川国栋建设股份有限公司

(七) 製紙

湖南泰格林纸集团有限责任公司

(八) 紡績（捺染）

河北唐山三友集团化纤有限公司、青岛凤凰印染有限责任公司、四川宜宾丝丽雅集团

有限公司、福建凤竹纺织科技股份有限公司

(九) 機械 中钢集团西安重型有限公司

(十) 農産品加工

内蒙古塞飞亚集团有限公司、江苏省南通鑫缘茧丝绸集团股份有限公司、山东菱花集团有限公司、山东香驰粮油有限公司、贵州茅台酒厂有限责任公司、中粮新疆屯河股份有限公司

(十一) 農林業

北京市密云县十里堡镇、黑龙江省望奎县望奎镇、安徽省阜阳市阜南县、河南省沈丘县付井镇、黑龙江伊春市朗乡林业局

二、重点分野

(一) 再生资源加工利用基地

天津市牙工业园、河南省大周镇再生金属回收加工区、辽宁省沈阳市再生资源产业基地、江苏省吴江市再生资源回收利用有限公司、江苏中再生投资开发有限公司、安徽省界首市田营循环经济工业区、湖南省郴州市永兴县、陕西省西安市物资回收利用总公司

(二) 再生金属回收利用

宁波金田铜业股份有限公司、山东金升有色集团有限公司、厦门钨业股份有限公司

(三) 废电子、废轮胎、废电池回收利用

伟翔环保科技发展（上海）有限公司、青岛天盾橡胶有限公司、深圳市格林美高新技术有限公司、湖北金洋冶金股份有限公司

(四) 包装物回收利用 盈创再生资源有限公司、四川绵阳长鑫新材料发展有限公司

三、産業園区（重化学工業集中区）

天津市临港工业区、大连松木岛化工园区、吉林省四平循环经济示范区、上海莘庄工业园区、苏州工业园、扬州经济开发区、浙江绍兴滨海工业园区、福建泉港石化工业园区、江西永修云山经济开发区、湖北宜昌经济开发区、湖北武汉市青山区、湖南株洲市清水塘工业区、广州经济技术开发区、广东银洲湖纸业基地、海南省昌江循环经济工业区、四川成都市青白江工业集中发展区、重庆长寿化工产业园区、青海省西宁市经济技术开发区、宁夏宁东能源化工基地、新疆库尔勒经济开

四、省・市

天津市、山西省、浙江省、河南省、甘肃省、青岛市、深圳市、邯郸市、阜新市、白山市、七台河市、淮北市、萍乡市、荆门市、榆林市、石嘴山市、石河子市

【添付資料 2】建設承認を得た国家エコ工業モデル園区名称と承認日 2012年5月時点

- 1 贵港国家生态工业（制糖）建设示范园区 2001年8月14日

- 2 南海国家生态工业建设示范园区暨华南环保科技产业园 2001年11月29日
- 3 包头国家生态工业（铝业）建设示范园区 2003年4月18日
- 4 长沙黄兴国家生态工业建设示范园区 2003年4月29日
- 5 鲁北国家生态工业建设示范园区 2003年11月18日
- 6 抚顺矿业集团国家生态工业建设示范园区 2004年4月26日
- 7 大连经济技术开发区国家生态工业建设示范园区 2004年4月26日
- 8 贵阳市开阳磷煤化工国家生态工业示范基地 2004年11月29日
- 9 郑州市上街国家生态工业示范园区 2005年4月21日
- 10 包头钢铁国家生态工业示范园区 2005年12月8日
- 11 山西安泰国家生态工业示范园区 2006年5月18日
- 12 青岛新天地工业园（静脉产业类）国家生态工业示范园区 2006年9月11日
- 13 福州经济技术开发区国家生态工业示范园区 2006年10月24日
- 14 绍兴袍江工业区国家生态工业示范园区 2006年12月4日
- 15 青岛高新区市北新产业园国家生态工业示范园区 2007年5月16日
- 16 天津新技术产业园区华苑产业区国家生态工业示范园区 2008年8月25日
- 17 昆明高新技术产业开发区国家生态工业示范园区 2008年8月25日
- 18 萧山经济技术开发区国家生态工业示范园区 2009年1月7日
- 19 上海张江高新技术产业开发区国家生态工业示范园区 2010年4月1日
- 20 南昌高新技术产业开发区国家生态工业示范园区 2010年4月1日
- 21 宁波经济技术开发区国家生态工业示范园区 2010年4月1日
- 22 温州经济技术开发区国家生态工业示范园区 2010年8月26日
- 23 西安高新技术产业开发区国家生态工业示范园区 2010年8月26日
- 24 上海化学工业区国家生态工业示范园区 2010年8月26日
- 25 上海漕河泾新兴技术开发区 2010年9月20日
- 26 江苏常州钟楼经济开发区 2010年9月20日
- 27 合肥高新技术产业开发区 2010年9月20日
- 28 重庆永川港桥工业园 2010年11月4日
- 30 上海闵行经济技术开发区 2010年11月4日
- 31 郑州经济技术开发区 2010年11月4日
- 32 合肥经济技术开发区 2010年11月4日
- 33 东营经济技术开发区 2010年12月25日
- 34 南通经济技术开发区 2010年12月25日
- 35 株洲高新技术产业开发区 2010年12月25日
- 36 宁波国家高新技术产业开发区 2010年12月25日
- 37 太原经济技术开发区 2011年4月2日
- 38 南昌经济技术开发区 2011年4月2日

- 39 江阴经济开发区 2011 年 4 月 2 日
- 40 长沙经济技术开发区 2011 年 4 月 2 日
- 41 贵阳经济技术开发区 2011 年 10 月 10 日
- 42 武汉经济技术开发区 2011 年 10 月 10 日
- 43 杭州经济技术开发区 2011 年 10 月 10 日
- 44 南京高新技术产业开发区 2011 年 10 月 10 日

**【添付資料 3】住宅都市農村建設部が指定する国家インテリジェントシティ
試験区一覧：**

第一次指定分 90 カ所の試験区：

- 北京市：北京东城区、北京市朝阳区、北京未来科技城、北京市丽泽商务区
- 天津市：天津津南新区、天津市生态城
- 河北省：石家庄市、秦皇岛市、廊坊市、邯郸市、迁安市、北戴河新区
- 山西省：太原市、长治市、朔州市平鲁区
- 内蒙古自治区：乌海市
- 辽宁省：沈阳市浑南新区、大连生态科技新城
- 吉林省：辽源市、磐石市
- 黑龙江省：肇东市、肇源县、桦南县
- 上海市：上海市浦东新区
- 江苏省：无锡市、常州市、镇江市、泰州市、南京河西新城、苏州工业园区、盐城市城南
新区、昆山市花桥经济技术开发区、昆山市张浦镇
- 浙江省：温州市、金华市、诸暨市、杭州市上城区、宁波市镇海区
- 安徽省：芜湖市、铜陵市、蚌埠市、淮南市
- 福建省：南平市、平潭市、福州市苍山区
- 江西省：萍乡市、南昌市红谷滩新区
- 山东省：东营市、威海市、德州市、新泰市、寿光市、昌邑市、肥城市、济南西区
- 河南省：郑州市、鹤壁市、漯河市、济源市、新郑市、洛阳新区
- 湖北省：武汉市、武汉市江岸区
- 湖南省：株洲市、韶山市、株洲市云龙示范区、浏阳市柏加镇、长沙市梅溪湖国际服务区
- 广东省：珠海市、广州市番禺区、广州市萝岗区、深圳市坪山新区、佛山市顺德区、佛山
市乐从镇
- 海南省：万宁市
- 重庆市：重庆市南岸区、重庆市两江新区
- 四川省：雅安市、成都市温江区、郫县
- 贵州省：铜仁市、六盘水市、贵阳市乌当区

云南省：昆明市五华区
西藏自治区：拉萨市
陕西省：咸阳市、杨凌示范区
宁夏回族自治区：吴忠市
新疆维吾尔自治区：库尔勒市、奎屯市

第二次指定分 103 カ所の試験区：

北京市：北京经济技术开发区 房山区长阳镇
天津市：武清区 河西区
重庆市：永川区 江北区
河北省：唐山市曹妃甸区 唐山市滦南县 保定市博野县
山西省：阳泉市 大同市城区 晋城市 朔州市怀仁县
内蒙古自治区：呼伦贝尔市 鄂尔多斯市 包头市石拐区
黑龙江省：齐齐哈尔市 牡丹江市 安达市
吉林省：四平市 榆树市 长春高新技术产业开发区 白山市抚松县 吉林市船营区搜登站镇
辽宁省：营口市 庄河市 大连市普湾新区
山东省：烟台市 曲阜市 济宁市 任城区 青岛市崂山区 青岛高新技术产业开发区
青岛中德生态园 潍坊市昌乐县 平度市明村镇
江苏省：南通市 丹阳市 苏州吴中太湖新城 宿迁市洋河新城 昆山市
徐州市丰县 连云港市东海县
安徽省：阜阳市 黄山市 淮北市 合肥高新技术产业开发区 宁国港口生态工业园区
六安市霍山县
浙江省：杭州市拱墅区 杭州市萧山区 宁波市 宁波市宁海县 临安市昌化镇
福建省：莆田市 泉州台商投资区
江西省：新余市 樟树市 共青城市 上饶市婺源县
河南省：许昌市 舞钢市 灵宝市
湖北省：黄冈市 咸宁市 宜昌市 襄阳市
湖南省：岳阳市岳阳楼区 郴州市永兴县 郴州市嘉禾县 常德市桃源县漳江镇
长沙市长沙县
广东省：肇庆市端州区 东莞市东城区 中山翠亨新区
广西壮族自治区：南宁市 柳州市(含鱼峰区) 桂林市 贵港市
贵州省：红河哈尼族彝族自治州蒙自市 红河哈尼族彝族自治州弥勒市 贵阳市
遵义市(含仁怀市湄潭县) 毕节市 凯里市 六盘水市盘县
甘肃省：兰州市 金昌市 白银市 陇南市 敦煌市
四川省：绵阳市 遂宁市 崇州市
西藏自治区：林芝地区 陕西省：宝鸡市 渭南市 延安市

宁夏回族自治区：银川市 石嘴山市(含大武口区) 银川市永宁县

新疆维吾尔自治区：乌鲁木齐市 克拉玛依市 伊宁市

中国の「都市化問題」に関する論議の推移と深化の検証

三瀨 正道

まえがき

農村戸籍を持つ出稼ぎ労働者も含めた中国都市部の人口が6億人を突破したのは2009年のことである。当時の都市化率は46.6%だった。2011年になると、都市化率が51.27%（6億9097万人）になったことが大きく報道された。

一方、エネルギー消費の効率化からスマートグリッドが話題になり、それがスマートシティ構想へと発展、これにエコシティ、ナレッジシティといった概念が加わり、現代的都市建設ブームが沸き起こった。個別都市の都市計画事例としては以下の3例が挙げられる。

- 1) 「2050年には世界的な都市に」との目標を掲げた北京市のコンセプト。
- 2) 沿海都市の典型としての南京市の都市化プラン。
- 3) 西部地区のモデルケースとしての重慶市の都市農村一体化プラン

スマートシティ計画では、周知の如く先行例として2007年11月にスタートした「中新天津生態城」があり、そのコンセプトとしては、都市計画、環境保護、資源の節約、循環経済、生態建設、再生可能エネルギーの利用、中水の再利用、持続可能な発展、社会の調和の促進などが謳われた。エコシティについても1999年に国家環境保護総局が33のエコモデル地区を指定、2003年にエコシティ建設指標28項目が、2006年にはエコシティ評価基準が公布され、その後、100を超える都市がエコシティを標榜し、乱立気味にさえた。

ナレッジシティも含めそれぞれの定義が不明確な中、言葉だけが先行したが、逆にそれが様々な自由な発想の展開も刺激し、国を始めそれぞれの地方や都市が「都市化」を独自の角度から捉え、その理念を標榜していった。

国レベルだけでも全国緑化模範都市／中国緑色都市ベストテン都市国家／園林都市／全国環境模範都市／中国エネルギー節約排出削減ベスト20都市／国家健康モデル都市／国家衛生都市／デジタル都市と枚挙に暇がない。また、都市化を図る指数として、「中国城市環境宜居指数」²⁴「城市可持続性指数」²⁵なども現れた。更に、経済と社会の長期発展プラン／空間プラン／土地利用プラン／環境保護プラン／人口発展プランといった様々な視点からのプランも構想された。

では全国各都市はどんなキャッチフレーズを掲げたのだろうか。これを概観すると、大

²⁴ 水環境、水資源、大気環境、土壌土地環境、騒音環境、生態環境、生活上の住み心地、環境管理全体の効果の8項目で評価。

²⁵ 清華大学がコロンビア大学・マッケンジー社などと共同実施した“城市中国研究計画”で発表。112の重点都市を対象に、2004～2008年の統計に基づき算出。基本需要、資源効率、環境への影響など18項目。

まかな趨勢が読み取れる。

様々な構想

- (1) 持続的発展が可能な都市
- (2) 経済と社会がうまく調和した都市
- (3) 都市と農村がうまく調和した都市
- (4) 社会保障と社会福祉が充実した都市
- (5) 人口と環境がうまく調和した都市
- (6) 歴史や文化とうまく調和した都市
- (7) 健康な都市
- (8) 都市生活の公共インフラが整備された都市
- (9) 交通の便がよい都市
- (10) デジタル都市
- (11) 豊かな教育が受けられる都市
- (12) 資源枯渇型都市の再生
- (13) “創新”都市
- (14) 地域発展において明確な役割を担う都市

これらを詳細にみると、言葉でどう表現するかの違いはあっても、内容的には多くの部分が重複する。一方、こういった概念が飛び交う中で「都市化」に対して一歩も二歩も踏み出した新たな発想も芽吹いた。例えば、

- (1) 都市内部を機能別に区分し発展させる。
- (2) “小区”（団地）の壁をなくす。
- (3) “都市化の落とし穴” “中進国の落とし穴” への備え。
- (4) 都市と農村の協調的発展、経済社会発展の一体化。
- (5) “慢城”（*citta slow*）の思想²⁶。
- (6) 農村の農村化。「都市はより都市らしく、農村はより農村らしく」「都市と農村の一体化は有機的結合に」

そして、この議論がさらに進むと、

- (1) 中央政府主導の大型新都市建設だけが都市化か。
- (2) 新都市建設と再開発は違う。
- (3) 地域の視点の導入（役割分担・規模・主幹産業など）。

とまで発展していく。

以上の動きはほぼ 2011 年までに見られたものである。2012 年になると、秋の 18 全大会を控えた動き、その後の経済工作会議と 2013 年春の李克強内閣の誕生、そして同年末の三中全会へという流れの中で、「都市化」に関する議論はいよいよ白熱化していった。もち

²⁶ “慢城” の条件：人口 5 万人以下、エコ生活、伝統的手工業の奨励、スーパーやファストフードの排除など 54 項目。例：江蘇省高淳県

ろんこれには、李克強内閣が国内消費を牽引する切り札として「都市化」を取り上げ、更にその手段として市場の「見えざる手」の大幅な導入を図ろうとする動き、それに連動して進められた地方政府の業績主義や腐敗への摘発が追い風となっていることは明白である。

2012年から2013年末までの2年間に人民日報に掲載された都市化関係記事や論文は数え方もあるが優に400本近い。その内、本格的な分析や論評を加えた記事だけでも80本を超えた。こういった掲載の仕方はおよそ日本の一般紙では考えられないが、人民日報は党機関紙としてのプロパガンダ的役割を果たす一方で、こうした新たな課題について専門家の議論を深める大事な役割を何度も果たしている。過去の例を見ても、「環境問題」「地域の発展」「企業の社会的責任」「社会モラルの構築」など、多くの重要なテーマがこの手順を踏んで深められた。

入れ代わり立ち代わり書くことにより、新知識・新知見が瞬く間に共有され、常識となり、時には次第に色褪せ、そこから新たな理論や観点が模索される。国内でネタが尽きれば、次に書く者は、広く世界から新知識・新知見を探してこななければならないし、当然、自身もそれを生み出す努力を迫られる。このプロセスを踏むと、いずれのテーマでも、1年もあれば議論が急速に深まり、進歩する。この2年間の「都市化」に関する議論の展開はまさにその典型と言えよう。

この2年間の議論の中での大きな進歩と言え、概念の明確な区別であろう。これまでの「都市化」という言葉を広義の都市化と捉えれば、その中には、ゼロからのニュータウン建設、従来型都市の現代化、農村の都市化、都市と農村の有機的な結合のすべてが含まれ、それらは時には分けて論じられることがあっても、多くの場合は混在してしまっていた。勿論、それぞれのコンセプトが明確化されてきた、と言っても完全ではない。例えば、“城鎮化”という中国語は今なお「広義の都市化」としてよく使われている。その一方でこの語を「農村の都市化による小城鎮（小都市）の建設」という狭義で使う学者・研究者も増えている。まさに今は翻訳者泣かせの過渡期と言えよう。

そこで、本論では、この2年間80本余りの主な記事・論説について分析を行うことで、今、中国がどのようにして「農村の都市化」に取り組もうとしているのか、どう過去を分析し、問題点を把握し、どういう将来構想を描き、その実現のために何をしようとしているのか、どういう意見対立があるのか、を明らかにしたい。そこには冒頭に紹介した様々な都市建設のコンセプトが浸み込んでおり、またそのプロセスで進化もしている。

なお、記事・評論からの引用については、煩瑣を避けるため出典をマル番号で提示する。末尾に提示する検索目録を参照されたい。

一. 農村の都市化：これまでの動き

まず、中国の都市化に存在する基本的な問題の指摘を見てみよう。

最大の問題として、①は「欧米諸国が広い国土で 100 年以上かけて都市化を行い、しかも移民による人口圧力の軽減という条件が備わっていたのに対し、中国の場合は居住に適した狭い面積での迅速な都市化に特徴がある」と指摘する。

都市化のスピードは過去 30 年、年平均 1.01 ポイントで、これを 2008～2012 年の統計で見ると以下のようになる (95)。

	都市人口の割合	新規都市就業者数
2008 :	46.99%	1113 万人
2009 :	48.34%	1102 万人
2010 :	49.95%	1168 万人
2011 :	51.27% (6 億 9097 万人)	1221 万人
2012 :	52.57%	1266 万人
2013 :	53.37% (7.1 億人、うち 3 分の 1 は農村戸籍)	

この数字を見ると、リーマンショック直後に一時的に沿海地区で仕事にあぶれた出稼ぎ労働者が農村に戻った影響で 2009 年の数値がダウンした以外は、着実に都市での就業者数が増えているのが分かる。この新規都市就業者数は農村からの労働力以外の就業者も含むが、都市戸籍を取得した農業人口という角度から見ると、2010～2012 年 3 年間では 2505 万人、年平均 835 万人に達する。

都市化のプロセスを発展形態から見るとどうだろう。

③は一般的な都市化の 3 段階の発展プロセス、即ち

第一段階：大量の農村人口が都会に

第二段階：都市の郊外への拡大と都市群の出現

第三段階：逆都市化（市民が非農業従事者として農村や小都市へ流入、農村が復興）

に照らし、目下の中国は、都市圏快速鉄道の整備で第二段階に突入し、1 時間生活圏が形成され、都市群が出現しつつある、と分析する。

一方、④は過去 20 年の 3 段階の都市化発展を以下のように分けた。

第一段階：ハイテク産業開発区主導。1988 年の中国国家ハイテク産業化発展計画“火炬计划”以降。

成功例：1994 年からの「蘇州工業園」

第二段階：20 世紀末から多くの行政府の中心が新区へ移転、新しい都市開発を行った。

例：鄭州市鄭東新区

第三段階：過去 2 段階のツケで「人の都市化」が不足し、新型都市化の模索が始まった。即ち、産業の発展と人口の就業を中心に置く発展方式の革新が図られる。

中国における第2段階の問題点を消費との関連で捉えたのが⑦で、「都市化の加速だけでは内需の総量は拡大しても内需構造のバランスにはマイナスだ」として日本と比較した。

	都市化中期段階	都市化年平均上昇率	投資率	消費率
日本：	1950-1970年	1.6ポイント	15ポイント上昇	17ポイント下落
中国：	90年代中期	1.4ポイント	8.3ポイント上昇	10.7ポイント下落

日本の消費率は都市化の速度がダウンした後に緩やかに上昇したが、中国はこれまで「高蓄積・高投資・急成長」路線を取ってきて、消費率が異様に低い。ちなみに2010年は47.4%（世界主要経済国で最低）で、経済の持続的高度成長に不利だ、と指摘する。

これまでの政府の都市化空間戦略を時系列でまとめたのが⑨である。

第6次五カ年計画（1982～）：大都市は抑制し、中都市を合理的に発展させ、小都市を積極的に発展させる。“以小為主”：「蘇南モデル²⁷、温州モデル²⁸が手本」

長所-コストが低く効果が速い。農村の余剰労働力の吸収にプラス。

短所-資源の浪費、環境汚染など。

第9次五カ年計画（1996～）：「大中小都市と城鎮」を徐々に形成。配置と構造が合理的な城鎮システムを目指した。“以大為主”、“百万民工大移動”

第11次五カ年計画（2005～）：都市群を都市化の主要形態に。

第12次五カ年計画（2010～）：輻射作用が大きい都市群を。

“城鎮化”という語が正式に採用されたのは2000年の15期5中全会における＜第10次5カ年計画に関する意見＞で、その後、2001年8月には戸籍管理制度の改革が提唱され、2004年には「都市の産業移転の受け皿になり、都市への圧力を緩和する一方、農村を支え、農村の活力を強化する小城鎮建設のモデルにする」ため「全国重点鎮」が公布された²⁹。

2007年の十七全大会では、「中国独自の都市化の道を歩み、都市と農村の一体化、合理的な配置、土地の節約、機能の十全、大を以て小を導くといった原則に則り、大中小都市と小城鎮の協調的発展を促し、巨大都市を中心とした輻射作用の大きい都市群を形成し、新しい経済成長の極を育成する」との方針が打ち出されて、主要な位置づけとして大都市と都市群の形成が広く認知された。

これを受けた2012年の十八全大会では「都市化は小康社会を全面的に打ち立てる受け皿の一つ、経済発展方式転換の重点の一つ」との立場を明確にし、「工業化・情報化・都市化・農業の現代化が互いにプラスの相互作用をし、ともに発展する」ことを掲げ、その中で「人の都市化」対策として、戸籍制度改革を早め、農業余剰人口の市民化を手順よく進め、都市の基本的公共サービスを常住人口（半年以上居住者）全体に行き渡るようにすることが謳われた。

²⁷ 郷鎮企業育成モデルのうち、公有制を基礎として行政と企業が一体となって育成するモデル。

²⁸ 私有制を土台に、一般の商人たちが家内工場などと協力して育成するモデル。

²⁹ 2013年にはこの趣旨に沿って「重点的に発展を図る鎮を最低限一つ各県（市）に設け、全国重点鎮に組み込む」という趣旨で、全国重点鎮に対する増補調整も行われている。

また、その直後の2012年12月に開催された中央経済工作会議では、都市化は6項目の工作重点の一つとして独立した項目に掲げられ、「都市化を積極的かつ着実に推進し、都市化の質をしっかりと向上させる」との方針が打ち出された。

こういう動きをまとめたのが2013年6月第12期全人代常務委員会第三回会議で国家発展改革委員会主任徐紹史が発表した〈都市化建設工作状況に関する国务院の報告〉で、

- 1) 農業転出人口の市民化を段階的に推進する。
- 2) 都市化の配置と形態を最適化する。
- 3) 都市の持続可能な発展能力を向上させる。
- 4) 都市と農村の一体化を推進する。

という4大戦略的重点が列挙された。

こうしてみると、これまでの都市化の動きは、一方で「大都市と都市群の形成」という段階に達しながら、上記の「農業転出人口の市民化」が平行して依然喫緊の課題となっており、そのためには「都市化の配置と形態を最適化する」という機能別の都市化構想が必要であり、中でも小城镇建設の重要性が際立ってきていることがわかる。

この点に関し⑳は、農民を一括りにするのではなく、農民には

- 1) 都市に出たくない農民。
- 2) 都市に出ることをためらって徘徊する農民。
- 3) 都市に定住する農民。
- 4) 80後、90後の新世代農民工。

という4種類の農民がいるとして、それぞれに対してきめ細かい対策を取ることを求めている。その観点からのアプローチが上記の「都市と農村の一体化の推進」であり、換言すれば「発展した農村と都市との共存による一体化の模索」ということになる。

この間の状況をデータ面から観察すると、2000～2010年の10年間では、全国都市建設面積は60%余り増加し、一人当たりの建設用地は133㎡と、国の限度規定を30%オーバーしている。

ちなみに大都市市街地区は95.8%増、県以下の町でも50.9%増になっている。

これに対し、2012年農民工総数は、国家統計局のサンプル調査によると、前年比983万人増で、その内訳は外地への出稼ぎ農民工が1億6336万人（473万人、3%増）、地元内農民工は9925万人（510万人、5.4%増）で、省外への出稼ぎは減少傾向にあり、地級市³⁰すなわち地元での労働が前年比で1ポイント増加している。こういった農民工の社会保障面について㉑は以下の数値を列挙している（2012年全国農民工監測調査報告）

- 1) 2012年農民工保険参加率
年金14.3% 労災保険24.0% 医療保険16.9% 失業保険8.4% 出産保険6.1%

³⁰ 「地級」は従来の省級と県級の間に設けられた行政レベルで、「地級市」は「直轄市」と「県級市」の中間に位置する。

2) 2012 年労働契約産業別未契約率

建築業 75.1% 製造業 48.8% サービス業 60.8% 宿泊飲食業 62.4% 卸売小売業 59.9%

一目瞭然だが、いずれの保険もその加入率は極めて低く、また、政府の督促にもかかわらず、企業側の労働契約率もはかばかしくない。なお、社会保険は個人の負担が給料の 12% で、企業の負担は 31% に達する。もし全て加入したら、雇用側と本人負担の額は平均年間一人 8184 元にもなる。

また、②は農民工の境遇を紹介するために、具体的にある農民工の生活も紹介している。それによると、月額収入は 4000 元余り。二人の子供の寄宿費が 1800 元で、補習班の費用が 400 元余り、家賃の 300 元余りを除くと残り 1500 元で生活することになる。

「収入 4000 元余り」は平均的だが、これでは確かに苦しい。家賃と言えば住居の問題も深刻で、各地で農民凍死事件が相次いでおり、2013 年 2 月に国务院常务会议は「年末までに地級以上の都市は条件をクリアした外来労働者を現地の住宅保証の範囲内に組み込むように」との指令を発している。

二. 都市化：これまでの問題点の分析

ここでは、原則として、各記事や評論（○番号は末尾の出典検索番号）を時系列で分析し、議論の進展状況を観察する。

☆①政府の行政権力主導による“造城”運動が生んだ弊害を指摘し、「小村合併→大村→合併→都市」による業績づくりと、それによって農民が無理やり“被上楼”されている（マンションに追い上げられる）こと、また、産業を育成することより規模拡大が優先した結果、同質競争に陥り、就職難も生んでいる、と分析する。

☆②急速に進む「空間の都市化」の中で「人の都市化」が停滞し、「半都市化」「非农非市」（農村でも都市でもない）に陥っている例として“城中村”（都市の中に取り残された農村）の存在を挙げる。これは「都市による消化不良であり、土地権・戸籍・行政管理方式は農村スタイルのまま」と指摘、例として、筆者の管轄する雲南省昆明市盤竜区には 76 の“城中村”が存在する、と紹介、城中村を解消することで、

- 1) 下水道・汚水処理などのネットワーク整備が可能。
- 2) 学校・病院など公共サービス設備の建設用地確保が可能。
- 3) サービス業などの工業パークの建設が可能。

だとする。その一方で、取り壊しは農民の最後の受益チャンスでもある、とも述べ、「それには 90%以上の住民の同意確保が必要」と説明する。筆者が現地政府の書記であることを考えると、これには不安も付きまとう。つまり 10%以下の移転反対者は無視してよいのか、という意見が当然出てくるだろう。この点については筆者も「引っ越し・取り壊し」の手順、“信访机制”（「訴え・通報・処分」といった住民の意見を反映するシステム）の整備に

言及している。

また「受益」の結果による土地成金の弊害（高級車の購入、高利貸の開業、投機など）による転落がかえって「人の都市化」の停滞を生む、との指摘は注目に値する。

☆③やはり「半都市化」を取り上げ、総合的に分析して様々な『兩難』（対立）を指摘する。

- 1) 「若い農民工の都会在住願望」対「子女教育・医療・老後の不安」
- 2) 「安すぎる農産物価格による農民の低収入」対「価格の上昇が都会の生活を直撃」
- 3) 「都市建設の土地需要と価格高騰が経済成長と財政収入に貢献」対「耕地不足で食糧政策が危機に」
- 4) 「不動産業の発展が経済成長を推進、住宅需要が消費拡大に」対「住宅価格の高騰が住民の不満に。取り壊しで暴動も」

このうち、1) 2) 4) は都会で生活する人々に直結する問題であり、社会保障にかかわる問題と経済的な側面が含まれている。⑰はこの点を「戸籍取得難」「住宅難」「診察難」「子女入学難（20%の子女が全日制公立小中学校に入学できない）」と表現している。3) は土地に関わる問題で、これについては⑨も、地方経済の発展が食糧生産の低下と生態環境の破壊をもたらしており、一方、食糧生産と生態環境の保全を図れば地方経済の停滞を招く、といった対立を指摘している。

☆⑤半都市化を「都市化はすれども農民は締め出し」といった側面から鋭く分析し、以下の問題点を指摘する。

- 1) 「土地はあるけど人は要らない」政策³¹。
- 2) 良田を取り上げ、やせた土地を提供。
- 3) 農村を脇へ追いやり、農民を無理やり都市化。

そして、農民の声をこう紹介する。

「仕事が無く収入が無くて、それで新居に移ってどうするんだ！」

「どこに住むか、都市に移住するかは農民の自由だろう！」

農民工の住居問題について⑳は、2012年時点で集団宿舍暮らしが52%と過半数で、都市の住宅を確保しているものは0.7%にすぎないと指摘している。

この点を㉑はこう表現する。

農民工 “就业在城市、户籍在农村；劳力在城市、家属在农村”

「職は都市に、戸籍は農村に、労働力は都市に、家族は農村に」

“收入在城市、积累在农村；生活在城市、根基在农村”

「収入は都市に、蓄積は農村に、生活は都市に、根っこは農村に」

その結果、農民は周期的な“钟摆式・候鸟型”（振り子式・渡り鳥式）流動をせざるを得なくなっている、と言う。㉒は“城进农退”（都市が進出し農村が退く）式都市化の弊害を「自然・農村・弱者に不親切だ」と表現し、住宅・交通・環境・就業・安全・衛生といっ

³¹ ㉒はこれを“经济性接纳，社会性排斥”（経済的には受け入れるが、社会的には受け入れない）、“禁止农民工在此用餐”（農民工はここでの食事はお断り）とも表現する。

たいわゆる「都市病」に対し、都市に対する失望・恨み・懐疑・嫌悪・敵視といった「都市文化病」の存在を指摘する。

こういった点を踏まえ、⑤の筆者は“量力而行，不能超前”、即ち「その土地の経済発展レベルに応じた実力相応の都市化を行い、先を急がないこと」が必要で、「戸籍を変えるだけでは不十分であり、職と住居と社会保障を」と提案する。また、②⑤は農民工に対する差別として、「同工不同酬、同工不同时、同工不同收」（同じ仕事をしているのに、給与や労働時間が異なる）を挙げている。

☆⑧土地の都市化が人口の都市化より早い原因として、現在の中国では工業化のスピードに都市化がついていっていない状況を挙げ、これが内需拡大を制約する要素にもなっている、と指摘する。

☆⑬の筆者は、都市化人口はまだあと3億人増えることを指摘、「家や道路や摩天楼をたくさん作るのが都市化ではない」として、「都市化は誰のためにあるのか」と、都市の建築設計という観点から以下の諸点を指摘する。

- 1) ハードが多く、公共サービスが少ない。
- 2) 地上の建築を重視し、地下のインフラを軽視したため、大雨ですぐ冠水。
- 3) 建設プランを指導者が恣意的に立案。指導者が替わるとプランも根こそぎ変更。
- 4) 住民の生活の便を無視した建設。
- 5) 産業基盤が無く、「空城の計」に。

このうち、1) 4) は生活に直結した問題、5) は職に関わる問題であり、3) は官の横暴に関する指摘である。2) は最近の都市災害に関わる設計上の問題で、これについては⑥も、「スピードを追ったツケが冠水や道路の陥没、水の汚染といった問題を引き起こしている」と指摘する。

この⑬では、問題となったいくつかの事例を列挙している。

- 1) 年収わずか4億円の四川省武県が45億円で「東方のドバイ」を作った。
- 2) 年収50億円の都市が1000億円で古城を作った。
- 3) ある都市は市街を明王朝時代に改造中。
- 4) 西部の水不足の都市が26の人造湖を造った。最大の湖は10平方キロも。
- 5) 北部のあるニュータウンは数億円の体育施設が野ざらし、数十億円の人工観光スポットは取り壊しに。

また、こうした状況を数値からも立証し、都市の維持能力を無視した建設の結果として以下の5点を指摘する。

- 1) 全国665都市の内400都市近くが水不足。その内200都市は極度の水不足。
- 2) 産業がないため“睡城現象”（休眠現象）が起きている。
- 3) 交通インフラが未整備のため、居住地域と勤務場所との交通渋滞が深刻化。
- 4) 都市化を口実に土地代金で収入を図ることで土地関係の暴動が多発。
- 5) 環境の悪化。

- “逢山开山、逢水填塘、逢海填海”（山は切り開き、湖沼や海は埋め立てる）
- 全国 90%以上の都市の上水道が深刻な汚染に。
- 「ゴミが都市を包囲」。都市生活ゴミは毎年 8~10%増加しているが、ゴミ処理率は 50%で、うち無害化処理は 10%。残りは埋め立て。

このうち、1) 3) 5) は生活に直結する問題、2) は都市建設のコンセプトや政策に関わる問題、4) は土地に関する問題である。

生活に直結する問題については、㉔も“以人为本”に背離した都市化の現状として、

- 1) 産業の発展と都市化の非協調が“厭城”“睡城”“空城”を生んでいる。
- 2) 人口の過度の集中と社会サービスの不足がアンバランスを生んでいる。
- 3) 防災・防犯などの欠如が生活リスクの増大を生んでいる。
- 4) 制度の欠陥が住民間の亀裂と不平等を生んでいる。
- 5) 低レベルの都市生活が幸福感の欠如を生んでいる。

と指摘している。

㉔は都市化が 1 ポイント上がるごとに生じる資源や環境への負荷として、石炭 4436 万トン、鉄鋼 1093 万トン、セメント 3061 万トン、生活污水 21 億トン、生活ゴミ 527 万トン、CO₂ 3814 万トンと試算する。

㉕の評論は更に財政問題に切り込んでいる。それによると、地方財政が土地収入に依存するには以下の 2 つの条件が必要になる。

- 1) 住宅価格の持続的上昇による土地価格の持続的上昇。
- 2) 用地規模の持続的拡大と銀行融資の持続による低価格での土地の取得。

こうした条件への依存度は 2001 年の 9.1%が 2009 年には 30.8%に膨れ上がっている。しかし、今後を展望すると、まず、数年後には都市での住宅の需給関係が均衡し、また、国の規制も強化される。現実に 2012 年上半期の全国の土地譲渡による収入は前年同期比で 30%余りも減少した。筆者は土地問題に関して次のように疑問を投げかける。

「中国の平原面積は国土の 12%で、一人当たり面積はアメリカ人の 3.7%しかない。それなのにこれまで都市建設に国土の 20%を費やし、一定の経済発展に占める土地の占有率は日本の 8 倍に達し、今後必要な用地はなお数億ムーに達する。また、過熱した都市建設ブームは鉄鋼・セメントなどの深刻な生産能力過剰問題をも生じさせている」

2000~2010 年に見る都市建設面積のアンバランスとして、㉖は、全国都市人口が 45.9%増だったのに対し、都市建設面積は 79%増で、都市人口増の 1.7 倍にもなっている、と指摘している。

☆㉗都市化が工業化に比べ停滞している問題をさらに掘り下げ、その原因を行政側の責任として追及する。すなわち「都市化の遅れが内需拡大、産業構造の調整、工業化・情報化のボトルネックになり、製造業・サービス業の発展環境を制約、企業の地代・家賃・人件費などをアップさせ、“招工難、招工貴”（労働力不足と人件費の上昇）を招き、機械化を促進して労働力需要を低下させ、就業難に陥っている」と説く。また、「住宅・自動車の取

得制限も消費需要減につながっている」と指摘、現状の問題として、

- 1) 長期プランが欠如し、業績重視で近視眼的、行き当たりばつりに。
- 2) 地方政府の公共サービス能力、社会管理能力の欠如が戸籍制度改革の遅れに。

の2点を挙げている。

この2)について⑫は例を挙げて説明する。深圳は戸籍人口は280万人だが、常住人口は1200万人、実際管理人口は1500万人にも達する。なかなか管理に手が回らない。東莞市虎門鎮では人口100万人に対し幹部は80人ほど、補助職員がその数倍といったありさまだ。☆⑬生態の視点から専門的な分析を加えている。まず、現在の都市化における生態面から見た問題点を[都市生態の多色効果]として象徴的に表現する。

灰色：大気汚染の靄 **黄色**：交通渋滞の排気ガス **赤色**：ヒートアイランド現象

緑色：富栄養化による藻の異常発生 **白色**：碎石とビニールゴミの汚染

そのうえで解決すべき困難として、

- 1) 縦割り行政
 - 2) 法律の不備
 - 3) 業績主義・人事異動による持続性の欠如
 - 4) 生態インセンティブ・メカニズムの不健全
 - 5) 生態資産の統一管理の欠如
 - 6) 生態インフラへの資金投入の不足
 - 7) 情報のフィードバックと生態保障メカニズムの欠如
 - 8) 生態建設の人材不足と育成システムの不健全
 - 9) 生態科学技術への資金投入不足
 - 10) 生態科学技術レベルの低さ
- を挙げている。10)を除くと他は全て行政側の怠慢を指摘している。

その上で筆者は、土地の集約化・効率化に「土地の4大機能」が生かされていない、と主張する。

「土地の4大機能」1) 生物体生産機能

2) 都市・農村環境の調節・浄化・緩衝・循環機能

3) 農民の基本的生計機能の維持

4) 都市の社会経済発展とインフラ建設の空間的要求を下支え

これが生かされない原因は、結局はチェック機能の欠落であり、「量を重視し、質を軽視した結果だ」と断じている。

☆⑭現在直面している最大の矛盾を“双軌制”(2本のレール)として捉える。③の“兩難”と似た視点である。

1) 「大企業中心」対「小城镇の発展に有利な中小企業に融資が届かない³²⁾

2) 「貯蓄・投資比率が高い」対「消費が喚起されにくい」

その結果、雇用は増えず、収入格差が増大している、と言う。

☆⑮都市化の落とし穴として、防ぐべき“五防”を挙げる。

1) 都市があっても産業が無い(ラテンアメリカの落とし穴)。

2) 速度は早くても質が伴わない。

3) 過度の集中とインフラ不足という大都市病。

³²⁾ 最近の統計では、農民工の90%以上を民間経済(ほとんど中小企業)が吸収し、その役割は極めて大きい。

- 4) 半都市化。
- 5) 不動産化-住宅価格の高額化で消費にカネが回らない。

ただ、これらはいずれもその時点までの論議のまとめで、特に新味があるわけではない。

☆㉔都市の発展方式が非常に粗雑である、という視点で、㉓と類似する。

- 1) 建設用地 1 m²当たりの生産額が低い、つまり効率が悪い。香港 14 億元、シンガポール 18 億元に対し、深圳でも 4 億元にしかならない。都市における建設用地を見ても、国際基準ではその都市の総面積の 30%だが、中国の大都市は 50%近い。
- 2) 都市のイメージを重視し、人口の移転を軽視している。
- 3) 新市街地区建設を重視し、旧市街や外来人口居住区を軽視している。
- 4) インフラ整備計画が行き当たりばったりで非科学的。交通渋滞がひどい。

ここで指摘されているのもやはり、土地使用の問題、「人の都市化」の軽視、行政の計画プランの杜撰さだ。その上で、都市化がもたらした 3 つの不調和として、

- 1) 立ち退き問題
- 2) “三留守”問題（留守児童・留守老人・留守女性）
- 3) 文化遺産の破壊と喪失。伝統的な村の消失。

を挙げる。

2) の農民工の家族問題について㉔は「2011 年時点で全国留守児童数は 5800 万人、農民工が帯同する都市流入家族は 4000 万人に達する」とした上で、[都市の低賃金+リスクのない農村土地資産=社会のバランス]という方程式がすでに崩壊しつつあることを示唆する³³。3) の文化・伝統への言及も注目される。

☆㉕ここでは「地方の都市化は農村をなくすのが目的になっている」と踏み込んで指摘する。「土地提供の代償は 6 階建て以上のマンションの 100~120 平方メートルの住居だけで、“洗脚上楼”（金額補償がない）場合も多い。中国は世界の 7%の土地で 20%の人口を養い、35%の窒素肥料と 70%の使用可能な水源を使用しており、化学肥料と農薬の使用量は欧米の 2~3 倍にもなる。それをさらに潰してどうするのだ」と筆者は嘆く。

☆㉖は㉓が切り込んだ財政問題についてさらに論を進め、「都市化の推進は決して一部の地方の盲目的投資、過度の負債の口実や隠れ蓑になってはならない」と主張する。

2012 年の銀行間債券市場都市建設投資債累計額は 6367.9 億元で、前年比 3805.9 億元、48%増加している。金利も 7%以下と銀行より低いことから地方政府のインフラ投資熱を支える地方政府の新しい財源になっている。しかし、今後、住宅市場の規制により土地価格の低迷が続くと担保力が落ちるし、更に、インフラの急速な改善でプロジェクトの収益能力も低下する。ただ、融資期限が比較的長いために、次の政府に繰り延べされる場合が多く責任逃れが心配だ、とも指摘する。

³³ 義務教育段階の農村の生徒数は 1.25 億人、うち 1260 万人が都市で就学、両親が帯同している者はわずか 10%に過ぎない。ただ、このわずか 10%に対してさえ都市側は受け入れ難に喘いでいる。

これに関連し⑦は、地域の都市化と三農問題³⁴解決の主な融資ネックとして、以下の3点を指摘する。

- 1) 金融サービスが地域・三農と遊離している。
- 2) 企業資本の蓄積が少なく、信用レベルが低く、金融市場とドッキングできていない。
- 3) 県政府の可処分財力が少ないのに任務が重すぎる。

☆⑧これまでの都市化の問題点を再度整理し、以下の5点を挙げている。

- 1) 土地の利用効率の低さ
 - 中国国内では利用効率が高い上海でも、ニューヨークの29分の一、香港の14分の一だ。
 - 土地の都市化が人口の都市化より早い。
 - 開発強度の行き過ぎ。ロンドン23.7%、東京29.4%に対し、上海・深圳は50%。
- 2) 制約が多い産業政策
 - 参入が不平等で、“玻璃门”“弹簧门”“天花板”などと呼ばれる参入障壁が存在する。
- 3) 投資システムの不健全
 - 地方の投融资が国の統一プランに入っていない。
 - 政策性金融と商業性金融の区別が不明確。
 - 直接融資のルートが限られており、貸付支持政策や銀行監督管理政策が都市化建設の資金需要・建設周期・投資リスクの抑制などとマッチしていない。
 - 一部の地方政府は融資の受け皿を過度に利用して都市建設を行い、かなりの不良債務を抱えている。
- 4) 公共サービスシステムの弱体
 - 戸籍と一体となり、都市と農村の公共サービスが分割されている。
- 5) 都市病の早すぎる出現
 - “重面子轻里子”“重地上轻地下”“重硬件轻软件”“重短期轻长期”（メンツを重んじ内実を軽んじ、地上を重んじ地下を軽んじ、ハードを重んじソフトを軽んじ、短期を重んじ長期を軽んじる）ことで都市機能が不完全でアンバランスになり、交通渋滞、エネルギーと水の不足、環境汚染、生態空間の不足などを惹き起こしている。

☆⑨この評論も土地問題を追及する。

まず、第一次産業について全生産額に占める割合が改革開放開始時の30%から2012年には10%まで減少し、就業比率も70%から34%に下がったことを指摘した後、都市用地規模増加弾性係数（用地増加率÷人口増加率）が、世界公認の合理的限度1.12に対し、1.36～2.30に達していること、東部に比べ中部西部が突出し、人口拡張速度の3～5倍にもなっていることを指摘している。

また、東京は居住地58.2%に対し工業用地は10%に過ぎないが、中国の場合、工業用地に偏重し、住宅・商用・公共用地が少なく、資源配置が不合理であり、また、「土地に頼っ

³⁴ 経済発展の陰で取り残された中国の「農業」「農村」「農民」が抱える問題の総称。

た資金の捻出は土地バブルが崩壊したら金融危機を招く」と警告している。

☆㉗は㉖が行政の怠慢を厳しく批判したのに続き、行政責任をさらに追及している。中国では655都市が世界を目指し、183都市が国際的大都市建設を目論んでいるが、ほとんどが下水道さえ完備しておらず、大雨が降れば海になってしまう。その原因は「中国の都市建設が、長官の意志と、ろくに論証・研究もしない突貫工事で行われるからで、人治と主観的意志と非科学的論証の産物であり、官僚主義・形式主義・浪費の象徴だ」とする。

そして、都市計画がくるくる変わるその原因は以下の5点にあると総括している。

- 1) 部門至上主義・官僚主義・業績要求と長官の意志。
- 2) 都市発展規律を把握する力の不足。
- 3) 計画の科学性の欠如と上司への迎合・諂い。
- 4) 業績主義と利益の誘惑
- 5) 計画策定までの民主的プロセスの欠如

☆㉘この論では土地問題を行政の問題とリンクさせて掘り下げ、「土地は農民の衣食の拠り所、生存の本で、農民の心の拠り所、ふるさとである」との見解を基本に据えて、土地徵用保障制度には完全補償・不完全補償・部分補償の三種類があるが、中国の補償制度は、

1) 基準が低すぎる 2) 保障項目が不十分 3) 利益分配が不合理 4) 補償方式が単一であり、地上の付属物や作物が保障項目に含まれておらず、土地債券の発行、株主としての経営参画、代替地の提供など多様な補償方式も必要、との見解を示した。

☆㉙行政の問題を異なる角度から分析している。即ち「1994年の分税制実施以来、財政権と事業権が不整合になり、“中央请客，地方买单”（財布の紐は中央がしっかり握り、実際にやるのは地方）だが、その地方には金がない、という状況になっていた。1994年に定めた現行の分税比率は県までで、それ以下は不明確のままであり、要するに“讨价还价”（値段交渉的駆け引き）に頼っている」と分析し、「財務体制改革が不可欠だ」と主張する。

その上で、「小政府大市場」は間違いで、「有効市場、有効政府」でなければならない、換言すれば、「市場（見えざる手）と政府（見える手）それぞれが自分でできることをしっかりやる、ということだ」と説く。「既に土地に頼った財政は限界に近づき、地方債務の60%、所によっては80%が銀行からの債務で、返せなければ不良債務になる」とも。

☆㉚「都市化が不動産に拉致されている」という辛辣な言葉で行政府の責任を追及する。

- “房奴” “房姐” “房叔” といった不動産に踊らされる人たち
- “空城” “鬼城” といった幽霊都市の出現

- “土地城镇化”（土地シティ）“水泥城镇化”（セメントシティ）：人を無視した都市化
これらは行政の責任であり、2012年には政府側統計でさえ、「政府と銀行の不動産収入が4億7917万元に達し、不動産販売総額6億4000万元の75%、土地譲渡金の40%を占めている」ことを明らかにしており、「不動産は行政の“二财政”（第2財源）“提款机”（ATM）、所によっては“主财政”（主要財源）“摇钱树”（金のなる木）になっている」と弾劾している。

更に地方政府は今後“一房四吃”（一つの不動産で4回分け前にあずかる）を目論んでいと指摘する。“四吃”とは以下の4点である。

1) 土地譲渡金 2) 住宅転売所得税の20% 3) 不動産税 4) 遺産相続税

☆㊦多くの文化遺産が破壊されている現状を憂い、6ヶ所の事例を紹介、一方で、ある学者の統計では、去年、全国で少なくとも30都市が巨費を投じて旧市街を再建していることを明らかにし、その5例を紹介している。

以上の論点を総括すると、まず、中国の都市化のプロセスを欧米などと比較し、発展段階における位置づけとその特徴や問題点が論じられている。

その上で、現在生じている諸問題を様々な角度から論じているが、その最大のテーマは、「半都市化」すなわち「土地による都市化」が「人の都市化」を遥かに凌駕している点で、なかでも農民工に対する待遇問題が都市化の象徴的問題としてクローズアップされている。

農民工の市民化問題は更に、農村がどうあるべきか、と言う問題と直結し、都市化による農村の土地喪失と農民の流民化が取り上げられ、一方でこれの解決策としての“小城镇化”とそれによる都市と農村の有機的結合へと議論が進み、その功罪が論じられ、また、こういった農村の危機的現状を現出した行政への責任追及も時間の経過とともに厳しさを増していく。

農民工の市民化問題では、その家族の問題、都市側の受け入れ体制の不備も抉り出されている。更に、大都市や小城镇を問わず、彼らを定着させるための産業の育成、特に民間中小企業の育成が追いついていないことによる都市化の落とし穴も指摘されている。

彼らを受け入れる都市の環境・インフラ整備の遅れや欠陥にも鋭い目が向けられ、長官の恣意による都市計画、ハコモノ行政など行政の責任がここでも厳しく追及されている。

都市化を支える財政スキームについては、まず最初は土地を使った錬金術などの問題点の指摘から出発し、その後次第に今後の対応措置につながる議論へと深まっていった。

また、議論が進むにつれ、生態の維持や文化財保護など、都市の持つべき他の要素にも徐々に目が向けられ、注目が集まるようになったことは大きな進歩と言えよう。

次章では、こうした問題点の指摘とその分析を経て、今後へ向けた如何なる提言がなされているのかを紹介する。第2章では、議論の深化をトレースできるよう時系列でまとめたが、第3章ではテーマ別に紹介し分析する。

三. 都市化：今後へ向けた提言

まず最初に包括的な提言を概観し、その後にテーマ別の議論や提言を取り上げる。

I 総括的な提言

☆⑤は中国の集落の等級をまず説明する。

特大都市-大都市-中都市-小都市-县城-建制鎮-中心集鎮-一般集鎮-中心村-自然村

その上で「一部先進国ではすでに逆都市化現象さえある」として、

「新型城镇化は単に農村人口を都市に転移するだけではなく、都市と農村の集落体系を全面的に整合させ、大小・機能・環境の異なる各種集落を統一され調和された形に持っているものだ」と説く。

☆①は今後の中国の都市化の在り方について以下の4点を挙げる。

- 1) 都市と農村が結合した発展。都市化の推進と新農村建設の推進
- 大中都市、小都市、広範な農村の協調的発展。
- 2) 農村土地制度改革
- 耕地の生産能力向上と都市建設用地の確保
- 農民の収入確保：土地で住宅を、地代で保障を
- 3) 工業と農業のバランスのとれた発展
- 4) 省エネ・環境保護・低炭素社会

①は更に、上記を実現する前提として、農民工と市民を平等に扱い、農民工の“城市夢”“创业夢”“安居夢”（都市の夢、創業の夢、安定した暮らしの夢）を実現させること、都市化の裏付けとしての税制改革で地方政府に都市化の安定財源を確保することを提案している。

☆⑫は“以人為本的城镇化”（（人に優しい都市化）としての4つの特徴を挙げる。

- 1) バランスのとれた発展。経済発展が唯一の目的ではない。
- 経済・政治・文化・社会・生態などの全面的な発展
- 各地域・各産業・各クラスター、特に都市と農村の協調的発展
- 2) 集約と高効率。人と都市と環境の調和した発展：土地・資源・生態環境
- 3) 文化的活力：「都市は人の都市」「文化と個性の体現」
- 4) 公平

更に⑫は“以人為本的城镇化”の4つの重点として以下の4点を挙げる。

- 1) 経済成長の内的パワーの育成
- 重大な方針決定に学者専門家、人民大衆の幅広い意見を取り込む。
- 科学的システムによる幹部の評価とチェック。
- 2) 再都市化戦略の実施→既に都市化した地域の質の向上による第2次都市化。
“宜居宜業宜商”“幸福都市”の建設。戸籍制度改革。
- 3) 都市群の発展、強化。
大都市を抛り所に、中小都市を重点に、輻射作用の強い都市群を。
- 4) 都市と農村の発展の一体化
“以工促農、以城帶郷、工农互惠、城郷一体”

その上で、以下の点を強調する。

- 1) 質の都市化。即ち従来の都市化が規模の拡大を重視した粗放型だったのに対し、「産業による支え・住環境・社会保障・成果様式」による集約型へ転換すること。
- 2) 画一化から“因地制宜”即ち地域特色型へ転換し、地域発展全体戦略と主体機能区戦略³⁵の結合を図る。
- 3) 歴史的文脈の伝承と人文環境の改善により、従来の「千城一面」「ファストフード式
工
業化・商業化・現代化」を脱却、都市の個性と品位を尊重する。

☆③も「都市と農村の結合、2元構造の打破が発展の新しいテーマ」と指摘したうえで、「工業化・都市化・市場化はすでに中国社会の変化を牽引する三台の馬車である」述べ、解決方法として以下の2点を挙げる。

- 1) 条件を満たした農民工のその都市での定住の促進
- 2) 内地への産業の誘導。小中都市での雇用の創出。

☆⑨は工業化、都市化、農業の近代化を“三化”として捉え、“新型都市化”を「都市と農村の結合・一体化を中心に、産業と都市の融合、集約と節約、快適な住まい、調和のとれた発展を主な特徴とし、大中小都市、小城镇（町）、新型農村社区（地域社会）が相互に促進し合い協調して発展するプロセス」と定義する。

☆⑺は新都市化に必要な三つのバランスとして以下の3点を挙げる。

- 1) 都市化と食糧の安全保障
- 2) 都市化と資源（土地・鉱物資源・エネルギー資源）のサポート
都市住民の生活エネルギー使用量は農民の1.83倍
- 3) 都市化と環境保護

☆⑫は新型都市化の持つ5つの意義として、「半都市化」の是正、「人の都市化」という観点から以下の5点を挙げる。

- 1) 農業余剰労働力の都市への転移
- 2) これらの人員に対する住居・職・生活の保障
- 3) 都市の工商業発展で農村と農業を育成
- 4) 都市と農村の相互補完による協調発展
- 5) 都市と農村住民の公共サービスの均等化

☆⑲は新都市化の内容として以下の6点を挙げる。

- 1) 地方政府による人流・物流・資本流・情報流の集中による産業基盤の形成。
- 2) 都市化における民間資本と民営経済の役割を重視。
- 3) 民営経済と草の根経済の発展。

³⁵ 2011年6月配布の「全国主体機能計画」。全国を都市化地域・農産物主要生産地域・重点生態機能地域の3に分け、均しく十分な社会保障と豊かな生活を目指そうという計画。都市化地域は更に最適化開発地域と重点開発区域に分けられる。

- 4) 減税・費用軽減による起業環境の整備。
- 5) 金融制度の革新、農民の土地使用権を抵当とした資金調達を可能に。
- 6) 戸籍制度の改革：戸籍上での都市住民と農民の差別待遇項目は 67 項目。

また、新都市化五つの改革として「戸籍制度」「土地制度」「財政金融体制」「公共サービス制度」「縣市管理体制」を挙げ、これらによって、“幸福城市”“智慧城市”“和諧城市”の建設が可能だ、とする。

更に、都市化には「都市化」と「農村の小城鎮（小都市）化」の2つの路線の併走が必要だとし、都市群の発展と県都の発展による農村の小都市化の推進を説く。

☆③は新型城鎮化推進の重点に以下の諸点を挙げる。

1) 総合計画の策定

地域の資源・産業配置・生態環境・交通運輸などの要素を総合的に考慮し、計画を全体的に捉え、都市群・大中小都市・中心郷鎮の発展計画を段階的に策定。市場メカニズムを最大限に発揮。

2) 土地制度と戸籍制度の二つの重要な制度改革を。

3) 第1～3次産業政策を健全に

第一次産業：“強農惠农富農”政策を強力に推進。農業の産業化と大規模化。

現代農業産業システムと企業化経営モデルの確立。

第二次産業：各産業を全面的に開放。行政独占分野の改革の推進。工業パーク化、工業の集積化、都市の緑色発展の推進。

第三次産業：税制改革とセットにサービス業の発展を図る。養老サービスなどの発展。

4) 4つの主要投融資システムの構築

-財政資金・貸付資金・金融機構システム化建設・国有資産貨幣化を有機的に結合。

-村鎮銀行の発展など農村金融機構の整備。

5) 5つの公共政策を完全に。

労働就業・教育・医療衛生・社会保障・保障性住宅

☆④は、都市化のレベルが高いほど良いのではない、都市化が速いほどいいのではない、として、〈全国主体機能区プランと地域発展総合戦略〉の配置の下に、

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1) 東中西部の人口分布状況と変化の趨勢 | 2) 資源環境引き受け能力 |
| 3) 資源の効果的配置 | 4) 住みやすい都市と農村 |
| 5) 歴史文化の継承 | 6) 持続可能な発展 |

に基づき都市化と都市農村発展一体化戦略的プランを制定し、大都市の部分的機能を合理的に分散するよう主張する。

☆⑤は中国の都市化の目標として 三本のレッドラインを提示する。

- 1) 2020年に65%を下回らない程度に。(2012年：日本67%、アメリカ82%)

高すぎる都市化率では都市問題が深刻化。丘陵が多く農耕国家の中国は都市化率を低めに保つべきだ。中国は70%の都市化率で120億平方メートルの住宅地が必要になる

が、一方で耕地は18億ムー確保する必要がある。

2) 毎年の増加速度は2.5%以下に。

1990～2009年都市化率50%以上の国の増加速度は、アルジェリアを除いて2.6%以下。

3) 人口100万以上の都市の人口は都市の総人口の40%以下に。

最大都市の用水人口は流動人口も含め2500万人以下に。

その上で、国は都市建設の指標体系を構築し、ロードマップとタイムテーブルの作成を行うべきだ、と主張する。

産業発展ロードマップの整備-投資・原料・人材の集中による先端技術開発。

文化発展ロードマップの整備-伝統文化の保護と文化発展における特色の重視

生態建設ロードマップの整備-水と緑地と汚水と排気ガス

また、都市化の推進には三者の参画が不可欠とし、それぞれの役割を示している。

政府：都市化の主導-基本設計、法規、全体プラン、ロードマップ、タイムテーブル、資金、協調と管理。

企業：都市化の主体（市場規則で運営）-多様な投資ルート、全体プラン策定に参画、資源と環境引き受け能力の評価、公共設備を利用した生産効率の向上と利潤の獲得、最低賃金と福利の保証、産業のグレードアップとイノベーション。

住民：都市化の基盤。市民になるかどうかの自由選択、自己素質の向上、公聴会などへの参画、誠実な労働と納税、合法的方法で自己の權益を獲得。

☆⑥は地域に応じた視点から都市化の在り方を考える。具体的には、東部・西部など地域に応じた都市化である。

東部：都市化率60%弱。都市化の安定発展期へ。

- 1) 世界的都市の建設。産業分野での国際的な分業。
(長江デルタ・珠江デルタ・環渤海湾地域)
- 2) 都市空間拡大境界ラインを設定、土地を効率的に活用。
- 3) 都市と農村の結合、融和の実現。新農村建設による“三農”問題の解決。
- 4) 都市で暮らす全てのクラスターを網羅した各種保障制度の整備。

西部：都市化の加速期へ

- 1) 耕地確保・生態保護が最大任務。
- 2) 薄弱な都市インフラの拡充。
：西部地区ではスピードを追わない
- 1) 重点を決める。総花的を避ける。
- 2) 各都市に特色を。独特の自然と文化を大事に。
- 3) まず試行を。都市化・工業化に呼応した体制やシステムの整備を。
と注意を喚起する。

☆⑦は地域の問題を都市群形成の観点から地域の一体化と協同発展の模索と捉え、「既に共

通の認識になっており、関連政策も続々出現している」と指摘する。しかし、一方で問題もある。

- 1) 長江デルタ各都市群：同一省のため協力がしやすい。
- 2) 環渤海湾各都市群：複数に跨るため、表面協力、陰では暗闘。
- 3) 水や大気の汚染など省を超える問題にどう対応するか。

都市群ごとに文化都市群を形成することが都市運の命運に関わる。

例：北方文化-京津冀都市群/嶺南文化-珠江デルタ都市群/江南文化-長江デルタ都市群
☆㉞も都市群をテーマにしている。

「京津冀都市、長江デルタ都市群、珠江デルタ都市群、成渝都市群の4大都市群を主要な支点到、20余りの都市群を結節点とした準菱形空間戦略の構築。

- 1) 4大都市群：GDP1兆元以上、常住人口5000万人以上。
- 2) その他12の潜在都市群

☆㉟は今後の中国の都市化の注意点として、アメリカのデトロイト、イギリスのマンチェスター、リバプールなどに見られるような「都市の収縮」に対する注意を喚起し、その原因として以下の3点を挙げる

- 1) 脱工業化。製造業の不振による雇用の減少と空洞化。
- 2) 郊外化：中心地区の空洞化。
- 3) 政治経済体制のモデルチェンジ。例：ソ連と東欧の崩壊の影響

☆㊱は新型城鎮化を「都市に住む」イコール「都市で幸せになること」だとし、

- 1) 戸籍制度の改革による人の自由な流動
- 2) 産業の高度な融合の促進
- 3) 三系統（人文・産業社会・情報知識）での幅広いサービスの提供

を掲げ、都市化は「産業の支え・住居環境の整備・社会保障の下、生活スタイルを都市化することで、技術・技能・創意の三輪駆動による新しい経済形態の下で現代的な生態都市を建設することだ」と説く。

II 個別分野の提言

まず、都市化の中心課題は農民の市民化である。

§1 農民工の市民化対策

☆㊲は都市移転人口の三大特徴を提示する。

- 1) 大量かつ広範囲であと10年はかかる。
- 2) 高コスト。市民化には“五件衣服”（就職・教育・医療・住宅・老後）が必要だが、一人当たりの福利費用は都市と農村で33万元の格差がある。今後20年で5億の農民が市民化するとして、一人当たりのコスト10万元、総額40~50兆元。
- 3) 安定した雇用の確保

☆㊳は雇用の確保について以下の5点を提示する。

- 1) ハイテク産業と労働集約型産業の双方の発展が必要
- 2) 労働集約型産業を中西部の受け皿に。
- 3) 公平で規則だった透明な市場参入基準で市場の活力を増強。
- 4) 現代物流・農業産業化など現代サービス業の新分野の開拓。
- 5) 職業教育の振興による農民の就業創業の促進。

そして、農村労働力が老齢後に農村に戻れるようにすることは社会の安定に有利だが、2元構造が継続し労働力の質の向上を阻害し、土地の運用にも弊害がでる。したがって、農村人口が都市住民になるための完備したシステムの構築が必要だ、と補足する。

☆⑫は教育・訓練を充実させることで、第2、3次産業のニーズを満たすことができるが、その際、市民化速度を、教育・医療・社会保障などの充実に合わせることの必要性を説く。

例えば、医療では、都市待遇・失地農民待遇・農村合作医療の併存が依然障害となっているからである。

☆⑭はこれに関連して、投資の重点を教育・医療・社会保障など公共生産品の領域へ置くことを提案する。その理由として、都市に流入した農民工は都市戸籍がないと通常40歳前後で退職し田舎へ帰るが、戸籍制度を改革し、社会保障などを充実させれば、60歳まで働いて労働への参加率も高まり、潜在成長率も向上する、とする。

☆⑩は「都市化の重要な内容は農民を市民にすることである」との考えから、都会で暮らす2種類の農民に対する具体的な対策を提言する。

1) 失地農民対策³⁶

合理的な土地代金の取得/居住・生活状況の改善/生計の確立と職の提供

2) 農民工対策

市民と同等の公共サービスの提供/戸籍制度改革の推進

☆⑰⑱はこの戸籍制度改革を中心に提言している。

まず、戸籍と福利が合一した社会管理制度の改革を提唱する。

1) 居住証制度の全面的実施＝“一証通”。現地住民と同等の権利を享受する。

2) 戸籍移動政策の段階的实施

-県レベル以下は全面的に自由に

-中都市では一層の緩和を

-大都市では規制を維持しつつ、農民工に現地住民と同等の権利を。

注意-都市戸籍の取得と農村の土地の権利の法規は連動させず、農民の自由意思に。

-農民土地請負経営権を早期に明確に。

-農民宅地用益物権の内容と実現形式を明確に。

-法的効力を具えた農民土地請負経営権証書と宅地使用権証書を発行し、農民にそれらの土地への大幅な処置権を与える。

³⁶ ⑫は失地農民を“三无人员”「种田无田、上班无岗、低保无份」（耕す畑が無い、仕事がない、保障がない）と称し、創業就業型への身分の転換を訴えている。

そして、農民土地請負経営権を明確にし、農民工請負地と宅地の流動・退出メカニズムを確立すること、子女の入学難に対しては“异地中高考”すなわち本籍地以外での受験を可能にするよう提案している。

☆㉔も戸籍問題を経済成長と絡めて論じている。戸籍による都市化率は、新興経済体諸国の平均都市化率 48.5%に対し中国 35%で、今後 10 年間平均 1.2%増でも 47%だが、10 年で 2 億人余りが増えれば、現有の 1.6 億人と合わせると 4 億人近くになる。その場合、農民一人の市民化に要する固定資産投資を 10 万元とすると、4 億人で 40 兆元の投資需要となる。

一方、2011 年の都市住民と農村住民の一人当たり消費支出は 3.3 : 1 である。中堅所得層は現在 23%だが、年 2 ポイント増とすると 2020 年には 40%、6 億人となり、今後 10 年間は 7~8%の経済成長が見込まれる、と言う。

その上で、戸籍問題解決の“三步走”として、以下の提言をする。

- 1) 1-2 年以内に中小都市の戸籍制度自由化を。
- 2) 3~5 年以内に大都市・超大都市の戸籍のほぼ自由化を。
- 3) 8 年以内に都市戸籍と農村戸籍と暫定戸籍の居住証一本化を。

☆㉕は農民が都市に定着しにくい理由として、所得の“三三制”を指摘する。即ち、生活支出、農村への仕送り、春節の帰省費用が各 3 分の 1 で消費への貢献が低い。完全に市民化すればかなりの部分が消費に回るし、配偶者・子女の同行は更なる消費を喚起する。

☆㉖は都市流入農民に対する教育を論じている。すなわち、

- 1) 農民は独立した主体的人格・法観念・社会的責任意識が未確立である。
- 2) 農民は顔見知り社会のロジックで行動し、赤の他人との共生方法が未修得で、私徳を重んじ公德を軽んじ、理性的精神・契約観念・公共の精神が欠如している。

したがって、三つの統一、

- 1) 主体権利的人格と社会責任的人格の統一
- 2) 契約的人格と道徳的人格の統一
- 3) 自由人格と一元的人格（国家や社会主義制度に対する合意）の統一

が必要であり、そのために 1) 政府の主導的役割の発揮 2) 社会の活力の喚起 3) 教育の場の設定が欠かせない、と説く。

市民化する農民を受け入れるには、それなりの都市の引き受け能力が必要になる。

§2 都市設計

☆㉗は資源節約の持続可能な都市化として以下の 3 点を提案する。

- 1) 科学的プランで資源を節約。
土地の集約節約／建築容積率の引き上げ／地下空間の積極開発
-都市機能分割を適度に抑え、地域機能の総合性を重視。
居住地と勤務地と活動地を集中させることで、交通によるエネルギーや資源の浪費

を抑制、都市の管理負荷を軽減させる。

2) 技術の進歩で資源を節約。

3) 情報化による資源の節約。デジタルネットワークによる都市管理。

☆⑬は李克強の「都市化とは単純な人口の増大や面積の拡張ではない。産業的基盤・居住環境・社会保障・生活様式などの面で農村から都市への転換を実現することだ」という言葉を抛り所に、具体的な庶民の要求を掲げる。すなわち、

安い住まいを/商売のコストを低く/交通をスムーズに/医療や学校を便利に/老人や子供が大通りを安全に渡れるように/家の近くで買い物ができるように/昼間に青空を、夜に星をその上で「経済発展の主体的パワーは市場であり、企業と庶民が富を創造する主体」であることを強調する。安い住まいと言えば住宅問題だ。

☆⑭は住宅問題の解決に以下の4点を提示する。

1) 商品房的役割の確認。社会が必要とする労働で十分買えるように。

2) 不動産の利潤を社会の平均的利潤率に。

3) 国有企業に廉価な住宅建設の責任を負わせる。

4) 不動産税を徴収し、累進課税に。

☆⑮は2種類の都市病（大気汚染と交通渋滞）克服の方法として、都市化の科学的発展のための総合的指標整備を提唱する。経済指標の他には、

民生指標：一人当たりの可処分所得、医療保険カバー率

人文指標：義務教育平均年限など

その他：インフラ・環境指標

例：水道天然ガスの普及率、生活ゴミ無害化処理率、汚水処理率、道路ネットワーク密度、医療用ベッド供給率、都市緑化率など。

例：まず地下から。地下の活用度。地下の各種配管配線の総合管理情報システムを。

引き受け能力には運営能力も含まれる。

§3 都市運営の在り方

☆⑯は河南省開封市での北大資源集団による運糧河プロジェクトの「資源の結合、産業と都市の融合、都市の運営」開発経験から都市運営の新モデルを提案したもので、政府が主導、市場が主体、社会が運営する多元化経営モデルの下、市場が各類型の投資や建設に参画することで経済・社会・環境効果の統一の実現を目指す。

☆⑰は内需総量の拡大と内需構造のバランスを共に実現するにはどうすべきか、という観点から、以下の提案をする。

1) 都市加速度を0.8~1.0ポイントに減速、消費や投資の牽引効果レベルに相応させる。

2) 「“人”は都市化のスタートラインであり、「ゴールライン」とのコンセプトから、人を大事にし、農民工の市民化と都市住民の公共サービスの向上により消費を喚起する。

3) 都市の総合的な力の充実を図ることで、都市化の減速による投資の落ち込みをカバー。

☆⑮は「都市化率が1ポイント高まれば国民の消費を1200億円引き出せる」として、「質の高い都市化は要素をより一層市場化改革することによってのみ完成される」と主張する。☆⑯は政府が姿勢を転換することが必要だと力説する。

「都市化を契機として、政府が命令し主導する都市化から転換し、都市化における市場の基本的役割を十分に発揮すべきである。それこそ、経済のモデルチェンジと持続可能な発展の力の源になる」。筆者によれば「新型城镇化を阻害するものは行政改革の遅れが発展についていけない現状であり、様々なサポートの欠如と管理の不十分が足枷になっている。したがって体制の改革、行政区画の見直しは不可避である」。

☆⑰も政府の役割を論じている。「世界で完全に自由放任な市場はないのであって、社会主義市場経済での都市化に政府の主導的役割は欠かせない」とし、「多くの論者の政府主導反対の理由は過去の地方政府主導の弊害によるものだ」と結論付ける。

その上で、政府主導は「財力はあるのか、能力があるのか」が問題だとして、土地による打ち出の小づちはもはや通用せず、「城鎮を発展させて財力を蓄積しなければならない」と説く。そのためには、

- 1) 政府の職能の転換、規律の確立、活力の育成、環境の整備。
- 2) 短期間の業績評価の是正

が必要で、「政府の役割は発展の道筋を決め、プロジェクトを実施し、投資を行うことではない」「政府の役割は大衆の創業精神を貴び、即応して規則を整備し、市場規律に従い活力を喚起すること。ただし、市場が全てではないので、その欠陥を補う役割は必要」とする。

☆⑱は企業の役割を論じ、その果たすべき3つの役割を列挙する。

- 1) 新型城镇化のプランナー兼革新者。

産業計画・空間計画・制度プラン・地方政府の地域発展計画に対する総合的要求。

「産業計画を中心に空間配置・生態・社会サービス・スマートシティを統合し、職住のバランスを実現し、住みやすく働きやすくする」

- 2) 新型城镇化の資源整合者。

-新型城镇化は産業・居住・商業・学習・レジャー娯楽など異なる機能の合理的配分が必要。

-新型城镇化に関わる国内外の市場、企業と政府の資源、農民市民双方の利益産業内外のパワーの深い結合が必要。

-城镇化を通じた異なる社会資源の導入を政府と企業が合同で行う。

- 3) 新型城镇化は金融イノベーションの探索者。

-単一の資金源では無理。新しい金融ツールを使い、社会の資源を生かす。

-基金の発行や金融サービスの“軽資産”（管理経験、ブランド、顧客との関係、人的資本、開発能力などのソフト資産）モデルの展開。

引き受け能力の確保には財政基盤が不可欠。

§4 財政基盤

☆⑪は都市化を経済発展方式転換の中心に据えるために4つの体制改革を提言している。

- 1) 財税政策：“營改増”³⁷の推進でより多くの民間資本を都市化に。
- 2) 財政投入の拡大は都市化が中進国の罫に落ちらないためにも必要。
- 3) 公共サービス監督システムの確立と闇操作の防止。
- 4) 中央と地方の財力と権限の格差を是正し、地方の税体系の確立を図るなど。財税体制改革の加速による公共サービスの均等化。

☆⑫は、市場経済下では一般に民間資本による投資が70%ほどであるが、中国は政府と国有企業が主であり、“政策玻璃門”“利益玻璃門”という目に見えない障壁が存在することを指摘、投資の内容としては、インフラ投資の拡大と共に、1) 公益性項目への投資 2) 消費供給能力アップへの投資³⁸を重視するよう提言している。

☆⑬は政府の投資に頼ってもネックは解消しない、として、詳細な金融政策を提案する。

○金融イノベーションで市場化の道を。

県域の資本化金融化のレベルを引き上げ、県域経済の資本と信用を増やし、資本を紐帯として資源や様々な要素を呼び集める。

○都市化建設基金と農業発展基金を発展させることが民間資本を吸収し融資ネックを打破する効果的手段である。

- 1) 民間募集基金も投資の一種。
- 2) 資本と経営の分離システム及び投資リスク分散システムは融資ネック解消に有効。
- 3) 政府の財政基金を主にし、適度な倍率で民間資本を吸収し、混合投資による都市化建設基金や農業ベンチャー投資基金を立ち上げる。
- 4) 都市化建設基金と農業発展基金は経済発展システムの革新を推進できる。

-投資規模の拡大：投資規模は単一政府の投資の3~5倍に。

農業産業化プロジェクトや農村合作社への資本金注入が民間資本の呼び水になる。

-県域の信用を高め、資金の貯えを厚くする。

-投資先がより科学的に

基金管理会社・政府・基金投資者・専門家で組織される委員会が票決により決定。

-財政資金の使用効果を高める。政府資金を一定の割合で基金に加えることで5~10倍の資金が集まり、その基金投資がさらに何倍かの社会資金を集める。

-三農の改革発展をサポート。

農業企業と農村合作社の信用を高め、金融要素の県域への流入を牽引する。

農民が土地経営請負権を手に入れた合作社に加入、株式制合作社と株式制農業企業を育成。

³⁷ 2011年11月に文書が公布され、各地で試行が始まった営業税から増値税への変更。サービス業にとっては営業税だけでなく増値税の対象にもなり、ややもすれば二重課税となって発展の足手纏いになっていた矛盾が増値税に一本化されることで解消。

³⁸ 例えば文化産業では、韓国・日本がGDP比15%以上であるのに対し、中国は3%に過ぎない。

○都市化建設基金と農業発展基金を発展させるには、多角的な協力が必要。

- 1) 多方（政府・企業・農民・投資者）がウインウインに、という概念の確立。
- 2) 財政金融の一括改革で、財政資金使用のシステム化と価値の最大化を図る。

農村の余剰労働力の吸収と農村の都市化には小城镇の建設が欠かせない。

§5 城镇（小都市）建設

☆㉓は新型城镇化を大量の農村人口を吸収する重要な受け皿として捉え、「新型城镇化は工業化と都市化をうまく組み合わせ、都市建設用地の増加と農村建設用地の減少を結び付けて農村人口の移転と協調させ、都市と農村の土地の平等的交換を実現して、土地の城镇化と人口の城镇化を協調して推進する」と説明する。ただし、新型城镇化には文化と習慣の改善が必要で、人々の行為と都市モラルの要求が合致しなければならない、と説く。

☆㉔は「経済発展が都市化を牽引するのか、都市化が経済発展を牽引するのか」と問いかけ、「経済発展が都市化を牽引する」を正解とする。

- 1) “润物细无声”の都市化³⁹
- 2) 経済発展→民営企業の誕生→農村余剰労働力の吸収と産業の集積
- 3) 流れが自然であり、需要に基づいていて活力があり、投入と産出の循環が良い。
- 4) 市場が資源を配置するので、土地の利用効率が高まる。

と分析し、手軽な方法は、住民を惹きつけるインフラを整備した小城镇をたくさん作ること、更に、最も近い城镇が30km以内にあり、良い道路があれば人々は農村に住みたがる、と説く。

☆㉕は都市化資源を小都市（县城や中心鎮）へ投入、县城経済を支援して近隣の農民に雇用を創出することの必要性を説き、具体例を挙げる。

- 1) 吉林省長吉図一体化戦略：2大都市と周辺都市群
- 2) 浙江省紹興市：強鎮の行政権拡大→中心鎮の建設→中小都市の育成

一部産業の中小都市への移転により「大都市が牽引し中小都市が支える都市化の枠組み」を形成することを目指す。

☆㉖は以下の5点を提案する。

- 1) 計画・建設・産業・公共サービス社会管理を一体化させる。
“以工促農、以城帶郷、城郷互動”
- 2) 都市の工業資本・技術・人材などの資源を農村資源とドッキングさせる。
- 3) 生産要素を都市と農村間で合理的に流動させ最適な配置をし、新型工業化と農業の現代化を総合的に推進し、都市と農村の産業の融合を図る。
- 4) 「水道・電気・道路・天然ガス・通信などインフラを一体化し、農村の生活条件の改善を図る」、即ち基本的公共サービスの均等化。
- 5) 村に対する政府の資金供給保証メカニズムの確立。

³⁹ 出典は唐代の詩人、杜甫の『春夜喜雨』。音も無く静かに大地を潤すさま。

☆⑪は、小城镇化は今後 10～20 年の中国経済安定成長の重要な動力だとして、次の 2 点の必要性を説く⁴⁰。

1) 産業の集積と産業構造のグレードアップ

-農業の現代化と高効率農業の育成を土台に第 2.3 次産業と協調させ、城鎮の経済構造をレベルアップ。生活性サービス業と生産性サービス業を発展させる。

-各地の特色ある城鎮化を孤立させずに協調発展させる。

2) 都市と農村のインフラ建設を一体化し同レベルに。

-融資ルートの多様化、民間資本の導入。

-インフラ整備の過度の商業化を避け、“宜居宜業”（住みやすく働きやすい）が目標。

大きくて不便な都市、既存都市の発展パターンでなく、小さく美しい田園都市を。

☆⑫は重点を城鎮の発展に置く前提で、借地費用負担能力の低い工業や住宅を城鎮に移し、都市の空間を空け、負担能力の高いサービス業などを発展させ、都市病を克服することを主張する。そして、新段階の都市化の重点は都市の要素を城鎮に、産業と人口を城鎮に移すことであるが、

1) これは市場調節の方向に逆行している。ゆえに政府の積極的な誘導が必要。さもなくば優勝劣敗の法則で、城鎮は都市に発展要素を吸い取られて衰退する。

2) 分散した城鎮を総合計画に組み込み、科学的合理的な機能分担を行う。

3) 民間資本では不十分な公共インフラ整備は政府が主導すべきだ。

と説く。

☆⑬は 3 つの対策を提案する。

1) 行政区分の打破と協調・機能分担により、中心都市に配する都市群を育成する。

2) 国や省庁が予算を中小都市や町に傾斜配分し、地方政府は公債の発行も考慮⁴¹。

3) 農村を支える小城鎮に農業生産用具の生産や流通の仲立ち、教育や文化の供給を。

☆⑭は城郷結合部の特徴を以下のように分析する。

○都市の運営をサポート

1) 特殊な空間の提供：浄水場・汚水処理場・廃棄物処理場・伝染病病院・火葬場。

2) 土地の提供：ある機能を持った特別地区の建設に十分な土地を提供。

3) 生態機能の改善：農地・林・グリーンベルト・湿地・河川湖沼。

4) 中継地：都市の農業副製品生産地、労働力の提供、周辺農村の経済社会発展の支援。

○弊害

1) 汚染排出企業の集中。

2) 外来労働者の生活空間。流動人口が多く、社会保障の提供や人口管理が困難。

⁴⁰ ⑬は、工業を誘致しつつ農業生産も現代産業体系に取り込む、すなわち生産合作社などの形式で農業を現代産業や市場とドッキングさせた成功例として、華西村（江蘇省無錫市江陰市華士鎮に位置する村。中国で最も豊かな農村と称される）などを挙げている。

⁴¹ 全国で県レベルの単位は 3000 ヶ所、3 万鎮を数えるが、大部分が資金不足で、中小企業の誘致が必須になる。

3) 行政の交錯や各種用地の交錯により計画の立案が困難。

4) 土地の使用効率が悪く、土地資源を浪費。

☆⑤は小城镇化に対する真っ向からの反論である。

「小城镇式都市化が中国の特色だ、として、村を統合して中心村や郷鎮を作り、郷鎮を建制鎮にし、鎮を牽引車として都市化を進めようという勢いが盛り返しているが、これはセオリーに逆行している」

「中国はすでに“以大為主”の段階に突入している。“以小為主”にすれば、土地の囲い込み、投資開発、資源の浪費、コスト高を助長し、経済発展方式の転換や新農村建設と乖離する」

として、今は“以大為主”で、大中都市と小城镇の協調的發展を図るべきである、と主張。「都市人口には、必ず一定の農業人口が含まれている。中国の実際の都市化率は35%という学者がいるが、正常な都市人口には25%の農民が存在するもので、これを考慮すると、現在の都市化率は50%くらいだ」したがって「現在、都市に流入している農民のうち1.65億人程度を戸籍制度改革を通して市民と同等の都市住民にすればよい」と説く。

小城镇建設は農村建設に深く関わる。

§6 農村建設

☆⑤は土地問題対策として以下の3点を掲げる。

- 1) 公益性と経営性の峻別
- 2) 農村と都市の土地の“同地同権同価”の実現
- 3) 農村の土地集団所有制は変えず、工業化・都市化による土地に関する恩恵を農民に。

☆⑤は都市人口が70%になっても、多くの農民が農村に生活することを指摘し、平行した農村建設の重要を説く。伝統文化の継承、田園保護、児童・老人・女性への配慮である。

☆⑦は、工業化で多くの余剰農民を都市に吸収して平等の社会保障を享受させる一方、農村は適正な農民数と土地の権利の合法的・自主的・有償移転によって零細農業から脱却し、労働生産性と利潤率を高め、公共サービスを充実させる必要がある、と説く。

環境汚染が深刻になる中、都市の生態維持がキーワードになりつつある。

§7 生態建設

☆⑩は汚水処理場・ごみ埋め立て地・公園緑化だけが都市の全てではない。集約・スマート・緑色・低炭素と言った生態文明の理念と原則の注入が必要だ、と説く。

☆⑬はこの点を詳細に論じている。

- 新型都市化の“新”とは観念の革新、体制の革新、技術革新、文化の革新であり、新型工業化、地域の都市化、社会の情報化、農業の現代化という生態の發育過程を言う。
- 新型の都市化の“型”とはモデルチェンジのことで、次の2点を指すと定義する。

- 1) 産業経済・都市交通・建設用地などのモデルチェンジ。
- 2) 環境保護の末端対策から『汚染防止-クリーン生産-生態産業-生態インフラ-生態行政区の“五同步”』への生態文明建設のモデルチェンジ⁴²。

その上で、「都市化の核心は農民を産業労働者に変えること」と捉え、新興工業パーク・新興産業・新型社区・新型城鎮の推進を唱えて以下の提案をする。

- 1) 従来の“招商引資”から“招賢引智”へ
- 2) 生態インフラと住みよい生態プロジェクト
 - 自動車交通を生態交通へ。石化エネルギーの最小化。
 - 建設用地に生態用地の機能を：省エネ建築をエネルギー生産建築へ。地表の軟化、屋根の緑化 e t c.
- 3) 生態集約：生態資源・生産関係・経営方式の集約を（土地・水・生物資源など）。
 - 都市の人口密度を 1ha 当たり 100 人ほどに。
 - 区内の生態サポート面積は建設用地の 3 倍以上を確保。
 - 安全で快適な衣食住行の環境確保（ヒートアイランド・靄・汚水・ゴミ・水・衛生）
 - 生態交通ネットワークが都市人口の 80%を網羅。3 分の 1 以上の住民が近距離通勤。
 - 都市のエアコンや暖房供給は 80%以上を再生エネルギー（地熱・太陽光・バイオ・工業余熱など）で。
 - 80%以上のゴミを区内で減量化・資源化。
 - 市民の外出は 90%以上が公共交通か自転車。
 - 自然と人文生態シンボル、社区の円満、治安の良好。

また、都市の浄化・緑化・美化には整った生態インフラのサポートが必要だとして、都市を人体に譬え、こう表現する。

- “腎”：都市の河流・湖沼の浄化と活性化
- “肺”：都市の自然と造園による緑。道路の緑化・美化。都市林業と農業
- “皮膚”：都市の地表・建築物・道路などの表面の軟化と活性化。
- “口”：汚水排出口・緩衝区・浄化機能
- “脈略”：山水・生態道路・交通動脈

都市には歴史と文化がある。「人の都市化」には欠かせない。

§8 文化建設

☆④は「都市の性格に歴史と文化の要素が無ければ“産業があつて“生活が無く”、“生活があつて品格が無い”」「都市の文化＝都市の魂は幸福な生活に必要不可欠」として、伝統的な共同体の崩壊、社会の協同倫理の欠如を指摘する。

⁴² 2011 年版<可持续发展绿色人居住区建设导则>中国房地产业研究会人居环境委员会は新型都市建設に関し、“绿色居住”発展モデル（集約・スマート・緑色・低炭素）について、7 大方面の指導規則、二級量化指標 28 項、一級量化指標 66 項を提示している。

そして、実現には政府と企業の他に社会の多面的な主体の自発的参加が必要で、市場の見えざる手だけでは不十分だ、と主張する。

☆㉗は、これを「村にある老木は移植するな、古民家を壊すな、古井戸を埋めるな、石橋を壊すな」と表現し、これら先祖が残した貴重な宝物は保護せよ、と呼びかける。

☆㉘は城鎮の文化的な記憶の中で、文化遺産は重要な表現形式であり、復元できないので新型城鎮化の中で科学的に対処すべきだ、と主張する。そして、都市化の中に文化建設を一貫して取り込み、都市の魂を鑄造すべきだとして、

①文化遺産の保護を重視。

②新型社区のプランに正しい審美観・価値観・歴史観・生体観を醸成すること。

③民間文化の伝承と革新を重視すること。

④文化施設の建設と管理を重視すること。

を主張している。

まとめ

都市化、中でも農村の都市化論議は、ここ 2 年間、中国の発展過程における最大の問題としてクローズアップされ、様々な論議が展開された。人民日報に掲載された主な記事や論文を筆者なりの基準で選んで数えると、既述の如く検索記事目録に記した 2012 年 1 月から 2013 年 12 月初旬にかけての 80 本余りになるが、これを都市別にみると、2012 年が 15 本、2013 年は 68 本と急増する。

こうした中で、農村の都市化論議は、「農民の市民化」がこれまでの「半都市化」の中で「土地の都市化」に阻害されていた、という認識から、「人の都市化」を中心に展開されたが、その議論が深まるにつれ、「人の都市化」を受け入れる都市側の引き受け能力が論議的になって行った。それによって、都市計画の杜撰さ、行政もしくは権力者の恣意、財政的裏付けの欠如が明るみになり、更に地方政府の土地ころがしによる錬金術や生態破壊による汚染の蔓延も相まって、2013 年後半になると、行政に対する厳しい論調が目立つようになった。

これに歩調を合わせるように、李克強首相が提唱する都市化による消費拡大を視野に入れた市場化がクローズアップされ、政府・市場（企業）・民衆が三位一体となって都市化を図るという主張が力を得てきたが、その一方で、市場の見えざる手に任せ切る危険も提起され、それぞれの受け持ち分担を考える方向に議論が進化している。

また、都市化の中で、大都市・中小都市・小城鎮の都市化をどう進めるか、それぞれの担う役割についても議論が深まった。一方で都市群の形成が地域発展と絡めて盛んに論じられ、一方では、農村の都市化と農村の余剰労働力吸収の切り札として小城鎮の都市化に議論が集中した。それぞれ功罪が盛んに論じられる中で、農村と都市の一体化と農村の農村化が新しい視点として登場し、これと関連して、戸籍問題や土地問題をどう解決するか、

議論が進められた。

最近の議論で特徴的なのは、地方都市の財政的基盤の確立をどうするか、が地方税の問題も含めて詳細に議論され始めていること、生態維持に関する議論の深まり、都市の歴史文化遺産の保護による都市の文化的魂の伝承へ関心が高まっていることだろう。それらが重要なアイテムであることは論をまたないが、都市化の最大のテーマは依然として、市民化する農民に対する社会保障と住居の問題、給与格差の問題、そして職を保証する産業による下支えであろう。

人民日報検索記事目録

(記事テーマは原文のまま。寄稿者とその所属は日本語)

- ①2012. 1. 18 「城镇化并非盲目“造成”」政治協商会議常務委員頼明
- ②2012. 1. 19 「城市化关键在“市民化”」雲南省昆明市盤竜区書記吳涛
- ③2012. 1. 30 「推进城市化，亟需破『两难』」
- ④2012. 2. 29 「“城市运营”助力城镇化」
- ⑤2012. 3. 13 「城镇化道路怎么走」
- ⑥2012. 4. 5 「努力实现高质量的城镇化」
- ⑦2012. 5. 7 「城镇化应选择正确的策略」国家發展改革委員会經濟所相偉
- ⑧2012. 6. 20 「以城镇化拓展内需空间」吉林大学中国国有經濟研究センター孫少岩・孫博
- ⑨2012. 9. 24 「积极探索“三化”协调发展之路」
- ⑩2012. 10. 17 「积极探索城镇化新路」湖南省委常委秘書長易煉紅
- ⑪2012. 11. 21 「把城镇化纳入转变经济发展方式主线」
社会科学院中国特色社会主義理論体系研究センター楊志勇
- ⑫2012. 11. 21 「推进以人为本的城镇化」社会科学院都市發展・環境研究所黃順江
- ⑬2012. 12. 3 「城市为谁而建？」
- ⑭2012. 12. 10 「谋求高质量的城镇化」
- ⑮2012. 12. 18 「以市场化改革激活『城镇化红利』」葉琦
- ⑯2013. 1. 5 「新型城镇化，生态要优先」科学院生態環境研究センター王如松
- ⑰2013. 1. 6 「城镇化难题怎么解」科学院生態環境研究センター王如松
- ⑱2013. 1. 6 「农民工“市民化”不能与土地挂钩」國務院發展研究センター韓俊
- ⑲2013. 1. 9 「中国经济的火车头」北京大学中国经济研究センター主任林毅夫
- ⑳2013. 1. 13 「城镇化：让发展更科学、生活更美好」
- ㉑2013. 1. 16 「新型城镇化的难点是人的城镇化」民建副主席辜勝阻
- ㉒2013. 1. 20 「要摒弃『二元态度』城镇化顧仲陽
- ㉓2013. 1. 23 「城鎮镇化绝不能走老路」
發展改革委員会城市小城鎮改革發展センター喬潤令
- ㉔2013. 1. 23 「城鎮镇化要走公平可持續新路」全国政協委員遲福林

- ②⑤2013. 1. 27 「解决制约城镇化的深层次问题」 社会科学院学部委员吕政
- ②⑥2013. 1. 27 「提高质量是推进城镇化的当务之急」 社会科学院荣誉学部委员陸学芸
- ②⑦2013. 1. 27 「平衡兼顾是要义」 国家发展改革委员会对外揭示研究所
- ②⑧2013. 1. 31 「城镇化、不能一哄而上」
- ②⑨2013. 2. 19 「“中国梦” 蓝图在绘」
- ③⑩2013. 2. 22 「新型城镇化: 经济社会发展的重要引擎」 河南财经政法大学学長李小建
- ③⑪2013. 2. 24 「何时不再伤离别」
- ③⑫2013. 2. 27 「开发性金融给力新型城镇化」
- ③⑬2013. 3. 1 「在城镇化中化解社会风险」
 人民大学農業与農村发展学院研究团队温鉄軍・蘭永海
- ③⑭2013. 3. 4 「厚道的城市化之路」 アメリカ、ポストモダン发展研究員副院長王治河
- ③⑮2013. 3. 8 两会特刊 「城镇化: 积极稳妥健康发展」
- ③⑯2013. 3. 10 「城镇化怎样才优“化”」
- ③⑰2013. 3. 16 「城镇化并非农村变城市」 全人代表、山西省運城市代市長王清憲
- ③⑱2013. 3. 18 「城镇化也当避免 “收缩的城市”」
- ③⑲2013. 3. 23 「建设美丽中国要正确理解城镇化」 中国科学院植物研究所研究員蒋高明
- ④⑩2013. 3. 27 「新型城镇化要提升规划水平」 全国政協副主席林文漪
- ④⑪2013. 4. 3 「城镇化与旅游发展衔接」
- ④⑫2013. 4. 3 「以文化繁荣推动城镇化」
- ④⑬2013. 4. 12 「国外城镇化建设的啓示」
- ④⑭2013. 4. 19 「城镇化不是过度负债的借口」 劉先雲
- ④⑮2013. 4. 24 「科学理解城镇化的内涵」 上海交通大学教授劉士林
- ④⑯2013. 4. 26 「企业要抓住城镇化机遇」 廣東格蘭仕集团總裁梁昭賢
- ④⑰2013. 5. 2 「加快城镇化, 不能遗忘城乡结合部」 人民大学区域と城市經濟研究所張良
- ④⑱2013. 5. 6 「城镇化应直面文化命题」 <文化縱横>雜誌社社長楊平
- ④⑲2013. 5. 13 「新型城镇化应是改革战略」 北京大学光華管理学院院長蔡洪浜
- ⑤⑩2013. 5. 16 「新型城镇化-缩小福利差距, 扩大景观差异」
- ⑤⑪2013. 5. 28 「从城乡和谐角度认识新型城镇化」 河南财经政法大学教授李小建
- ⑤⑫2013. 6. 16 「关注城镇化的成本之保障成本」
- ⑤⑬2013. 6. 17 「多一点 “不开发区”」
- ⑤⑭2013. 6. 27 「我城镇化率与世界平均水平相当」
- ⑤⑮2013. 7. 3 「城镇化为改革提供 “振臂力”」
- ⑤⑯2013. 7. 4 「文化设施不能凭空规划」
- ⑤⑰2013. 7. 14 「我国城市群发展面临的挑战」 上海交通大学教授劉士林
- ⑤⑱2013. 7. 14 「实施以人为本的城市群发展战略」 人民大学城市规划与管理系主任葉浴民
- ⑥⑩2013. 7. 17 「以改革创新推动城镇化转型升级」

- ⑥0 2013. 7. 17 「积极推进人口城镇化」中国(海南)改革发展研究院元院长迟福林
- ⑥1 2013. 7. 28 「进不进城, “多听沉默的声音”」
- ⑥2 2013. 8. 8 「城镇化: 处理好政府和市场的关系」 馬宏偉
- ⑥3 2013. 8. 11 「有序推进农民市民化」
- ⑥4 2013. 8. 16 「做中国新型城镇化的积极践行者」 中投发展有限责任公司总裁羅釗明
- ⑥5 2013. 8. 17 「推进新型城镇化-全国重点镇将增补调整」
- ⑥6 2013. 9. 10 「城镇化应设承载力指标」
- ⑥7 2013. 9. 24 「关于推进新型城镇化的思考」 王保安
- ⑥8 2013. 10. 8 「把进城农民培养新市民」 西南大学文化与社会发展学院周永康·潘孝富
- ⑥9 2013. 10. 15 「低成本的土地城镇化不可持续」 国务院发展研究中心金融研究所巴曙松
- ⑦0 2013. 10. 22 「城市规划: 改来改去为哪般」 清华大学建筑与城市研究所副所长吳唯佳
- ⑦1 2013. 10. 22 「城乡一体化不能城乡一样化」
- ⑦2 2013. 10. 22 「征地应予公正合理补偿」
- ⑦3 2013. 10. 23 「加强新型城镇化顶层设计」
- 政治协商会议常务委员賴明、九三学社中央副主席王芬
- ⑦4 2013. 10. 30 「城镇化激活经济内生动力」
- ⑦5 2013. 11. 6 「财政金融联手破解县域融资难题」 山西省監局局长孫才仁
- ⑦6 2013. 11. 7 「新型城镇化钱从哪里来」 厲以寧
- ⑦7 2013. 11. 7 全面深化改革述评之七一 「城镇化改革: 城乡共享红利」
- ⑦8 2013. 11. 12 「城镇化被房地产绑架之患」
- ⑦9 2013. 11. 12 「城镇化: 要承载理想、抱负与希望」 国家行政学院经济学部教授許正中
- ⑧0 2013. 11. 18 「城镇化的逻辑」 中国人民大学教授李義平
- ⑧1 2013. 11. 19 「不能让“活历史”在造城中死去」
- ⑧2 2013. 11. 27 「提高国家中心城市建设水平」 重慶市中国特色社会主义理论体系研究中心
- ⑧3 2013. 11. 28 「新型城镇化应凸显文化特色」 河南省蔡陽市宣傳部長康寧
- ⑧4 2013. 12. 1 「从圈地不干预到建设遗址公园中国社会科学院考古研究所研究員唐際根
- ⑧5 2013. 12. 3 「城镇化不能“目中无人”」

中国の地方政府債務と都市開発 ——シャドーバンキングが成長する構造——

陳 玉雄

はじめに

中国の地方政府債務問題、不動産バブル及びその資金調達手段のシャドーバンキングは、中国リスクとして世界的な注目を集めている。シャドーバンキングは、金融危機を招くシステム・リスクが懸念され、ここ数カ月それに関する新聞報道が毎日のようになされている。さらに、2014年に入ってから採炭会社に投資した「理財（資産運用）商品」のデフォルト（債務不履行）に陥りかける、元利金の支払いが遅れているニュースも見られる。シャドーバンキングの最も大きな投資先が地方政府関連と不動産関連であり、また地方政府が不動産開発に依存する側面があり、三者は密接な関係にある。現在の地方政府の債務問題は、2008年アメリカ発の世界金融危機以降、中央政府が打ち出した4兆元景気対策における地方政府負担分がきっかけになるとされている。しかし、1990年代末の国際投資信託会社のデフォルト問題に代表されるように、それまでも地方政府債務問題が度々表面化された。本研究は、2000年代半ばまでの中国の都市化における地方政府行動と債務問題をも検討の対象とする。

1980年代以降の中国における経済成長は、「改革開放」、すなわち中央政府による社会主義計画経済期で成立していた低レベルの大量生産システムの「改革」と先進諸国を中心とする諸外国からの資本と市場経済メカニズムへの「開放」による結果とされている。外資を利用した中央集権的な経済開発だとされている。中国国内民間の経済活動は完全に公的な経済活動の付属、あるいは政府による「開発」の道具となり、その力がほぼ無視されてきた。これに対して、陳（2010）は、中国の経済成長が市場化を伴うものであることに着目し、伝統的な使用の仕組みの「復活」による「下からの変革」を重視している。

一方、中央集権的な経済開発による中国の経済成長という通説に対して、2000年代に入ってから地方或いは地方政府の役割が強調されるようになり、日本においても多くの研究成果がみられる。「属地的経済システム」（田島 2000、73～106頁）、「地方政府主導型経済発展」（加藤 2008、27頁）、「積極果敢な楽観主義者としての地方政府」（梶谷 2011）などがそれである。後になればなるほど「経済成長における地方政府主導」が好意的にとらえる傾向がみられる。

これらの研究は、二つの問題点があると考えられる。①様々なレベルの地方間競争を重視せず、あるいは両者の結びつきが弱い。その結果、中央政府对省（直轄市・自治区）という対立構図が出来上がり、1980年代における「諸侯経済」に対する批判が再燃される恐れがある。②あたかも農村を含む地方全体を一丸となって地方を開発するようなイメージで語られ、各レベルの地方政府が城郭都市を中心とする視点が欠けている。しかし、1970

年代末から 1980 年代前半までの農民による自活を認めた「農村改革」を除き、各レベルの地方政府による「開発」は一貫して自らの所在地都市を中心にしてきた。本研究は、中国におけるシャドバンキングと地方政府債務が急成長する構造的な要因を探求する。

一. 地方間競争と地方政府の資金調達

1. 地方間競争の形成

中国の経済システムの大きな特徴は、政府とりわけ地方政府が果たす役割が大きい半面、企業間・個人間だけではなく、様々なレベルの政府間⁴³競争も非常に激しいことにある。これがいわゆる「社会主義市場経済」であろう。前述のように、このような経済開発の仕組みを「地方政府主導型経済発展」などと呼ばれている。これらの研究は、地方政府の役割を強調するものの、地方間競争の仕組みを重要視してこなかったものが多い。これに対して、本研究はこのような経済開発の仕組みを「地方競合的経済発展」と呼ぶ。これは、中央政府の政治的コントロールの下、地方政府が地方国有企業を含む各経済主体の協力を得て、伝統的な「いちば」から発展したと諸外国から導入した市場の仕組みを活用し、形成させたものである。

このような「地方競合的な経済発展」は、中国の複雑な歴史的条件によって形成された。広大な国土に多様な文化的伝統の存在によって、集権的な王朝は、地方の官僚トップを通じて地方の統治を図ってきた。その中で、地方で官僚トップの強い権限と県以下の郷紳自治の伝統が形成された。その後、民国（1912～49年）政府は、これまでの県までの行政組織を県の下に区（現在の郷鎮）まで伸ばすことを試みたが、成功しなかった。中国共産党は郷・鎮、さらには村まで「徹底的官僚化」を実現した（西村 2000、194 頁）。これは、都市住民が「単位」、農村住民が「人民公社」に編入された結果であるが、同時に地方政府の権威が強化された。財政面では、後述のように中央政府を含む各レベルの政府は、基本的にそれぞれが管轄する国公有企業からの利潤と下級政府の税金上納に依存しながら、支出を決定していた。

また、厳しい国際環境への対応として各地方における工業施設のフルセット化が目指された。まず、1953～57年の第一次 5 年計画に旧ソ連の援助で建設された 156 の大型プロジェクトの 5 分の 4 と、自力で建設された 694 の重点プロジェクトの 68%が内陸に建設された。ソ連との関係が悪化すると、「三線建設」と呼ばれる工場の地方分散は、全国範囲と

⁴³ 中央政府の下、4 レベルの行政区域とそれを管理する地方政府がある。すなわち、①直轄市・自治区を含む省レベル（2012 年末マカオ、香港行政特別区を除き 31 ある）、②大きな市を中心とする地区レベル（333）、③小さな市、上級市が管轄する区、自治県などを含む県レベル（2852）、④民族郷、街道などを含む郷・鎮レベルである（40446）（国家統計局『中国統計年鑑 2013』）。

また、郷・鎮の下に行政村・社区があり、そこに設けられた「村民委員会」は「村民自治」組織であり、行政組織ではないとされるが、多くの場合実質的に政府の末端組織である。さらに、一つの行政村がいくつかの自然村を管理する場合が多い。上記のあらゆるレベルに、政府・「自治組織」を指導する共産党委員会・支部が置かれる。

省レベルの二つにおいて行われた。次に、国有企業の管理がほとんど地方政府に任されたと同時に、国有企業や地方政府が自己裁量で使用できる「予算外資金」（注4を参照）が拡大された。最後に、地方政府が管理する重要生産財が大幅に増やされた（石原 2000、47 頁）。

そして「官僚権威の打倒」を謳った文化大革命になると、行政体系の混乱により中央政府は地方政府の力を活用せざるを得ず、地方の自給自足経済と地方政府の権限が発揮・強化された。

最後に、様々なレベルの経済主体のインセンティブを高めるための「改革開放」期には、政治的には党や行政部門の人事を中心に中央のコントロール下におかれ、地方指導者の昇進と地方経済の発展とを直接関連付けられるようになった。その中で、これまで政治闘争の下で抑圧されてきた組織・個人の経済的な欲望が噴出し、様々なレベルの激しい競争が展開された。しかし、とくに初期段階では私有制が認められず、地方政府の力や名義が活用・依存された。とりわけ、「社会主義的な集団所有」の「郷鎮企業」は、地方政府とその末端組織の支援の下、人材・技術・資金などの不利な条件を克服し、インセンティブ・メカニズムが欠如した国有企業に対して競争の優位性が確立した。

このように中国における「地方競合的経済発展」は、表1に示すように90年代半ばを境目に前半と後半に分けることができるが、地方の独自性、激しい競争、経済的な分権と政治的な中央集権などの共通的な特徴を有する。

表1 中国の地方競合的経済発展

時期	地方政府の行動	評価指標	財政資金の流れ	地方モデル		全国的な特徴	共通点
90年代半ばまで	地方政府と企業の一体化	GDP成長率がほぼ唯一の指標	下→上	既存資源→地方独自の発展	⇒	地方主導型経済発展：地方政府主導型発展モデル＋伝統的地域市場	地方の独自性、地方政府とそのトップの強い権限、経済的な分権と政治的な集権、激しい競争
90年代半ばから	政企分離→インフラ整備、企業誘致、土地財政	GDP成長率が最重要指標	上→下	地方の発展モデルの平準化		国民経済の統合：地方主導型経済発展＋広域商人ネットワーク＋中央政府の介入	

出所)各種資料により、筆者作成。

90年代半ばまでの前期では、沿海部中心の地方は、地方政府が調達した資金、自ら設立した所属企業・地方が所管する国有企業などの資源を活用し、他地方と競争しながら独自の発展モデルを構築した。加工貿易中心の珠江モデル（広東省）、私営企業（偽集団所有制を含む）を中心とする温州モデル、集団所有制企業が主役となる蘇南モデル（江蘇省南部）

などがそれである。その中で、末端の郷・鎮政府或いは村政府・村民委員会（その名義での設立を含む）によって設立された「郷鎮企業」が全国的に普及した。90年代半ばからの後期では、このような地方モデルが平準化されたとともに、中央政府の介入を機に中央国有企業⁴⁴、外資系企業及び全国に展開する民間企業などが活躍した。しかし、地方政府が地方の経済に強い権限と責任を持つこと、さらには地方間の激しい競争はほとんど変わっていない。一方、政治的には中央政府は、共産党組織と人事権を通じてしばしば介入してきた。また、財政資金は、前半では郷・鎮→県→地区（市）→省→中央の流れであったが、後半では中央→省→地区（市）→県（市）に逆転された。

2. 地方政府による開発資金の調達

計画経済期の財政制度は、基本的に中央集権的な「統収統支」（全額上納・統一配分）とされている。しかし、多層的な財政システムの下で数段階の「統収統支」は、空間的にも時間的にも無理があり、中央政府も効率的なシステムを模索せざるを得ない。

1958年以降、地方財政は実質的に省・地区・県・人民公社の4層構造となったが、徴税機能は県もしくは人民公社によって担われた。中央政府、省及び地区（当時「専区」）の財政収入は、それぞれが管轄する国有企業の利潤（1984年以降納税）と下級政府の税金の上納⁴⁵に依存していた。その中で、実態的に下級政府の財政的な独立性と財源の優位性が形成された。さらに、増収を奨励するまたは下級政府への配分の不足を補うため、各レベルの地方政府、国有企業に「予算外資金」⁴⁶と呼ばれる自主財政制度が形成された（田島 2000、78～80頁）。

これらの実態進行を制度化したのは、1980年代に導入された「財政請負制」（上級政府と下級政府との間に一定の期間に一定の上納額を定め、下級政府が徴収した税金等は上納分を除き自由に使える制度）であった。このように、実態的にも制度的にも地方政府の財政的な独立性が確立されたのである。

国有企業は、人事権が管轄機関に握られる一方、1994年の分税制の導入までには基本的

⁴⁴ 中国の国有企業は、すべて「全人民所有」とされている。但し、それは中央省庁が直接管理する中央国有企業と地方政府が所管する地方国有企業に分けられる。現在、地方国有企業がほとんど民営化されており、国有企業全体は中央国有企業 80 社に集約されつつある（『日本経済新聞』2010年4月8日）。但し、元地方国有企業は地方政府と深いつながりを持つと考えられる。

⁴⁵ 上級政府の収入と下級政府の徴税インセンティブのバランスを保つため、税金上納の割合や方式は2、3毎に改正された。全額上納の他、税収区分、一定の割合で上納、所定額を超える部分の低上納比率、支出額と上納額とのリンクなどの方式が作られてきた。県レベルの財政をみると、計画経済期の30年間のうち「統収統支」が実行されたのは5年間である。

⁴⁶ 1953年以降、財政収支を補完するために作られた政府または国有企業が管理するインフォーマル的な大規模な資金である。その財源は、税金の上乗せ、政府部門の業務収入、公共事業の付加収入、国有企業の奨励・修理基金、減価償却資金などがある（田島 2000、79頁）。管理する組織は「予算外資金」を自由に使える。「予算外資金」に占める中央政府の割合が減少、地方政府の割合が増加する傾向があり、2008年末中央政府と地方政府はそれぞれ、492.1億元と6125.2億元の予算外収入を得ている。その他に、政府の各部門、国有企業の多くには、非合法的な資金のプール「小金庫」（隠し金庫）が存在する。

に管轄者のみに対する利潤上納もしくは納税義務を負うことになる。このため、地方国有企業は、郷・鎮、村が設立した「郷鎮企業」と同様に、管轄者たる地方政府（省、地区、県レベル）の実質的な所有となった。地方政府は、傘下の企業をはじめ地方のあらゆる資源を動員し、さらなる利益を追求し地方経済の発展を促進した。その中で、同レベル他地方との競争を勝ち抜くため、地方政府は自ら所管・所有する企業を中心に、原材料の調達、工場用地、労働者の管理など便宜を提供してきた。資金調達のルートの確保は、その重要な手段の一つであった。

計画経済期に財政の付属となった国有銀行などは、1979年以降次々と再建・新設された。これに合わせ、国有企業の運転・設備投資資金も次第に財政支出から銀行融資に切り替えられた。しかし、これらの銀行は当初預金・貸出差額指標に基づく行政レベル別に管理された。1985年以降資産負債比率に基づく間接規制へ転換しても、正副支店長の任命が同行政レベルの中国人民銀行支店の同意が必要だし、準備金も省レベルの中国人民銀行に預ける形となった（田島 2000、88頁）。その中国人民銀行の支店は、給与・任命権など同レベルの地方政府の勢力範囲内に置かれた。そのため、地方政府は銀行融資に容易に介入できる。

また、地方企業の上場支援も地方政府が提供した重要な便宜の一つであった。各地方政府はできるだけその地方に資金を導入するため、できるだけ多くの地方企業を上場させた。1999年まで企業の上場は所在地政府の推薦が不可欠であるが、その推薦できる会社数は中央政府が各省に割り当てた「額度」（枠）に制約される。当初の上場枠が株式発行額で計算されたため、財務状況が芳しくない中小企業が多く上場した。これに対して、中国証券監督管理委員会が1996年7月に上場枠を会社数に変更した。今度、地方政府はいくつかの経営不振企業を一つの優良企業に「数年前に」合併させ、「連合上場」させる事例が多くみられた（黄 2002、88頁）。2010年現在国内の証券取引所に上場している2063社のうち、半数以上がこのように地方政府の支援の下で上場したものである（井上 2004、4頁）。これは株式市場の質を引き下げ、「非流通株」とともに株式市場の不振の要因だとされている。

しかし、地方政府は、自らのインフラ投資と地方企業への資金供給などのため、国有銀行の融資などに満足せず金融機関の設立を幾度試みた。その代表的なものは、「国際信託投資公司」と「農村合作基金会」である。

国際信託投資公司は、1979年10月中国国際信託投資公司（CITIC）の設立をきっかけに、国有銀行と各省・市（地区レベル）などによって相次いで設立された。国際信託投資公司は「対外経済活動の窓口」となった一方、4大国有銀行による金融独占の中で、多くの金融サービスを開発し企業に提供した「第二国有銀行」とされた。しかし、1980年代半ばから乱立した国際信託投資公司は、過当競争をもたらし、その一部が違法経営に走ったとされる。そのため、中国人民銀行は、1992年からその整理に乗り出し、1995年に銀行系投資信託会社を銀行から分離した。その結果、1988年末に800社以上を数えた投資信託公司は、244社まで激減した（樊・岡 1998、84～85頁）。信託投資会社から再編された信託会

社は、銀行とともに現在シャドバンキングの主役となっている。

また、農村合作基金会は、郷・鎮（人民公社）或いは村政府（生産隊）が集団資金を管理するため1983年以降設立されたものであった。その後、出資金の名目で預金を集め、高利で貸し出すようになった。農村合作基金会の多くは、地域の企業や住民の金融アクセス手段を提供し、農村地域の経済発展に大きく寄与した。しかし、一部のものの乱脈経営による不良債権が蓄積され、金融業務経営許可を取れずまま1999年に全国一律に閉鎖された（陳2010、156頁）。

3. 開発資金調達の見きまり

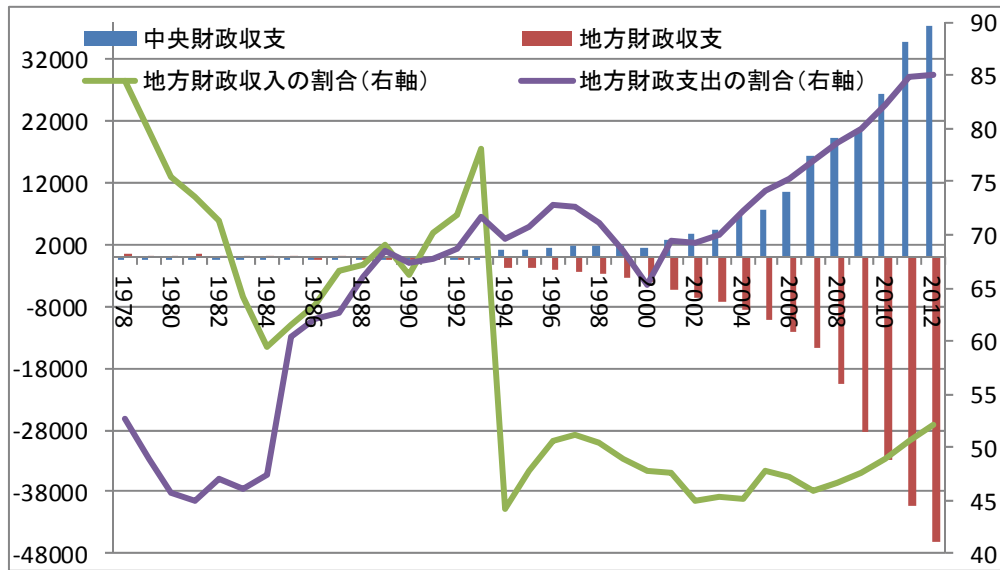
このように、地方政府は独自の財源を活用し、企業新設、インフラ建設などを通じて地方経済の発展をリードし、より大きな利益を求めると同時に地方指導者と幹部らの出世を図ってきた。また、一地方での規制緩和は他の地方の追随を誘発し、市場の仕組み導入につながることはしばしばあった。しかし、1990年代半ば以降上記のルートが行き詰まるようになった。

まず、中央政府は、周到な準備の下1994年に分税制⁴⁷を導入した。導入後も、中央政府は地方政府の財政収入が93年のそれを下回らないように「税収返還」を行った。しかし、経済の急成長、インフレ及び新設された国税局による徴税強化が税収増に繋がり、結果的に地方財政収入が財政収入全体に占める割合は徐々に減少していく。また、地方税務局が地方税を徴収するが、徴税機能も中央政府直属の国税局が中心的に担うようになった。国税局は中央税、中央・地方共有税を徴収してから、そのうちの地方分を地方政府に引き渡す。その結果、図1に示すように地方財政に構造的な収支ギャップが存在するようになった。

次に、90年代以降、国有企業への介入から得られる経済的利益が縮小されてきた（内藤2008、38頁）。これは、国公有企業が経営不振に陥った一方、金融改革によって地方政府が介入しにくくなることが考えられる。私営企業に対する規制が次第に緩和され、1999年「憲法」の「私営企業は社会主義公有経済の重要な構成部分」の一文はこれに決定づけた。その中、国有企業は集約・再編され、業界独占利益によって残存される傾向が明確になる。郷鎮企業の場合、皮肉にも97年1月「中華人民共和国郷鎮企業法」の施行に前後して、ほぼ歴史的な役割を終えた。これは、本来の郷鎮企業自体の衰退の他、私営企業が「公民権」を得て「郷鎮企業」と称する必要がなくなったためである。

⁴⁷ これに先立ち、地方政府の反対によって1984年と90年の二度にわたる分税制の先送る経緯があった。これらを教訓に、93年の「分税制」決定にあたり中央政府は、9つの地域での実験とその宣伝、地方の抵抗勢力の取り込み、後進地域への補助金の創設、地方政府の財政収入が93年のそれを下回らないような「税収返還」の決定など、対策を講じた（内藤2004、61頁）。分税制が成功した背景には、銀行・決済システムの整備との補完性、情報技術の進歩により最適徴税空間の飛躍的な拡大、証券市場の広域化などがあると考えられる。

図1 地方政府の財政収支の割合



出所) 国家统计局により筆者作成。

一方、銀行改革は1995年の「中華人民共和国中国人民銀行法」、「中華人民共和国商業銀行法」の成立によって、銀行に対する地方政府の影響力を排除する方向が明確となった。1999年に導入された中国人民銀行の地域支店（全国を9つの地域）制も、中国人民銀行に対する地方政府の影響力を排除するためだと言われている。また、1999年9月に公布された「中国证券监督管理委员会株式発行審査認定委員会暫定規則」によって地方政府への上場枠が廃止され、中国证券监督管理委员会の管理下にある審査認定委員会の独自審査による上場の決定に切り替えた（井上2004、4頁）。これによって、少なくとも制度的に地方政府による株式市場への介入が完全に遮断された。

最後に、地方政府が設立した農村合作基金会、国際信託投資会社なども1990年代末に清算されるようになった。農村合作基金会は、設立した機関が責任を持って債務などの処理を行い、一律に閉鎖された。また、1998年10月中国人民銀行による広東国際信託投資会社の清算発表をきっかけに、「国際信託投資会社」の多くは対外債務不履行を起こし経営破綻に陥った。その後、中国人民銀行と中国銀行業监督管理委员会による幾度の整理を経て、「信託業務を主として扱う」信託会社に再編された（みずほ総合研究所2011、74～78頁）。2011年9月2日中国銀行業监督管理委员会が発行した金融業務許可書を更新した信託会社は70社ある（中国銀行業监督管理委员会ホームページ）。70社のうち、地方の名前があり地方政府の影響力が残されると思われるのは三分の一ほどある。

このように、財政収支のギャップが広がる一方の地方政府は、急成長する不動産市場に目を付けるようになった。

二. 新たな収入を求めて

1. 不動産市場とデベロッパーの資金調達

計画経済期の中国では、工業化推進のため重点プロジェクトをはじめ工業施設の建設に資源が集中的に投入された。そのため、農民たちは食料の拠出、労働者たちは低賃金を強いられ、全般的に消費が抑制された。その中で、農村部では集団所有土地に簡単な住宅を自力で建て、都市部では配給制の公営住宅制度が導入された。

1980年代に入ってから、都市部住民は所得増に伴い、住宅に対する需要が爆発的に増加した。また、工業化・都市化に伴う農村住民の移住による住宅需要も増加し続けた。しかし、低価格の公営住宅の存在が住宅の市場価格を低く抑える一方、国有土地の取得が難しく民間企業による住宅建設は容易なものではない。地方政府も、赤字採算を続けてきた公営住宅を新たに建設するインセンティブを持たず、限られた資源を急増した工場などの建設に回した。そのため、公営住宅制度などによる慢性的な供給不足と需要増の悪循環に陥り、迅速な住宅開発が求められるようになった。中国政府は、80年代後半から不動産市場の育成を意識した制度整備に力を入れた。その中で、住宅先物販売制度をはじめ供給増を目指す制度が次第に導入されるようになった。

旺盛な住宅需要の下、設計、建築などは外部の設計会社、建設会社に委託するのは一般的であり、開発に関わる生産諸要素が資金で調達することが難しい。そのため、ある程度の安全措置さえを講じれば、資金調達が住宅開発のカギとなる。

表2 中国のデベロッパーの資金調達

(単位:億元)

	年間調達額 ^a	国内融資 ^b	b/a	外資利用 ^c	外国直接投資 ^d	(c+d)/a	自己調達 ^e	e/a	その他 ^f	f/a
1998	4,414.9	1,053.2	23.9%	361.8	258.9	14.1%	1,167.0	26.4%	1,811.9	41.0%
1999	4,795.9	1,111.6	23.2%	256.6	180.5	9.1%	1,344.6	28.0%	2,063.2	43.0%
2000	5,997.6	1,385.1	23.1%	168.7	134.8	5.1%	1,614.2	26.9%	2,819.3	47.0%
2001	7,696.4	1,692.2	22.0%	135.7	106.1	3.1%	2,184.0	28.4%	3,670.6	47.7%
2002	9,750.0	2,220.3	22.8%	157.2	124.1	2.9%	2,738.4	28.1%	4,619.9	47.4%
2003	13,196.9	3,138.3	23.8%	170.0	116.3	2.2%	3,770.7	28.6%	6,106.1	46.3%
2004	17,168.8	3,158.4	18.4%	228.2	142.6	2.2%	5,207.6	30.3%	8,562.6	49.9%
2005	21,397.8	3,918.1	18.3%	257.8	171.4	2.0%	7,000.4	32.7%	10,221.6	47.8%
2006	27,135.6	5,357.0	19.7%	400.2	303.0	2.6%	8,597.1	31.7%	12,781.3	47.1%
2007	37,478.0	7,015.6	18.7%	641.0	485.4	3.0%	11,772.5	31.4%	18,048.8	48.2%
2008	39,619.4	7,605.7	19.2%	728.2	635.0	3.4%	15,312.1	38.6%	15,973.4	40.3%
2009	57,799.0	11,364.5	19.7%	479.4	403.3	1.5%	17,949.1	31.1%	28,006.0	48.5%
2010	72,944.0	12,563.7	17.2%	790.7	673.4	2.0%	26,637.2	36.5%	32,952.4	45.2%
2011	83,245.9	12,563.8	15.1%	813.6	704.7	1.8%	34,093.4	41.0%	35,775.1	43.0%
2012	96,536.8	14,778.4	15.3%	402.1	358.5	0.8%	39,082.0	40.5%	42,274.4	43.8%

出所) 国家統計局データに基づき筆者作成

注) 国内融資の約9割は銀行からの融資であるが、銀行以外の融資(信託、ファンドなどから)が増加傾向にある。

表 2 から見ると、開発資金におけるデベロッパーの「自己調達」比率（日本では一般的に「自己資本比率」と訳されている）が 1998 年の 26.4%から 2012 年の 40.5%まで、基本的に上昇傾向にある。一方、国内融資の割合は 1998 年の 23.9%から 2012 年の 15.3%まで、基本的に低下傾向にある。外資利用と外国直接投資は、2000 年代に入ってから 2%ほどになる。また、その他の資金調達は 4 割台を維持し、その内訳が明らかにされていない。このように、中国のデベロッパーの資金調達には、その他は半分弱、「自己調達」と国内融資の合計は半分強を占めている。

しかし、表 3 から見ると、頭金と住宅ローンがその他の資金調達の 8 割台、デベロッパーの資金調達全体の 40%前後を占めている。2011 年の新築住宅先物販売比率が 83.3%（和泉 2012）で計算すると、デベロッパーが先物販売で回収した資金はその全資金の 1/3 を占めていることが分かる。前述したように、住宅購入者は契約の成立から物件の引き渡しの間、頭金の機会コストと銀行への金利を負担する代わりに、未完成物件と完成物件の価格差を享受する。これに対して、デベロッパーは未完成物件と完成物件との価格差を提供することによって、早期に資金を回収する。このような制度の下、既存デベロッパーは回収した資金を同じプロジェクトの建設と新規プロジェクトの開発に使用することが可能となる。また、中小デベロッパーも小額の資金で開発に参加できると考えられる。中国のデベロッパーの数は、2000 年の 27,303 社から 2010 年の 85,218 社まで、3 倍強も増加した。同じく表 2 によると、「自有資金」（本来の「自己資本」）比率は 2005 年から 2011 年まで、変動を伴いながら基本的に 20%前後となっている。すなわち、デベロッパー全体は開発資金の 1/5 ほどで開発事業を行っている。その他に、銀行などからの融資（開発融資と住宅ローン）、頭金とインフォーマルな調達などがそれぞれ 3 割、3 割と 2 割ほどを占めている。

表3 自有資金と先物販売資金の割合

(単位:億元)

	年間調達額a	自己調達b	自有資金c	c/b	c/a	その他d	頭金e	住宅ローンf	(e+f)/d	(e+f)/a
2005	21,397.8	7,000.4	4,022.2	57.5%	18.8%	10,221.6	6,954.2	1,341.2	81.2%	48.3%
2006	27,135.6	8,597.1	5,068.2	59.0%	18.7%	12,781.3	8,192.7	2,588.4	84.3%	50.4%
2007	37,478.0	11,772.5	6,974.1	59.2%	18.6%	18,048.8	10,663.2	5,080.4	87.2%	58.0%
2008	39,619.4	15,312.1	8,849.1	57.8%	22.3%	15,973.4	9,756.7	3,886.0	85.4%	36.4%
2009	57,799.0	17,949.1	9,858.9	54.9%	17.1%	28,006.0	16,217.5	8,561.7	88.5%	62.5%
2010	72,944.0	26,637.2	14,212.9	53.4%	19.5%	32,952.4	19,275.2	9,523.8	87.4%	49.8%
2011	83,245.9	34,093.4	17,683.8	51.9%	21.2%	35,775.1	21,610.1	-	-	-

出所) 国家統計局データに基づき筆者作成

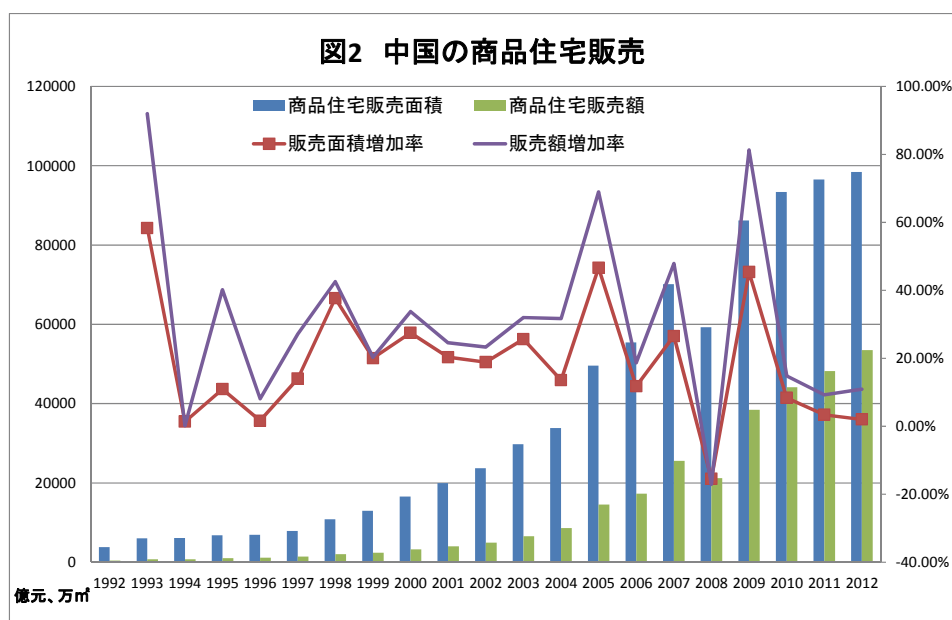
注) 「自己調達」は日本語で資本金と訳される場合が多いが、その半分弱は他人から借入れなどである。そのほとんどは、株主が個人あるいは会社からインフォーマル的に借入れたものである。

このように、デベロッパーの経営は、比較的に少額の資金の高速回転による成長性を重

視したビジネスモデルによるところが大きい。また、商品住宅先物販売制度⁴⁸をはじめとする資金調達仕組み・慣行があるからこそ、このようなビジネスモデルが可能になるのである。

2. 地方政府の新たな収入

前述のように、地方政府は1990年代半ば以降、構造的な収支ギャップを抱えながら、企業への介入から得られる利益が縮小され、独自の金融機関による資金調達のルートが打ち切られた。さらに、「中華人民共和国財政法」によって地方債の発行が基本的に認められていない。このため、地方政府は地方経済の成長による財政収入増を狙う一方、新たな財源を求めざるを得なかった。この中で、急成長する不動産市場に目を付けた。中央政府もこれを認めざるを得なかった。



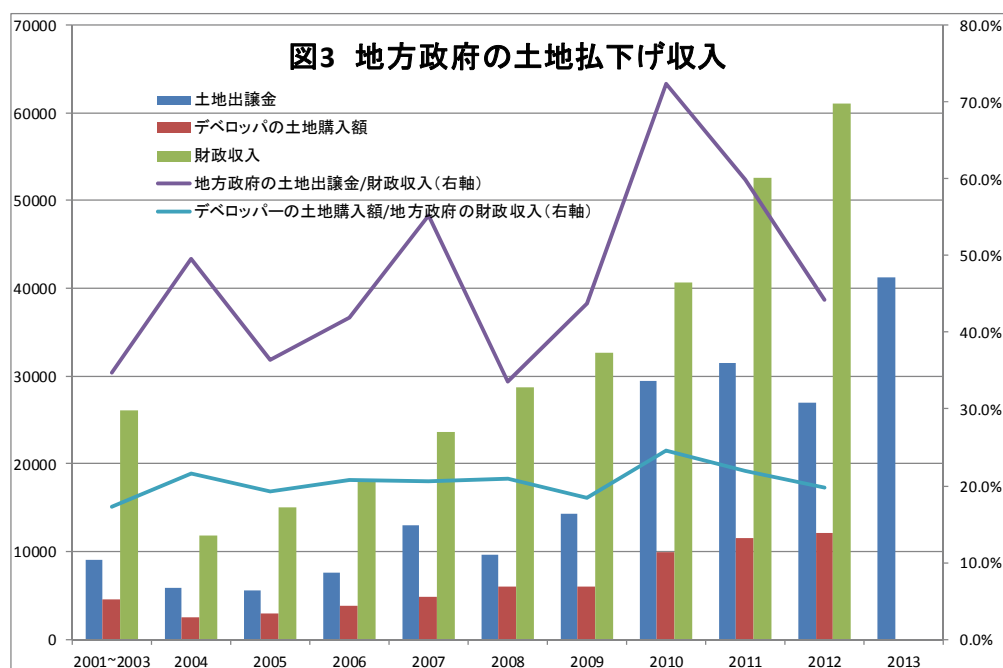
出所)『国家統計年鑑』により筆者作成

まず、1988年「憲法」に「土地所有権は法律の規定により譲渡できる」との一文を設けた。その後「中華人民共和国土地管理法」とその関連条例などで都市部の建設用地の取引を可能にした。次に、1995年1月に「都市不動産管理法」と「都市商品不動産予約販売管理弁法」の施行により、商品不動産先物販売制度を導入した。最後に、1998年に40年間

⁴⁸ 中国の住宅先物販売制度の下、デベロッパーが未完成物件（中国語で「期房」という）を予約購入（「預售」という）する。購入契約時、購入者が頭金をデベロッパーに支払う。同時に、契約後に購入対象の未完成物件を担保に速やかに銀行から住宅ローンを借り、銀行が購入者の代わりにデベロッパーに残された商品代金を支払うのは一般的である。物件の完成・引き渡しが数か月から2年後になる場合が多い代わりに、未完成物件の販売価格は完成物件（「现房」という）に比べて割安に設定されることが多い。

続いた住宅分配制度の完全廃止、住宅の商品化制度の完全実施を宣言した。その結果、図2に示されるように中国の住宅市場はほぼ20%の高成長が20年間も続いた。

中国の土地権利は、所有権と使用权⁴⁹に分離されている。所有権は、利用者ではなく、国（都市土地）あるいは集団（農村土地）が有する。県（市）などの地方政府が、所轄地域の土地を管理しており国有地の実質上の所有者になる。そのため、地方政府は都市計画を実行するため一定の立ち退き料を払えば、いつでも国有地を徴用できた⁵⁰。一方、郊外と農村の土地は、一部の国有地を除き農民集団の所有とされるが、実質上郷・鎮或いは村の所有である。これらの集団所有地は、県（市）政府の許可を得た郷鎮企業・公共施設の建設用地と農民の自宅用地（「宅基地」という）以外に、建設用地に転用する場合一旦、県レベル以上の地方政府が徴用し国有化する必要がある。この国有化ルールは、耕地の減少に歯止めをかけるために欠かせない政策とされている。



出所) 朱貴明『房價必跌』社会科学文献出版社2010、11頁。『中国統計年鑑』各年版。「売地的錢去哪了」(『報林』2011年2月 総第157期)。「中国經濟輕踏『減速板』」(『南風窓』2011年第16期)。「日本經濟新聞」2011年10月21日。「樓市調控關鍵期 省長輪番進京」『中投顧問房地產行業研究週刊』226期、20頁。『北京日報』2014年1月31日。

⁴⁹ 土地使用権の最高使用年限：住宅用地 70 年、商業、観光、娯楽用地 40 年、その他用地 50 年（「中華人民共和国都市国有地使用权譲渡暫定条例」第 12 条）。住宅用地が満期しても自動的に更新する（「中華人民共和国物権法」第一四九条）。

⁵⁰ 次の場合、土地行政部門が使用許可権を有する政府の許可を得て、国有土地の使用権を回収することができる（①と②の場合適当な補償金が必要）。

- ① 公共利益のため土地を使用する場合。
- ② 都市計画の実施により旧市街地を改造する必要がある場合。
- ③ 使用期間が満了し、使用者が延長申請しないあるいはその申請が許可されない場合。
- ④ 国有企業・公的部門に支給された土地使用権が、使用者が移転する場合。
- ⑤ 道路、鉄道、空港、鉱山場などが利用廃止する場合。（「中華人民共和国土地管理法」第五十八条）

地方政府は、国有地を公共施設の建設用地の他、開発業者、誘致した企業などに払下げ、その代価を受け取る。土地の徴用費用と払下げ収入の差額は、地方政府の収入になる。これは、いわゆる「土地財政」である。前述のように、1990年代に入ってから国有企業による住宅の無償提供の廃止もあり、不動産価格が上昇傾向にある。これに伴い土地価格も上昇し続け、地方政府の土地払下げ収入が1990年代末から急増し、その後も図3に示される通り地方政府の土地払下げ収入も増加傾向にある。これを可能にしたのは、次項でみる不動産市場の急成長である。

三. シャドーバンキングと地方政府債務

中国のシャドーバンキングは、「銀行の理財商品」、「国有企業による銀行融資の又貸し」或いは「ノンバンクによる貸出」などとされ、その一面だけを取り上げられることが多い。また、定義・内容・形式などがあいまいのまま、一面だけが取り上げられ、議論を進められることが多い。また、海外では金融秩序の攪乱要因だとみられる傾向がある一方、中国国内では金融イノベーションだと見る議論も少なくない。中国政府は、基本的に大きな問題がないことを公式見解にしながらも、情報収集と規制強化の姿勢を示している。

1. シャドーバンキング

欧米では、オフバランス化を目的とする銀行融資の証券化などの金融形態をシャドーバンキングと総称している。これに対して、中国では厳しい規制を受け証券化が進まない中、銀行融資を代替するものをシャドーバンキングと呼ぶ。

巴（2013、19頁）は、シャドーバンキングを以下のように定義している。

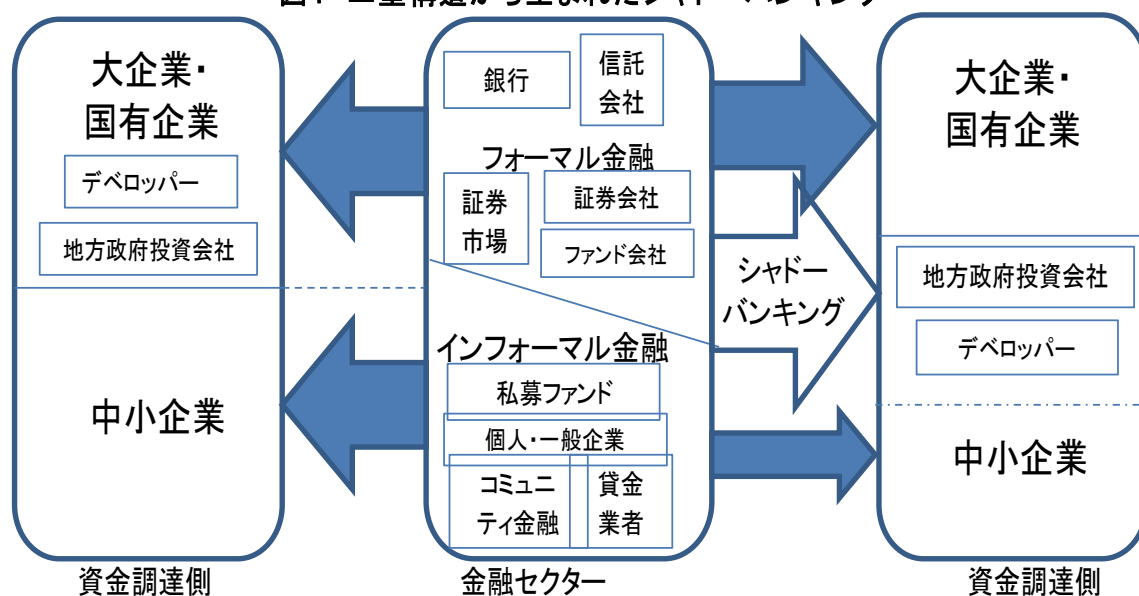
- ① 最も狭い定義：銀行の資産運用業務（理財業務）と信託会社の投資業務の二つ
- ② 比較的狭い定義：①+財務公司、自動車ローン会社、金融リース会社、消費者金融会社などのノンバンクの融資業務
- ③ 比較的広い定義：②+インターバンク業務、委託融資などのオフバランス化業務、融資型信用保証会社、小口貸付会社、質屋などのノンバンクの融資業務
- ④ 最も広い定義：③+民間融資（インフォーマル金融）

これに対して、本研究は中国の金融セクターをフォーマル金融、インフォーマル（民間）金融とシャドーバンキングの3つに分けて考える。狭義のシャドーバンキングを、金融規制を回避し、銀行融資を代替する銀行類金融機関（個人や企業に資金を貸す金融機関）による金融活動と定義する。規制と監督を回避するため、フォーマル金融から逸出した金融組織と金融活動、銀行が融資できないものに対する信用供与を意味する。しかし、このようなシャドーバンキングはこれまでの中国にもあった。前述の投資信託会社、城市信用合

作社⁵¹などによる金融活動など、銀行融資を代替するものが存在していたが、シャドバンキングのという用語がつかわれていなかった。

すなわち、シャドバンキングはフォーマル金融とインフォーマル金融の中間形態であり、フォーマル金融機関によるインフォーマル金融活動への参入だと言える。一方、インフォーマル金融（中国で「民間金融」とも呼ばれる）のうち、「銭荘」などの貸金会社、「合会」（無尽）などのコミュニティ金融がインフォーマル的な存在のままであるが、消費者金融会社、小口貸付会社、質屋、融資型信用保証会社などはフォーマルな組織になったものの、インフォーマルな活動を続けるものが少なくない。また、私募ファンドの一部は信託チャンネルなどを利用し監督機関に登録することによって、フォーマルなサンシャイン・ファンド（「陽光私募」と呼ばれる）になった。このようなシャドバンキングは、図4に示されるように、フォーマル金融とインフォーマル金融の2重構造の中から発生したである。図の左側は、金融機関などによる実体経済への既存の資金供給ルート、右側はシャドバンキングが発生してからの同ルートを示している。

図4 二重構造から生まれたシャドバンキング



出所)筆者作成。

シャドバンキングの形態は「理財商品」、「信託融資」及び銀行の変形融資である「委

⁵¹ 「城市信用合作社」(市街地信用組合)は、1979年以降に專業銀行(後の国有銀行)、街道(町)などによって関係者(銀行の場合は銀行員の定年後や子弟の)の就職先確保、町の中小企業の資金調達のために設立された。1995年から「城市商業銀行」あるいは「城市合作銀行」への転換が政府によって押し進められた。現在各大中都市で都市名を冠した銀行(例:上海銀行)はそれである(陳2010、157~158。門2011)。

託融資」・「手形融資」などがある⁵²。理財商品は、銀行によるものが最も大きなウェイトを占めるが、その他に信託会社、ファンド会社、保険会社、証券会社、先物取引会社も発行している。但し、「信託融資」は、銀行の理財商品（「銀信協力」）、私募ファンドなどの一部を含めている。2013年末信託融資の残高約10.9兆元（2013年6月末9.45兆元）のうち、銀行理財商品が2.18兆元（信託融資の20.0%、2013年6月末残高2.08兆元。以下同）、サンシャイン・ファンドが2543億元（2.3%、2552億元）、地方政府への融資が9607億元（8.8%、8042億元）、不動産ファンドが138億元（0.1%、184億元）になる（中国信託業協会ホームページ）。これらの信託商品は、銀行融資の代替として開発されそれぞれの盛期を経て、当局の規制で激減した。

このように、シャドバンキングは規制緩和の流れを受け、金融イノベーションとして黙認され成長してきたが、規制強化の度に激減し、代わりに新しい形のもものが急成長する傾向がある。この中で、図4に示される金融構造の変化が起きつつある。また、公式な統計がないため、シャドバンキングの規模について諸説がある。2012年9月末の残高は最も低い推測では13.6兆元、最も高い推測では28.6兆元（1元約16.6円。2012年GDP51.9兆元）に達している。中国社会科学院世界経済と政治研究所国際金融研究センターは、2012年末のシャドバンキングの残高を14.6兆元（政府データによる推測）、20.5兆元（民間のデータによる推測）としている。また、前述巴（2013）の最も狭い定義の規模を、2013年3月末16.9兆元（銀行理財商品8.2兆元、信託商品8.73兆元）と推測している（張2013）。そのうちの銀行理財商品について、2011年9月末残高が3.3兆元、2011年の新規発行額が16.99兆元とされている（巴ほか2012、69頁）。これらの推測は、断片的なものが多く定義の違いもあり、あくまでも参考になるものである。

2. 社会融資総額

2010年から政策決定の参考のため、中国人民銀行は証券市場、銀行など及びシャドバンキングを含む金融システムから実体経済への新規資金供給の総量として、「社会融資総額」のデータを公表している。さらに、2012年9月に2002年に遡って過去のデータ、2014年2月に省（直轄市・自治区）別の2013年データを公表した。これらのデータは連続性を有するものの、インフォーマル金融とシャドバンキングの最も重要な構成である銀行理財商品を扱っていない。

「社会融資総額」は、一定の期間内で証券市場、銀行など及びシャドバンキングを含む金融セクターから実体経済へ供給した資金の純増額の統計である。もちろん、その中にはインフォーマル金融を含めていない。社会融資総額は2004年と2011年に減少したが、2002年の2兆元から2013年の17.2兆元（8.6倍）まで、全体的に増加傾向にある（表4）。

⁵² その他、財務会社の融資は基本的に企業グループ内部に限定されており、銀行間債券市場における銀行類金融機関による企業への融資、国有企業による銀行融資の又貸しはデータの不備により本稿の対象としない。

表4 社会融資総額とその内訳

(単位: 億元、%)

年	社会融資総額a	人民元融資b	b/a	委託融資c	c/a	信託融資d	d/a	手形融資e	e/a	社債融資f	f/a	(c+d+e)/a	(c+d+e+f)/a
2002	20,112	18,475	91.9	175	0.87	—	—	-695	-3.46	367	1.82	-2.59	-0.76
2003	34,113	27,652	81.1	601	1.76	—	—	2,010	5.89	499	1.46	7.65	9.12
2004	28,629	22,673	79.2	3,118	10.89	—	—	-290	-1.01	467	1.63	9.88	11.51
2005	30,008	23,544	78.5	1,961	6.53	—	—	24	0.08	2,010	6.70	6.61	13.31
2006	42,696	31,523	73.8	2,695	6.31	825	1.93	1,500	3.51	2,310	5.41	9.83	17.17
2007	59,663	36,323	60.9	3,371	5.65	1,702	2.85	6,701	11.23	2,284	3.83	16.88	23.56
2008	69,802	49,041	70.3	4,262	6.11	3,144	4.50	1,064	1.52	5,523	7.91	7.63	20.05
2009	139,104	95,942	69.0	6,780	4.87	4,364	3.14	4,606	3.31	12,367	8.89	8.19	20.21
2010	140,191	79,451	56.7	8,748	6.24	3,865	2.76	23,346	16.65	11,063	7.89	22.89	33.54
2011	128,286	74,715	58.2	12,962	10.10	2,034	1.59	10,271	8.01	13,658	10.65	18.11	30.34
2012	157,600	82,000	52.0	12,800	8.12	12,900	8.19	10,500	6.66	20,010	12.70	14.78	35.67
2013	172,900	88,900	51	25,500	15	18,400	11	7,751	3.15	18,000	10.41	19.23	40.28
2013年Q1	61,600	27,600	44.8	5,235	8.50	8,230	13.36	6,704	10.88	7,520	12.21	19.38	44.95
2013年1~6月	101,500	50,800	50.0	11,100	10.94	12,300	12.12	5,164	5.09	12,200	12.02	16.02	40.16
2013年7月	8,088	6,999	86.5	1,927	23.83	1,074	13.28	1,783	22.05	461	5.70	45.87	64.85
2013年8月	15,700	7,113	45.3	2,938	18.71	1,079	6.87	3,045	19.39	1,227	7.82	38.11	52.80
2013年1~9月	139,600	72,800	52.1	18,200	13.04	15,800	11.32	6,359	4.56	15,300	10.96	17.59	39.87
2014年1月	25,800	13,300	51.6	3,965	15.37	1,068	4.14	4,901	19.00	332	1.29	34.36	39.79
前年比	+15300	+6879		+12600		+5603		+2748		-4530			

出所) 中国人民銀行の公表データに基づき筆者作成。

注) 「社会融資総額」は、一定の期間における金融セクター(フォーマル)から实体经济へ新規に供給される資金の純増額を示す。「委託融資」、「信託融資」、「手形融資」はそれぞれ、銀行が紹介した貸借、信託スキームを利用した貸借・投資、流通中の銀行引受手形の純増額を示す。「-」は、データがないか数値が非常に小さいことを示す。

「社会融資」のうち、社債と株式融資、人民元融資と外貨融資は金融であり、委託融資、信託融資、手形融資は銀行のオフバランス業務に利用され、おおむねシャドーバンキングだとみられる。表4に示される通り、2002年から2013年まで人民元融資は金額的に8.6倍になったが、全体に占める割合が91.9%から44.8%まで一貫して低下してきた。これに対して、社債の割合が上昇(2013年除き)傾向にあり、委託融資、信託融資、手形融資などが主役を交替しながら、全体に占める人民元融資の割合の低下を補っている。年間で見ると、2003年社会融資総額全体が70%も増加したのに対して、人民元融資が量こそ前年比49.7%も増加したが、全体に占める割合が逆に10.8ポイントも低下した。代わりに、手形融資と外貨融資の割合がそれぞれ9.4ポイントと3.1ポイント上昇した。2007年に人民元融資が同12.9ポイント低下したのに対して、手形融資が7.7ポイント、外貨融資が3.1ポイント上昇した。また、2010年に人民元融資が同12.3ポイント低下したのに対して、手形融資が13.4ポイント上昇した。2012年、人民元融資と株式融資がそれぞれ同6.2と1.8ポ

イント低下したのに対して、信託融資が 6.6 ポイントも上昇した(金額的には前年の 6.3 倍)。2013 年人民元融資が 1 ポイント、社債融資が 2.3 ポイント、手形融資が 3.5 ポイント低下したのに対して、信託融資が 2.8 ポイント、委託融資が 7.9 ポイントも上昇し、全体的に委託融資、手形融資及び信託の割合が 4.6 ポイント上昇し、40.3%を占めるようになった。なお、3 者が社会融資全体に占める割合は、2013 年 7 月には 2013 年前半の 40.2%から 64.9%まで急上昇した。これは、6 月下旬に中国人民銀行は、自らのシャドーバンキングの引き締めを行う姿勢により市場が動揺し短期金利が急上昇したことを受け、緊急に資金を供給したためとみられる。

これらのシャドーバンキングは、銀行融資の代わりに一種の「信用創造」を行っている。手形融資の場合、銀行は企業から保証金を受領し、企業に保証金の一定の倍率で「銀行引受手形」の発行を認める。企業は、その手形を別の銀行で割引し、手にした現金をさらに銀行に保証金として預かり手形を発行することができる。すなわち、保証金→手形→割引→保証金の循環が、貸付増と預金増の循環を部分的に代替し「信用創造」の役割を果たす。このようなシャドーバンキングは、銀行の背後に隠れているものの、預金・貸付業務とともに銀行業務の一部となっている⁵³。近年、信託スキームを活用した様々な形のものが肥大化し、監督当局と主流銀行内部もこれに対する危機感を強めている。四大国有銀行の一つである中国銀行の肖鋼頭取(現在中国証券監督管理委員会主席)は、中国の英文新聞 *China Daily* に論説を発表し、シャドーバンキングに対する管理監督の強化を呼びかけた。

このように、シャドーバンキングは銀行融資の代わりに、本源的な貸し手から最終的な資金需要者への資金供与を行ってきた。その主な資金供与先は、地方政府投資会社、デベロッパー及び中小企業の三つがある。本研究は、シャドーバンキングから中国経済の構造変化や両者の関係を究明するため、地方政府の資金調達手段としてのシャドーバンキングに重点を置く。

3. 地方政府の債務問題

第二節でみてきたように、独特な土地所有権制度と不動産市場の急成長が地方政府の「土地財政」を可能にした。一方、地方政府は「土地財政」を成長させ続けるため、インフラ整備と初期投資などの「開発」を行う必要があり、当然そのための資金調達が欠かせない。その結果、資金調達、開発と不動産価格の上昇の循環ができ、地方政府債務の膨張が続けた。

2010 年末、銀行が抱える「地方性債務」⁵⁴の残高は 8 兆 4,680 兆元となり、「地方性債務」残高全体の 79%を占めている(審計署)。2010 年末金融機関全体の貸出残高は 47 兆 9,196 億元であり、そのうち 17.7%の 8 兆 4680 億元は「地方性債務」である。その後、銀

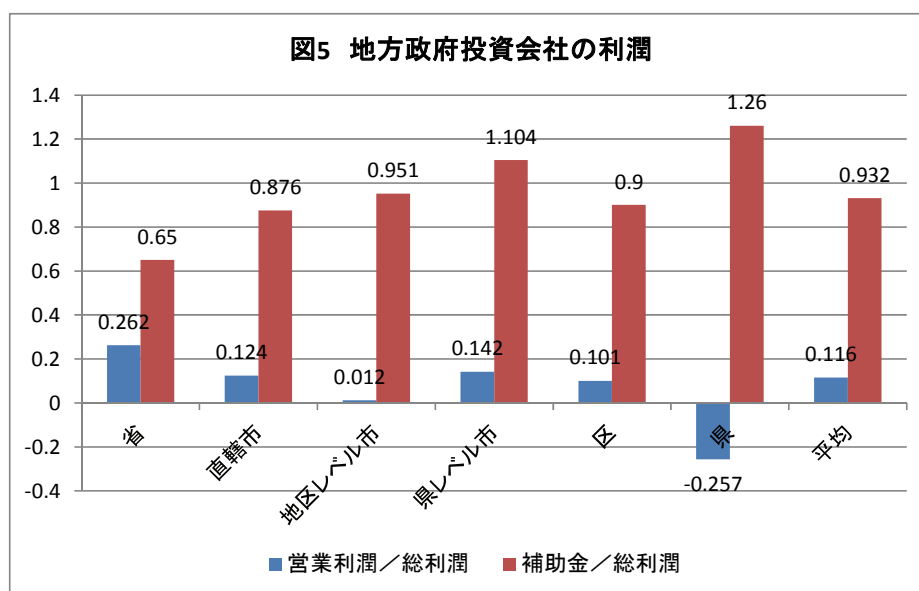
⁵³ 報道によると、中国銀行業監督管理委員会は 8 月 10 日の通達で、銀行にこれまでの財テク業におけるすべてのオフバランス資産を 2013 年までの 2 年間で表内に計上し、150%の不良債権に対する貸倒引当金カバー率に基づき準備金を計上するよう求めた。

⁵⁴ 「地方性債務」は、政府の末端組織の郷・鎮、村などによるものを含めていない。

行からの融資が抑制されたが、既存債務の返済が進められていないとみられる。

国家審計署⁵⁵は、2012年末36地方政府（18省、18市）の債務が3兆8,476億元、全国の地方債務総額に占める割合を31.8%と発表している。これを基に全国の地方債務総額を推計すると、約12兆1,000億元となる。これらの地方政府債務は、その傘下の地方政府投資会社を通じて調達されるものがほとんどである。

地方政府投資会社は、地方政府がインフラ建設、払下げ地の整備などの資金を調達するために、全額出資で設立した会社である。中国では「地方融資平台（地方資金調達プラットフォームの意味）」と呼ばれ、省・地区・県レベルの政府が整理された信託投資会社などの代わりに設立したものである。これらの投資会社は、〇〇市城市建設投資公司等と称され、経営トップの7割が地方政府の役人による兼任である。その筆頭株主は、地方政府自体の他、その管轄下の国有資産管理委員会、財政局、区管理委員会、建設局、水利局、交通局などである。2010年末現在少なくとも6,576社が設立されている。



出所) 周沅帆 (2010) により筆者作成。

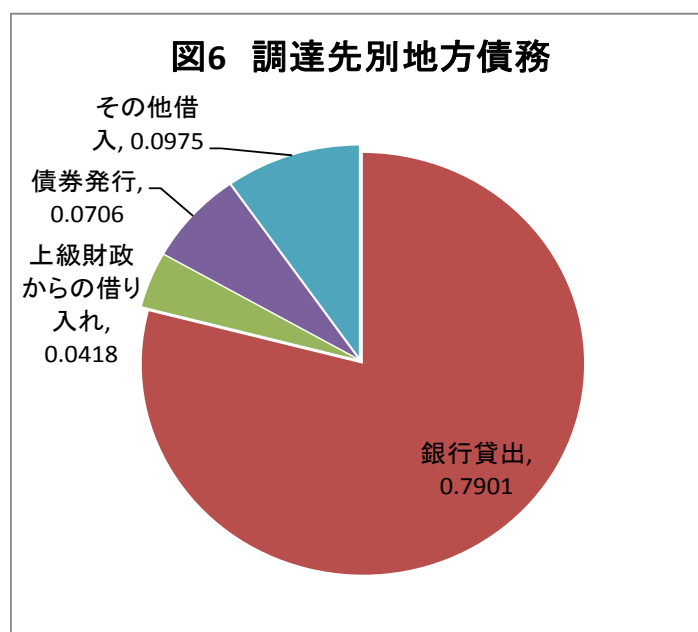
注) サンプルは62社。

図5は、鵬元資信評価有限公司の周沅帆氏が調査した62社の地方政府投資会社の財務状況を示している。これで、地方政府投資会社全体が補助金に依存していること、中でも県政府の投資会社は赤字経営で完全に補助金に依存していることが分かる。

また、2009年上場銀行14社が、地方政府投資会社へ合計2兆6,726億元を貸出し、当

⁵⁵ 中国審計署は日本の会計検査院に相当する。中国人民銀行統計では地方政府投資会社が10,000社超、中国銀行業監督管理委員会では9,800社を超えている。また、銀行業監督管理委員会によると、2010年6月商業銀行による地方投資会社への融資残高7.66兆元、そのうちの23%が借り手の返済能力や担保に問題があるとみられる。土地が融資担保の大半を占めている。

年の全貸出 22 兆 7,464 億円の 11.75%を占めている。全金融機関による同年末の地方政府投資会社への貸出残高は、手形融資を除き 7.2 兆円（周 2010、6～7 頁）、貸出残高 39 兆 9685 億円の 18%を占めている。2010 年末現在地方政府投資会社の債務残高は 4.97 兆円になり、「地方性債務残高」の 46.4%を占めている（国家審計署）。その他に、地方政府投資会社は、2010 年 6 月末まで合計 339 回の債券を発行し、4,342 億円の資金を調達した（周 2010、9 頁）。2010 年末の債券発行残高は、7567.3 億円になる（国家審計署）。



出所) 国家審計署により筆者作成

2010 年末では、銀行が抱える「地方性債務」⁵⁶の残高は 8 兆 4,680 兆円となり、「地方性債務」残高全体の 79%を占めている（審計署）。図 6 は「地方性債務」の調達先とその割合を示している。2010 年末金融機関全体の貸出残高は 47 兆 9,196 億円であり、そのうち 17.7%の 8 兆 4680 億円は「地方性債務」である。このように、不動産と土地価格の急落が発生した場合、地方政府、場合によって中央政府に大きな負担をもたらす可能性が高い。

このように、地方政府投資会社が地方政府の補助金で経営を維持し、銀行などからの借入金で投資する。前記の周氏が調査した地方政府投資会社では、土地所有権はその総資産の平均 33.6%を占めており、最も大きな資産となっている（周 2010、99 頁）。「地方政府投資会社のほとんどは、土地在庫の値上げを主要返済資金とする」（邢 2011、74 頁）。2009 年末上場銀行 14 社の貸出残高の 11.75%は地方政府投資会社向きのものである（周 2010、

⁵⁶ 郷・鎮と行政村などの政府の末端組織による債務は、「地方性債務」のデータ収集の範囲外にある。郷・鎮政府は独立した予算の組成権を有せず、行政村の村民委員会は自治組織とされるためである。しかし、村民委員会の債務は村民に押し付けることができても、郷・鎮政府の債務は意思決定権を有する県レベルの政府が直接的な責任を負うと考えられる。

7 頁)。土地価格と地方政府投資会社の経営は、銀行に少なからぬ影響を与えるだろう。中国政府も、2010 年 6 月 10 日 国務院は「地方投資会社の管理強化に関する問題についての国務院通知」を通達し、地方政府投資会社の管理強化に乗りたした。しかし、地方政府の財源問題を解決できず、またこれらの会社の倒産による社会不安を恐れ既存の債務に手を付けることがほとんどできなかった。

終わりに

中国においては、地方政府間の競合関係は歴史的に形成され、中華人民共和国になってから国内外の環境によりさらに強化されていた。現在に至っても、地方経済の成長率は地方の指導者自身を評価する最も重要な指標となっている。

これらの地方は、地方経済を成長させるため開発競争を行い、それは当然資金が必要になる。特に、「改革開放」初期には豊富な労働力に比べ、資金が経済発展のネックとなっていた。そのため、1980 年代以降から 1990 年代半ばまでの時期には地方政府は自らの強い経済権限を利用し、税金と所管・所属企業の上納金などの財政収入を確保した。また、国有銀行に介入し所管・所属企業及び地元企業に融資させるだけではなく、インフォーマル金融に参入し自らの金融機関を設立するようになった。地方政府が設立したこれらの金融機関は、後のシャドーバンキングの前身だと言える。すなわち、形こそが変化しているものの、中国におけるシャドーバンキングは決して新しいものではない。

しかし、1994 年中央政府による税制改革に続き、1990 年代後半地方政府と金融機関の癒着関係を断つ金融改革により、地方政府の財政収入が激減し、開発資金の調達ルートも行き詰まるようになった。このため、地方政府は急成長する不動産市場に着目し、自ら実質上所有権を有する建設用地の売却で財政収入を確保する一方、シャドーバンキングを通じて開発資金を調達してきた。また、債務の借入と返済にタイムラグがあり、借入と返済は別々の指導者の下で行われる場合が多く、地方指導者は前任の債務を返済する責任を負う一方、在任中に調達した資金に返済責任を負わない。そのため、自らの将来にかかわる在任中の評価が経済開発に左右され、かつ地方政府の意思決定に強い権限を持つ在任中の指導者は、資金調達に走らない方がおかしいと考えられる。その結果、地方政府債務は膨張し続けてきた。これに対して、中央政府は地方の赤字財政を認めず、規制を強化してきた。そのため、多くの地方政府は債務に統計されない資金調達ルートを探り、地方政府投資会社などを通じて資金調達を図った。

このように、資金調達→開発→収入増（経済成長、土地価格の上昇）→さらなる開発→さらなる資金調達という循環の中で、経済の高度成長が達成される一方、地方政府の債務が膨張し続ける。すなわち、地方政府の債務問題は中国の経済成長構造に原因がある。この問題を解決するためには、供給側の生産力重視の戦略、投資と輸出に依存する体質を改め、需要側の消費力の向上に努める必要がある。現政権は、都市化を通じて経済を成長さ

せることを歌えているが、不動産開発を中心とする都市開発に終わる恐れがないとは言えない。葉（2012、4～13頁）は、これまで「空間（土地）の都市化」が先行し、「人（人口）の都市化が遅れ、その結果産業・生活の都市化が進まないなどの課題を解決するため「都市化成長」から「都市型成長」への構造転換を強調している。すなわち、必要な時に農民を呼び込み、一段落すると農村に返す都市開発中心の発想から、元農民を含む生活者を重視する都市化は、消費力向上にも必要になる。また、都市の開発だけではなく、農村と経済成長の成果を共有し、農民が集団で所有する土地の利用自主権を尊重すべきだと考えられる。これについて、次の課題としたい。

参考文献

日本語

- 石原享一（2000）「中国型市場経済と政府の役割」中兼和津次 編『現代中国の構造変動 2 経済—構造変動と市場化』東京大学出版会
- 井上武（2004）「上場制度を見直す中国株式市場」『資本市場クォータリ』2004年春
- 今井健一、渡邊真理子（2006）『企業の成長と金融制度』名古屋大学出版会
- 植田賢司、五味佑子（2013）「中国のシャドーバンキングと拡大する地方政府債務」公益財団法人 通貨研究所『Newsletter』2013.8.5（No.23、2013）
- 梶谷懐（2011）『現代中国の財政金融システム：グローバル化と中央・地方関係の経済学』名古屋大学出版会
- 加藤弘之（2008）「序文：中国における中央と地方を考える視点」中国経済学会『中国経済研究』第5巻第2号
- 桑田良望（2011）『中国の金融制度と銀行取引——中国での金融機関利用の手引き——2011年版』みずほ総合研究所
- 黄孝春（2002）「振興国有大企業の民営化—美爾雅集团公司の事例を中心に—」今井健一 編『中国の公企業民営化——経済改革の最終課題——』アジア経済研究所
- 徐一睿（2010）『中国の財政制度の新展開—「調和の取れた社会」に向けて—』日本僑報社
- 関根栄一（2013）「中国の地方債務をどのように捉えるべきなのか」野村資本市場研究所『季刊 中国資本市場研究』Vol7-3
- 田島俊雄（2000）「中国の財政金融制度改革——属地的経済システムの形成と変容——」中兼和津次 編『現代中国の構造変動 2 経済—構造変動と市場化』東京大学出版会
- 陳玉雄（2010）『中国のインフォーマル金融と市場化』麗澤大学出版会
- （2012）「中国の経済発展とインフォーマル金融」『東亜』2012年3月号、No.537
- （2014）「中国における非主流金融の拡大と中小企業」慶應義塾大学経済学会『中国産業論の帰納法的展開』同友館（2014年3月予定）
- 中兼和津次（2010）『体制移行の政治経済学：なぜ社会主義国は資本主義に向かって脱走するのか』名古屋大学出版会

- 内藤二郎（2004）「中国の地方財政の構造的問題——債務問題を中心に」『大東文化大学経済論集』83巻4号、2004年7月
- （2008）「行財政面からみた中央—地方関係」同加藤（2008）
- 西村成雄（2000）「歴史から見た中国の政治空間」毛里和子編『現代中国の構造変動1 大
国中国への視座』東京大学出版会
- 任哲（2012）『中国の土地財政：中央の政策と地方政府』勁草書房
- 巴曙松（2013）「金融構造の進化からみる現在の『シャドーバンキングの』」野村財団『中
国資本市場研究』2013年夏号 第7巻第2号（通巻26号）
- 樊勇明、岡正生（1998）『中国の金融改革』東洋経済新報社
- 丸川知雄（2013）『現代中国経済』有斐閣
- 門闢（2011）『中国都市商業銀行の成立と経営』日本経済評論社
- 柳川範之（2002）「バブルとは何か：理論的整理」村松岐夫・奥野正寛編『平成バブルの研
究（上）』東洋経済新報社
- 葉華（2012）「『都市化成長』から『都市型成長』への転換の時代に移行する中国」『知的資
産創造』2012年9月号

中国語

- 巴曙松、陳華良、王超ほか（2012）『中国資産管理行業發展報告 2012年：短兵相接中資産
管理格局的重構』中国人民大学出版社
- 馬建堂（2011）『2010年中国房地產市場運行監測報告』中国人民大学出版社
- 邢少文（2011）「県級政府融資平台乱局」『南風窓』2011年第16期（総第442期）
- 張明（2013）「中国影子銀行体系發展狀況研究 中期報告」中国社会科学院世界經濟与政治
研究所国際金融研究中心、2013年4月
- 周沅帆（2010）『城投債——中国式市政債券』中信出版社

経済社会総合研究センター Working Paper 発行一覧

No.	発行年月日	題名 / メンバー
1	2001/04/29	■品質を考慮した中古マンションの価格モデルの推定 [小野 宏哉・高辻 秀興・清水 千弘]
2	2002/03/01	■国家の在り方に関わる基本問題 ―日本国家の戦略的危機管理を考える― [大貫 啓行]
3	2002/04/01	■首都圏中古マンション市場を対象とする品質調整住宅価格指数の開発 ―市場の構造変化と指数の接続― [小野 宏哉・高辻 秀興・清水 千弘]
4	2002/03/12	■日本のアイデンティティと外交政策 [ロナルド A・モース]
5	2002/03/15	■イスラムの拡大と21世紀の国際社会理解の為に ―イスラム拡大が引き起こす諸問題― [保坂 俊司]
6	2002/03/27	■地理情報システムでの利用を考慮した地域経済環境データベースの構築 [籠 義樹・高辻 秀興]
7	2002/03/31	■Real Options研究の現状 [高辻 秀興・小野 宏哉・佐久間 裕秋・籠 義樹]
8	2002/09/25	■技術革新と景気循環システム [永井 四郎]
9	2002/10/22	■地方自治体財政の現状分析 ―普通会計ベースで見た全国団体別財政力比較― [佐久間 裕秋]
10	2003/03/06	■財政赤字、公債と家計消費 [中村 洋一]
11	2004/02/01	■地方自治体財政の現状分析 ―普通会計ベースで見た全国団体別財政力比較― 平成12年度決算 [佐久間 裕秋]
12	2004/03/01	■デフレーション下の経済政策 [永井 四郎]
13	2004/03/20	■産学共同プロジェクト ～論理的企業風土確立に向けての組織改革～ [中野 千秋・山田 敏之・福永 晶彦・野村 千佳子・長塚 皓右]
14	2004/03/25	■私立大学財務の脆弱性と安定性 [浦田 広朗]
15	2004/03/25	■インフォーマルな金融システムの発展と政府の役割 ―「合会」(無尽)の発展における公的対応に関する日中比較研究― [陳 玉雄]
16	2004/03/25	■生命表形式による労働力と就業構造の分析：1987-2002年 [別府 志海]
17	2004/07/10	■日本ベンチャーキャピタル産業の発展プロセスとインプリケーション [李 宏舟]
18	2004/11/25	■Conjunct method of deriving a hedonic price index in a secondhand housing market with structural change [小野 宏哉・高辻 秀興・清水 千弘]
19	2005/03/01	■地方自治体財政の現状分析 ―普通会計ベースで見た全国団体別財政力比較― 平成14年度決算 [佐久間 裕秋]
20	2006/03/25	■Incorporating Land Characteristics into Land Valuation for Reconstruction Areas [小野 宏哉・清水 千弘]
21	2007/02/15	■土地利用の非効率性 ―東京都区部・事務所市場の非効率性の計測― [清水 千弘・唐渡 広志]
22	2007/02/18	■モンゴルにおける国際援助の経済効果、人口ボーナス [セリーテル・エリデネツール]
23	2007/02/20	■大正時代初期の宇都宮太郎 ―参謀本部第二部長として― [櫻井 良樹]
24	2007/03/31	■東アジアにおける企業家活動と地域産業の発展に関する研究 [佐藤 政則・陳 玉雄・連 宜萍・丘 紫吟]
25	2007/11/29	■Change in house price structure with time and housing price index ―Centerd around the approach to the problem of structural change― [清水 千弘・高辻 秀興・小野 宏哉・西村 清彦]
26	2007/11/29	■炭素税による温暖化対策の不確実性 [清水 透・小野 宏哉]
27	2008/03/31	■『人民日報』からみた「改革・開放」 ―中国の国際情勢認識と経済制度― [佐藤 政則・陳 玉雄]
28	2008/03/31	■中国の環境問題を考える [三瀧 正道・陳 玉雄・金子 伸一・汪 義翔]
29	2008/12/25	■近代日中関係の担い手に関する研究 (中清派遣隊) ―漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治― [櫻井 良樹]
30	2009/01/25	■Econometric Approach of Residential Rents Rigidity ―Micro Structure and Macro Consequences― [Chihiro Shimizu]

No.	発行年月日	題名 / メンバー
31	2009/03/27	■日本の経営は“意欲的労働力”の創出によって効果的か – “理念共有化”仮説の提唱 – [大場 裕之]
32	2009/03/31	■サブプライム問題以降の大きな変化と世界経済、オバマ政権の経済外交政策 [成相 修]
33	2009/03/31	■「銭荘」の発展と衰退 – 「中国式銀行」の衰退要因に関する試論 – [陳 玉雄]
34	2009/04/13	■Investment Characteristics of Housing Market –Focusing on the stickiness of housing rent– [清水 千弘]
35	2010/02/01	■What have we learned from the real estate bubble? [清水 千弘]
36	2010/02/01	■Structural and Temporal Changes in the Housing Market and Hedonic Housing Price Indices [清水 千弘・高辻 秀興・小野 宏哉・西村 清彦]
37	2010/02/12	■日本の経営の海外移転は成功しているのか –職務意識による理念共有化仮説の検証：メキシコ進出日系M社工場の事例を中心に– [大場 裕之]
38	2010/03/31	■中国の社区を考える [汪 義翔・三瀧 正道・金子 伸一・陳 玉雄]
39	2010/03/14	■日本の雇用形態の多様化に関する研究調査 [成相 修・佐藤 純子]
40	2010/07/01	■Will green buildings be appropriately valued by the market? [Chihiro Shimizu]
41	2011/03/10	■緊張が増す朝鮮半島と日本 –「2010 東アジア共同体への課題」プロジェクト研究報告– [成相 修・金 泌材]
42	2011/03/31	■自動車リコール届出による不具合データの収集および整理 –報告書– [長谷川 泰隆]
43	2012/01/31	■内外国債市場と高橋是清：1897～1931 [佐藤 政則・永廣 顕・神山 恒雄・武田 勝・岸田 真・邊 英治]
44	2012/03/31	■中国における伝統的文化の再評価と産業化・国際化 [三瀧 正道・汪 義翔・金子 伸一・陳 玉雄]
45	2012/03/31	■市民の環境意識と環境配慮行動への取り組みの現状 –千葉県柏市の事例– [籠 義樹]
46	2012/05/01	■都市基盤整備財源はどのように調達すべきか？ –都市の老朽化への対応と開発利益還元– [清水 千弘]
47	2012/05/08	■売却／購入過程における住宅価格 – 募集価格と成約価格 – [清水 千弘・西村 清彦・渡辺 努]
48	2012/10/15	■Biases in commercial appraisal-based property price indexes in Tokyo – Lessons from Japanese experience in Bubble period – [Chihiro Shimizu, Kiyohiko, G. Nishimura, Tsutomu Watanabe]
49	2012/10/15	■Commercial Property Price Indexes for Tokyo – Transaction-Based Index, Appraisal-Based Index and Present Value Index – [Chihiro Shimizu, W. Erwin Diewert, Kiyohiko, G. Nishimura, Tsutomu Watanabe]
50	2012/10/15	■The Estimation of Owner Occupied Housing Indexes using the RPPI: The Case of Tokyo [Chihiro Shimizu, W. Erwin Diewert, Kiyohiko, G. Nishimura, Tsutomu Watanabe]
51	2012/10/15	■Office Investment Market Becoming More Selective – Selection of the Winning Market in Tokyo's 23 Wards – [Chihiro Shimizu]
52	2012/11/17	■住宅価格指数の具備すべき条件 –国際住宅価格指数ハンドブックの論点を踏まえて– [清水 千弘]
53	2013/01/01	■不動産投資リターンはどのように決まるのか？ –資産価格・不動産収益と割引率のマイクロストラクチャの推計– [清水 千弘]
54	2013/01/26	■戦前日本の経済道徳 –その形成に関する試論– [道徳経済一体論研究会 編]
55	2013/03/29	■1932年日銀引受国債発行はどのようにして始まったのか –大蔵省・日本銀行・シンジケート銀行からの考察– [佐藤 政則・永廣 顕]
56	2013/03/31	■「共創空間」で地球を旅しよう ～ライフスタイルの再発見～ [大場 裕之]

No.	発行年月日	題名 / メンバー
57	2013/03/31	■不動産投資関連指数の時系列変動における特徴 [鈴木 英晃・高辻 秀興]
58	2013/07/09	■最小分散ポートフォリオでの不動産投資の分散効果ダイナミクス Dynamics of Diversification Benefits of Real Estate within Minimum-Variance Portfolio [鈴木 英晃・高辻 秀興]
59	2013/12/05	■総合収益でみた投資不動産と代替資産の多変量時系列分析 Multivariate Time Series Analysis for Investment Real Estate and its Alternative Asset Classes in Total Return: the Case of Japan [鈴木 英晃・高辻 秀興]
60	2014/03/24	■社風に応じた企業アーカイブを －歴史資料を現在と将来に活かす－ [佐藤 政則]
61	2014/03/31	■戦前日本の経済道徳Ⅱ －その形成に関する試論－ [道徳経済一体論研究会 編]

[問い合わせ先]

〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘2-1-1
麗澤大学経済社会総合研究センター
Tel:04-7173-3761 / Fax:04-7173-1100
<http://ripess.reitaku-u.ac.jp/>

掲載されている論文、写真、イラスト等の著作権は、麗澤大学経済社会総合研究センター及び執筆者にあります。これらの情報は著作権法上認められた場合を除き、無断で転載、複製、翻訳、販売、貸与などの利用をすることはできません。